

エコツアーリズム推進マニュアル (改訂版)

平成 20 年 3 月

環境省

エコツーリズム推進マニュアル (改訂版)

目次

第Ⅰ部 導入編

1.日本におけるエコツーリズム.....	1
2.エコツーリズムへの取り組み方.....	6
3.エコツーリズム推進法の概要.....	11
4.エコツーリズム推進のための参考事例.....	19

第Ⅱ部 実践編

第1章 エコツーリズムとは.....	21
1-1 エコツーリズムについて.....	21
1-1-1 エコツーリズムの考え方.....	21
1-1-2 エコツアーの考え方.....	22
1-1-3 エコツーリズム推進に当たっての3つの重要な要素.....	23
1-1-4 エコツーリズムに関わる主体.....	25
1-1-5 エコツーリズムと観光サービス.....	27
1-1-6 エコツーリズムの効果.....	29
第2章 エコツーリズムをはじめる.....	33
2-1 エコツーリズムへの意識の芽生え.....	33
2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討.....	34
2-2-1 関係者の理解促進.....	34
2-2-2 推進体制の構築.....	36
2-2-3 推進組織の運営.....	40
2-2-4 自然観光資源調査.....	42
2-2-5 観光ポテンシャルの検証.....	47
2-2-6 人材の育成.....	49
2-2-7 推進する地域の設定.....	53
2-2-8 中長期的な事業展開の検討.....	56
第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）.....	57
3-1 エコツーリズム推進法成立の背景.....	57
3-2 法律の趣旨.....	57
3-3 法律の概要.....	57

3-4	認定の趣旨	62
3-5	認定までの取り組み事項およびその手続き	62
3-6	エコツーリズム推進全体構想の作成・申請	64
3-6-1	エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	64
3-6-2	エコツーリズム推進全体構想の構成	65
3-6-3	全体構想に記載する事項	67
3-6-4	申請の際に必要な書類	80
3-7	認定基準	80
3-8	全体構想の変更について	81
3-9	認定全体構想の取り消しについて	81
3-10	関連法規について	82
第4章	資源を守りながら活用する（ルール）	83
4-1	概要	83
4-1-1	ルールの考え方	83
4-1-2	制度の考え方	85
4-1-3	ルールと制度の効果	91
4-2	策定	92
4-2-1	策定準備	92
4-2-2	検討	94
4-2-3	制度の検討	114
4-2-4	策定主体と策定方法	121
4-3	ルールの共有	123
4-3-1	共有の考え方	123
4-3-2	地域内での理解	124
4-3-3	旅行者の理解	126
第5章	資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）	131
5-1	ガイダンスとその内容	131
5-1-1	ガイダンス	131
5-1-2	「地域の魅力」としての価値付け	133
5-2	ガイドつきツアー	135
5-2-1	ガイドつきツアープログラムの企画	135
5-2-2	エコツアーの商品化・マーケティング	146
5-3	セルフガイダンス	164
5-3-1	セルフガイダンスの手段	164
5-3-2	ツールの開発	169

5-4 エコツアー事業の進め方	171
5-4-1 事業の運営とは	171
5-4-2 活動のための組織づくり	173
5-4-3 リスクマネジメント	178
第6章 資源を見守る（モニタリング・評価）	181
6-1 モニタリング・評価	181
6-1-1 モニタリング・評価の考え方	181
6-1-2 モニタリング	183
6-1-3 評価と反映	186
第7章 資源を維持する（維持と形成）	189
7-1 資源の維持と形成	189
7-1-1 資源の維持と形成の考え方	189
7-1-2 自然生態系の保全	192
7-1-3 資源としての景観の維持と形成	195
7-1-4 地域イベントの維持と演出	199
7-1-5 特徴的な料理の維持と形成	200
7-1-6 特産品や土産物の開発	201
7-1-7 資源管理のための財源と担い手の確保	202
7-2 環境負荷軽減の実施	205
7-2-1 し尿の処理	205
7-2-2 大気、水質の保全、浄化	207
7-2-3 省エネ、新エネの促進	212
7-2-4 リサイクル	214
第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて	217
8-1 取り組みの質の確保・向上	217
8-1-1 事後評価により的確に状況を把握する	217
8-1-2 継続的に取り組み改善を図る	217
8-2 推進主体の組織としての持続性の向上	219
8-2-1 長期的・段階的に組織発展を進める	219
8-2-2 自律的な経営のための財源を確保する	223
8-3 情報発信・公開	225
8-3-1 重点的・戦略的に活動を公表・報告する	225
8-3-2 観光旅行者、地域住民に対して効果的に情報発信を行う	225

8-4 地域の経済システムとしての確立.....	227
8-4-1 エコツーリズム推進の取り組みの深化.....	227
8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化.....	227

■活用にあたって

このマニュアルは、これからエコツーリズムの推進に取り組む地域、または現在既に積極的に取り組んでいる地域において、考え方の一助となることを目的としています。

これからエコツーリズムの推進に取り組む地域においては、取り組みを立案、実施し、効果的に推進するためのヒント集としてご活用いただけます。

また、現在既にエコツーリズムの推進に積極的に取り組んでいる地域においては、実施している取り組みがエコツーリズムの取り組み全体のどの部分に位置づけられるかを確認し、さらなる展開を検討するための資料としてご活用いただけます。

基本的には全ての地域で必要となる取り組みを記載していますが、自らの地域にとって必要な取り組みかどうかを判断する基準は、あくまで地域の実情に応じて判断することが重要です。各地域の実情によっては、本マニュアルで示した内容から外れていく場合も考えられますが、失敗を恐れずに実践の過程において、地域に合ったやり方を見いだしていくことが重要です。

また、地域の実情は日々変化していくものであるため、エコツーリズムの推進に取り組む中で獲得していく様々な知識や経験を本マニュアルにフィードバックすることにより、最新かつ独自の内容としていくことが求められます。本マニュアルと併せてさらに詳細な情報を他の資料から入手したり、他の先進地の事例を視察するなどによってさらに知識を深めることが重要です。

1.日本におけるエコツーリズム

(1) エコツーリズムの潮流

【エコツーリズムの認知】

1982 年：IUCN 第3回世界国立公園会議においてエコツーリズムが「自然保護の資金調達機能として有効」とされる。

【エコツアーの展開】

1993 年：白神山地、屋久島が世界自然遺産に登録。この頃から、エコツアーを実施する民間事業者が各地で活動開始

【推進団体の設立】

1998 年：日本エコツーリズム推進協議会（現：日本エコツーリズム協会）設立。この頃、各地（西表島、屋久島、沖縄東村、等）で推進団体が設立される。

【各種制度の制定】

2002 年：「沖縄振興特別措置法」にエコツーリズム推進措置、「東京都の島嶼地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」で小笠原の利用のルールが設定。

【国としての取り組み】

2003 年：エコツーリズム推進会議が開催され、エコツーリズム推進が国の施策として位置づけられる。

2007 年：エコツーリズム推進法の成立。

(2) 国としての取り組み

2003 年：エコツーリズム推進会議スタート

2004 年：5 つの推進方策を開始（3 年計画）

- エコツーリズム憲章
- エコツーリズム推進マニュアル
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進モデル事業

2007 年：エコツーリズム推進法成立

2008 年：エコツーリズム推進基本方針決定



(3) エコツーリズム推進モデル事業

- ・2004年度から2006年度にかけた3ヶ年事業であり、全国で13ヶ所がモデル地区に指定された。

類型Ⅰ：豊かな自然の中での取り組み

類型Ⅱ：多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

類型Ⅲ：里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

- ・全国の50を超える地域から応募があり、応募の半数以上は、里地や里山をフィールドに展開するものであった（中山間地：地域振興が主眼）。

類型Ⅰ ●	知床、白神、小笠原、屋久島
類型Ⅱ ●	裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保
類型Ⅲ ●	田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀・熊野



*記載されている自治体については、応募時の名称を記載。

(4) 各モデル地区（類型別）の取り組みの状況

【類型Ⅰ】豊かな自然の中での取り組み（知床、白神、小笠原、屋久島）



写真：(株) 知床ネイチャーオフィス提供

知床



写真：小笠原村提供

小笠原



写真：(有) 屋久島野外活動総合センター提供

屋久島

【特徴的なツアーの代表例】

- ・原生林と野生動物に出会う
- ・流氷ウォーク
- ・ホエールウォッチング
- ・フォレストウォーク 等

【類型Ⅱ】多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

(裏磐梯、富士山北麓、六甲、佐世保)



写真：(財) 日本交通公社提供

富士山北麓



写真：裏磐梯エコツーリズム協会提供

裏磐梯



写真：させぽパール・シー（株）提供

佐世保

【特徴的なツアーの代表例】

- ・ 青木ヶ原樹海とコウモリ穴をめぐる
- ・ 湧水、湿原のミズバショウ等をめぐる
- ・ 豊かな自然の残る島々の文化や生活を体験する
- ・ 六甲山系の自然と共存した歴史や文化を学ぶ 等

【類型Ⅲ】里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活かした取り組み
(田尻、飯能・名栗、飯田、湖西、南紀熊野)



写真：大崎市提供

田尻



写真：高島市提供

湖西



写真：飯能市提供

飯能・名栗

【特徴的なツアーの代表例】

- ・ マガンの飛び立ち・ねぐら入り観察
- ・ 生水（湧き水）の郷と水のある暮らし体験
- ・ 冬野菜の収穫とまんじゅうづくり体験
- ・ 桜の案内人と桜をめぐる 等

2.エコツーリズムへの取り組み方

(1) エコツーリズムへの取り組み方

地域でエコツーリズムを推進する一般的な取り組みは、

- ①行政だけでなく、観光や自然保護、農林水産業を始めとする関連産業に携わる人たちや住民などが一堂に会し、話し合い、
- ②地域が伝えたい魅力（＝地域の宝）をみんなで見つめ直し、あるいは探し出し、
- ③その魅力を子どもたちに伝えつつ大切にしながら磨き、
- ④地域外の人である観光旅行者にうまく伝え、
- ⑤観光旅行者が得た感動を更に宝を磨く原動力とすることで、
- ⑥地域経済に活力を与えつつ、他産業との連携などの波及効果を広げる

という相互に関連する一連の行為となります。

(2) 取り組みに当たっての視点

また、これらの取り組みを具体的に実現させていくには、以下の視点が基本となります。

①「大切にしながら」という視点

自然環境や生活文化などの自然観光資源を保全するとともに、持続的に利用するという考え方がエコツーリズムの取り組みすべてにおける考え方の基盤となります。

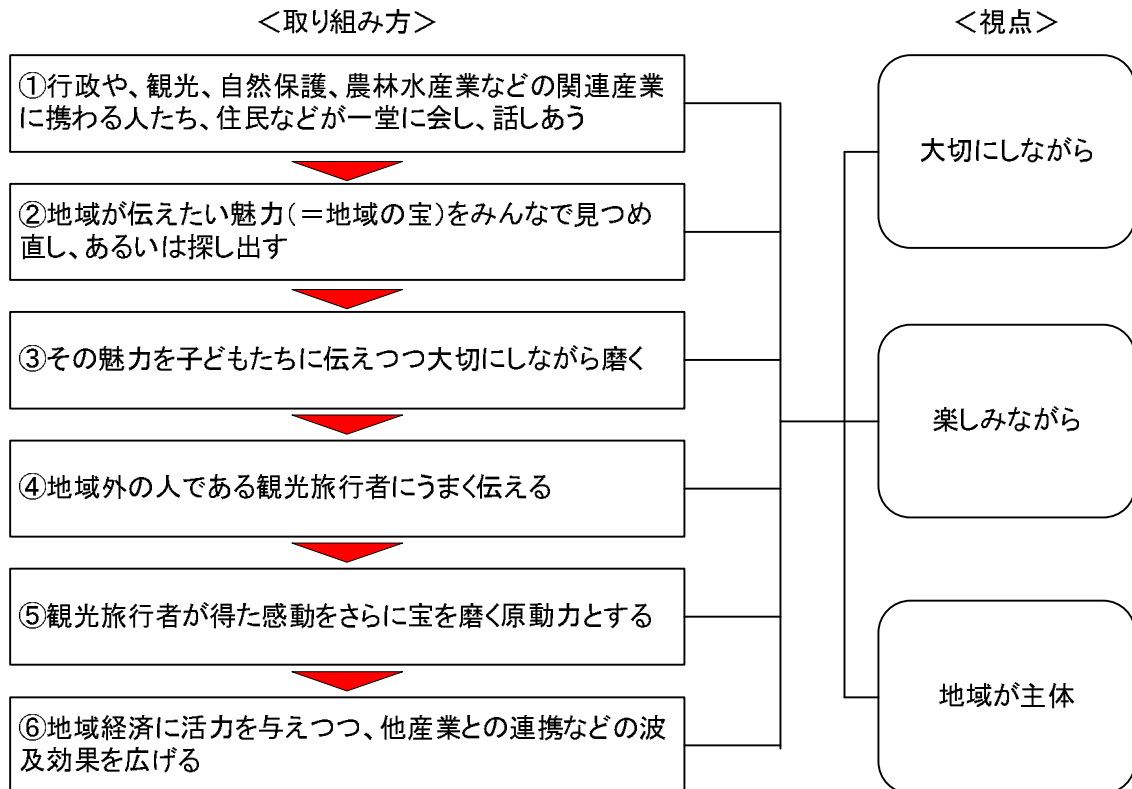
②「楽しみながら」という視点

“おもてなしの心”を持って観光旅行者に楽しんでもいただくことが前提であり、このことで自然や地域を好きになる人が増え、継続性が出てきます。

③「地域が主体」という視点

地域を中心として観光旅行者を迎える関連する人たちすべてが協力し合いながら、自ら考え、行動することが求められます。

エコツーリズムへの取り組み方と視点



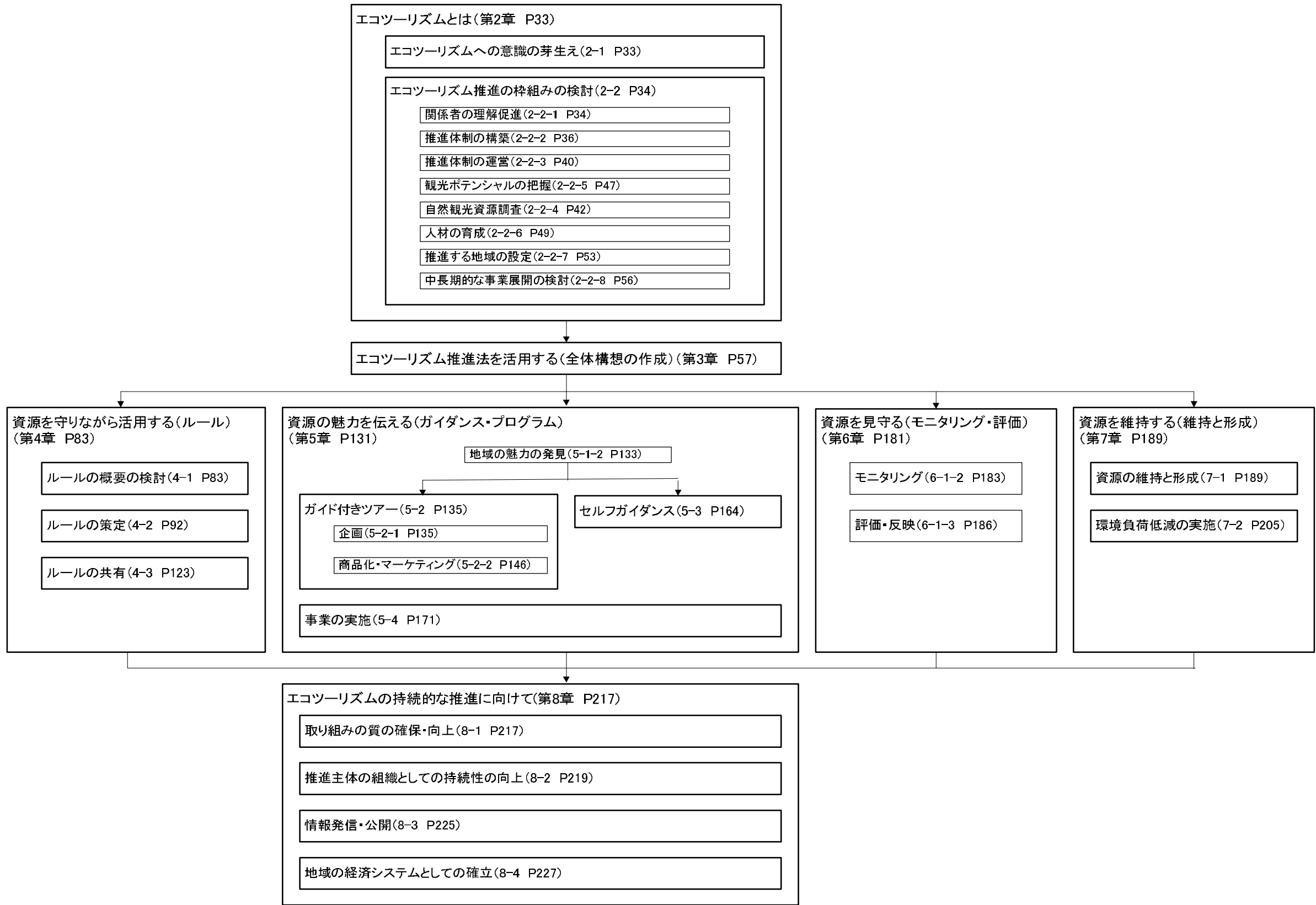
(3) エコツーリズムに取り組む上での配慮事項

エコツーリズムに取り組む上で、次の点に配慮することも必要となります。

- ・ 事前にルールなどを決めてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという順応的な管理の視点
- ・ 継続的かつ計画性を持った取組の視点（目標を持ち、徐々に発展させていくという考え方）
- ・ 農林水産業を始めとする関連産業との調和や地産地消の取組などとの有機的な連携
- ・ 他の法令や計画などとの整合・連携による、良好な相互作用

(2) 本マニュアルの構成

前述したような取り組みを、具体的な項目として整理すると以下ようになります。本マニュアルはこの項目に沿って構成されていますので必要な箇所を参照してください。



3.エコツーリズム推進法の概要

(1) 法律の目的

エコツーリズムが、

①自然環境の保全、

②地域における創意工夫を生かした観光の振興、

③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進

において重要な意義を有することにかんがみ、その基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。



(2) 成立の背景

エコツーリズムの普及や環境問題への関心が高まっています。

一方、一部の地域では過剰な利用などにより自然環境に劣化が生じている事例が見られるようになりました。



(3) 基本理念

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムを実現させるためには、エコツーリズムを通じて

- ・ 自然環境への配慮
- ・ 観光振興への寄与
- ・ 地域振興への寄与
- ・ 環境教育への活用

をうまく両立させなくてはなりません。法律はこの4つの項目を基本理念として位置づけています。



(4) 自然観光資源

私たちの暮らしは、自然と密接に関わり、自然と共生してきました。自然環境の保全を考えていく上で、自然と密接に関連する人々の生活文化についても目を向ける必要があります。

「自然観光資源」には動植物の生息地や生育地などの自然環境のほか、自然と密接に関わる風俗慣習など伝統的な生活文化に関わるものも含まれます。

自然観光資源の例



コウモリの住む洞窟



棚田



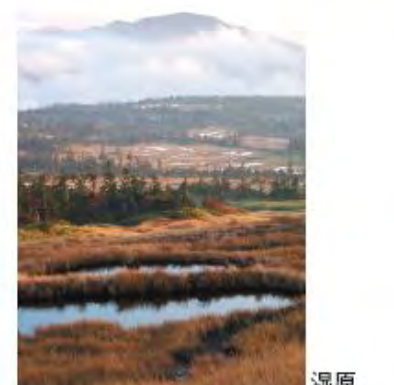
ブナの巨木



クジラ



カバタ
湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用



湿原

(5) 国の役割



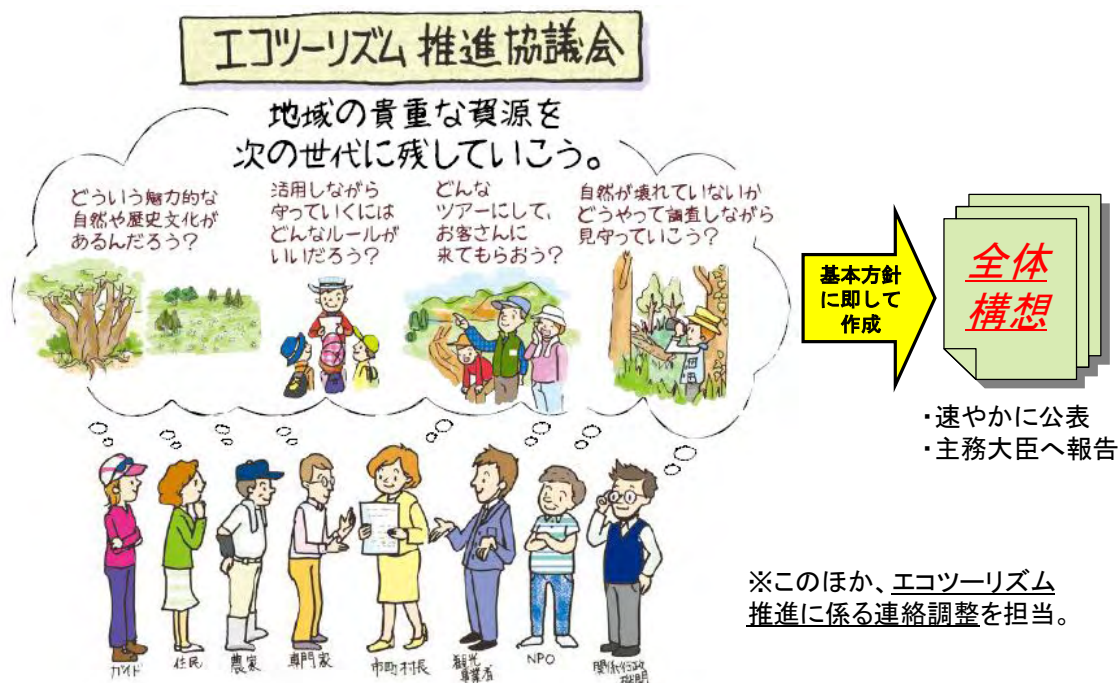
政府が策定する「基本方針」
＝地域が定める「全体構想」の基礎となるもの



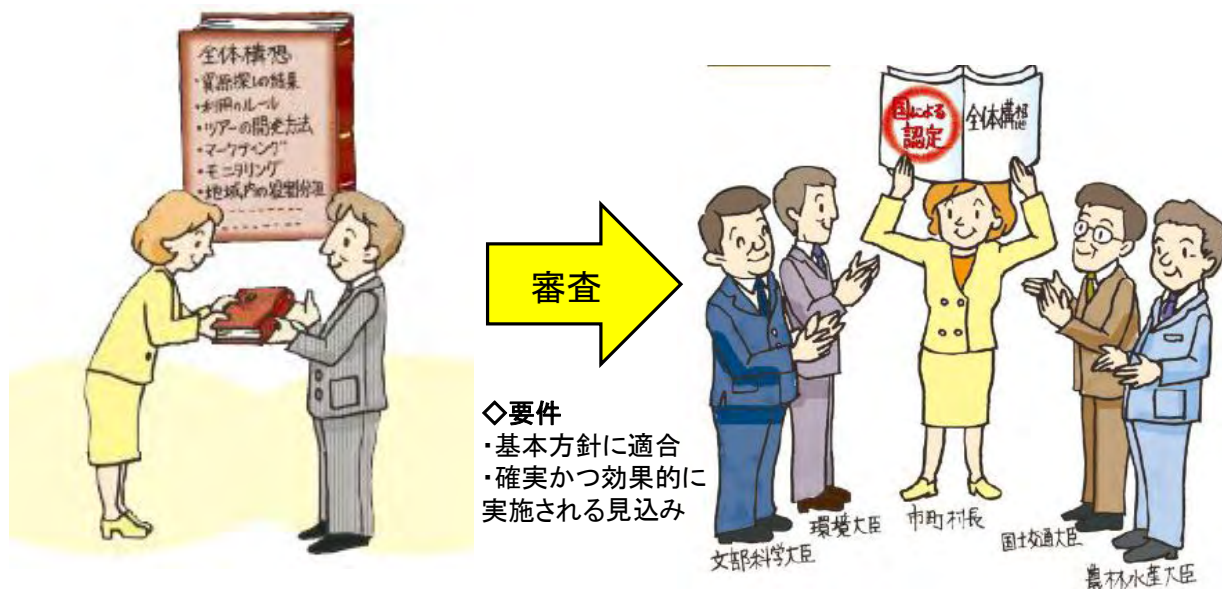
地域協議会への参加、技術的助言、情報の収集、広報活動 e.t.c

(6) 市町村の役割（認定までの申請手続き）

地域ごとに協議会を組織し、全体構想の作成と組織運営を行います。



作成した全体構想について国による認定を申請することができます。



エコツーリズム推進法などの該当箇所について

このマニュアルでは、エコツーリズム推進法に基づいて取り組みを進める際のポイントを、関連する各項目において解説しています。

No.	章	項目	頁	内容
①	第1章	1-1-3 エコツーリズム推進に当たっての3つの重要な要素	P23	法におけるエコツーリズムの定義
②		1-1-6 エコツーリズムの効果	P29	法におけるエコツーリズム推進の基本理念
③	第2章	2-2-2 推進体制の構築	P36	エコツーリズム推進協議会の設置
④			P37	エコツーリズム推進協議会の事務
⑤			P37	協議会の構成員でないものからの申し入れ
⑥			P38	協議会の事務局のあり方
⑦		2-2-4 自然観光資源調査	P42	自然観光資源の定義と例示
⑧	第3章	3-6-1 エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	P64	全体構想を作成する範囲
⑨		3-6-2 エコツーリズム推進全体構想の構成	P65	全体構想に記載すべき事項
⑩		3-6-3 全体構想に記載する事項	P69	自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑪			P76	自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑫			P77	エコツーリズム推進協議会の参画主体に関する事項を全体構想に記載する際の留意点
⑬	第4章	4-2-2 検討	P98	特定自然観光資源の指定
⑭			P106	特定自然観光資源に対する規制・利用調整
⑮			P110	条例に基づき特定自然観光資源に指定されうる自然観光資源について
⑯			P112	二重規制の排除
⑰			P113	自然観光資源・特定自然観光資源の保護及び育成の措置

4.エコツーリズム推進のための参考事例

このマニュアルでは、エコツーリズム推進法に基づいて取り組みを進める際に参考となると思われる先進事例を、関連する各項目において紹介しています。

章	項目	頁	内容	地域名	所在地
第 2 章	2-2-6 人材の育成	P49	・人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立	裏磐梯	福島県北塩原村
	2-2-7 推進する地域の設定	P54	・ゾーニングのカテゴリー分類例	大雪山	北海道
		P55		知床	北海道斜里町、羅臼町
第 4 章	4-1-2 制度の考え方	P88	・東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱	東京都島しょ地域	東京都
		P90	・南島および母島石門一体の適正な利用のルール	小笠原	東京都小笠原村
	4-2-2 ルールの検討	P96	・住民生活を守るためのルール	湖西	滋賀県高島市
		P97	・自然観光資源を守るための自主ルール	小笠原	東京都小笠原村
		P102	・至仏山の利用のルール	尾瀬	群馬県片品村
		P103	・入山届出制度	白神山地	青森県西目屋村、秋田県藤里町
		P103	・入域コントロールとガイドの同伴義務づけ	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P104	・青木ヶ原樹海におけるガイドライン	富士山北麓	山梨県
		P105	・アクティビティ別ガイドライン	知床	北海道斜里町、羅臼町
	4-2-3 制度の検討	P115	・ガイドの登録・認証制度	屋久島	鹿児島県屋久島町
		P119	・ツアーの事前協議制度	飯能・名栗	埼玉県飯能市
第 5 章	5-2-2 エコツアーの商品化・マーケティング	P147	・第一次産業（漁業）と連携したツアー開発	知床	北海道羅臼町
		P148	・民間主導のツアープログラム開発	佐世保	長崎県佐世保市
		P148	・住民組織によるエコツアー開発	飯能・名栗	埼玉県飯能市
		P157	・出版を通じた情報発信	六甲	兵庫県神戸市
		P158	・湖西まるごと体験博	湖西	滋賀県高島市
		P159	・民間企業と連携したツアー開発	田尻	宮城県大崎市
	5-4-2 活動のための組織づくり	P175	・人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立	裏磐梯	福島県北塩原村
第 6 章	6-1-3 評価と反映	P187	・研究者との連携によるモニタリング	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P187	・地域のガイド団体と研究者の協働によるモニタリング	田尻	宮城県大崎市
		P188	・矢作川森の健康診断	矢作川流域	愛知県
第 7 章	7-2-1 し尿の処理	P206	・携帯トイレの普及啓発	利尻山	北海道利尻町、利尻富士町
第 8 章	8-2-1 長期的かつ段階的な発展	P221	・行政から民間組織への推進機能の移転	佐世保	長崎県佐世保市
		P222	・エコツーリズム推進を担う民間組織の設立	田尻	宮城県大崎市
		P224	・指定管理者制度を活用した組織運営	安心院	大分県宇佐市
	8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化	P229	・募金による自然・環境の保護と美化活動のための財源確保	石垣島	沖縄県石垣市
		P229	・条例で得た入山料による散策ルートの保全等	乗鞍山麓五色ヶ原	岐阜県高山市
		P230	・法定外税の導入による環境保全のための財源確保	東京都島しょ地域	東京都
		P230		河口湖	山梨県富士河口湖町
		P230		乗鞍岳周辺	岐阜県
		P230		伊是名村	沖縄県伊是名村
		P232	・市民ファンド設立による地域づくりの推進	世田谷	東京都世田谷区
		P232	・ガイドツアー参加費の地域への還元	湖西	滋賀県高島市

第 1 章 エコツーリズムとは.....	21
1-1 エコツーリズムについて	21
1-1-1 エコツーリズムの考え方	21
1-1-2 エコツアーの考え方.....	22
1-1-3 エコツーリズム推進に当たっての 3 つの重要な要素.....	23
1-1-4 エコツーリズムに関わる主体	25
1-1-5 エコツーリズムと観光サービス.....	27
1-1-6 エコツーリズムの効果	29

第1章 エコツーリズムとは

1-1 エコツーリズムについて

1-1-1 エコツーリズムの考え方



～ポイント～

- エコツーリズム＝自然（歴史文化）の体験・学習型観光
- 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方である。自然の成り立ちや歴史・文化が持つ深い意味を分かりやすく解説し、来訪者に大きな感動をもたらす。それが経済行為として成り立つ。そのことが、地域の自然環境や歴史文化を尊重し、守っていく行動にもつながり、成功すれば、環境と経済の好循環の一例となる。

もともと途上国の自然保護のための資金調達手法として取り入れられたエコツーリズムの考え方は、持続可能な観光のひとつの領域として先進国でも展開されており、2002年を国連がエコツーリズム年とするなど、国際的にも定着した用語(ecotourism)となっている。

エコツーリズムの実現のためには、旅行者や観光事業者だけでなく、地元住民や地域の様々な産業を含む、地域における包括的、横断的な取り組みが必要である。エコツーリズムの推進は、「環境」「観光」「地域」が深い関わりをもちながら取り組む社会の仕組みづくりである。

第1章 エコツーリズムとは

1-1-2 エコツアーの考え方



～ポイント～

- エコツアー＝エコツーリズムの考え方を実践するためのツアー
- 自然豊かな地域に限らず、里地里山や都市地域内の自然など、どのような地域でも成立する

エコツアーとは、エコツーリズムの考え方を実践するためのツアーであり、わが国では自然だけでなく、地域ごとの個性的な歴史や文化もツアーの魅力の大きな要素となる。従来典型的なものと考えられている日本を代表するような優れた自然の中を探訪するツアーだけではなく、生活文化を題材としたような体験ツアーもエコツアーの範疇である。

このように捉えれば、エコツーリズムは、自然豊かな地域に限らず、里地里山や都市地域内の自然など、どのような地域でも成立すると考えられる。平成16年から平成18年にかけて実施された「エコツーリズム推進モデル事業」(環境省)では、全国に13のモデル地区を指定し、それらを3つの類型に分類した。

類型1：豊かな自然の中での取り組み(典型的エコツーリズムの適正化)

類型2：多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み(マストツーリズムのエコ化)

類型3：里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み
(エコツーリズムで地域づくり)

このように、わが国においてエコツーリズムはどの地域でも取り組むことができるものである。

エコツアーの種類	エコツアー例
原生的な自然におけるガイドツアー	国立公園およびその周辺でのトレッキングツアーやキャンプツアー
特徴的な野生生物とのふれあい	ホエールウォッチング、野鳥観察会、ホタル観察会
自然の営みに触れる観察会への参加活動	星空観察会、自然散策会
環境教育を主目的とした学校団体の活動	修学旅行の体験プログラム
農林業などを体験することで自然への理解を深める活動	田んぼの生き物調査、植林・下草刈り体験
自然や文化に関する解説を受けながら地域を歩き巡る活動	名所めぐりツアー、里山ウォーキング
地域の生活や文化を体験する活動	里山の管理・再生を学ぶ、古来の生活の知恵の学習
環境保全のために実際に貢献をする活動	外来種の駆除のボランティア、植生回復ボランティア
自然の中でゆったりとした時を過ごしながら自然の恵みを体感する活動	体験滞在型観光

1-1-3 エコツーリズム推進に当たっての3つの重要な要素



～ポイント～

- ルール＝地域の自然や文化を保全、維持するための取り決め
- ガイドンス＝地域の自然や文化に対する知識や経験の案内
- モニタリング＝地域の自然や文化が損なわれないよう調査・把握

エコツーリズムとは、エコツアーを継続的に実施していくための社会の仕組みであるともいえる。エコツアーを継続していくためには、エコツアーの商品力が確保され続けること、そしてエコツアー実施の場や解説の素材となる地元の自然や文化がいつまでも保たれることが必須の要件である。

エコツアーの商品力の源泉は、旅行者がツアーの中で気づき、発見する情報によっている。一般的な観光ツアーとの大きな違いは、エコツアーでは、単に見るだけでは気づかない、知ることができなかったことをガイドや様々な情報ツールなどの案内によって、地域の魅力を発見し、感じとり、体験の喜びを楽しむことにある。このような旅行者への情報提供や体験活動を通じた働きかけは「ガイドンス」とよばれている。

また、ガイドンスの対象となる地域資源や、ガイドンスの場となるフィールドが、エコツアーの実施によってダメージをうけ、魅力や価値を失うことは、エコツアー継続にとって最大の妨げとなる。資源の魅力を維持し、保全していくためには、地域資源の活用に関する関係者の共通理解が大切であり、保全に関する取り決めに明らかな「ルール」づくりが役に立つ。ルールの策定によって、地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のあり方が具体的に表わされることになり、エコツーリズム推進に対する関係者や地元住民の関心が高まる。さらに、エコツーリズムに具体的に取り組む地域としてイメージが向上し、観光地としてのブランド力の発揮も期待できる。

また、地域の自然観光資源などが損なわれないよう科学的な視点から調査・把握することを「モニタリング」と呼び、持続的な取り組みとするためにはその結果を適切に評価してルールやガイドンスに反映させていくことが必要となる。

以上のように、「ルールの策定」、「ガイドンスの実施」、「モニタリング」がエコツーリズム推進に当たっての重要となる要素である。

(1) ルールの策定

エコツーリズムにおけるルールとは、エコツアーの継続的な実施のために地域資源の保全や魅力の維持を目指した具体的な取り決めの内容である。野生動植物や生態系の保全のために採取を禁止する、外来種の持ち込みを禁止する、野生動植物の生息環境の保全のために立入区域を制限するといったエコツアー事業者や旅行者に対して適用されるルールがエコツーリズムにおける代表的なルールである。

第1章 エコツーリズムとは

(2) ガイダンスの実施

ガイダンスにより、旅行者は地域の自然や文化について深く理解し、新たな旅の発見や楽しみを得ることができる。深く自然や文化を理解するとは、知識や情報を得ることではなく、地域の魅力や自然と人間の関係などを体験によって実感することである。ガイダンスの方法や伝える内容は旅行者の感じ方の度合いで大きく左右するので、エコツーリズムの成果に直結する。ガイダンスにはガイドによる解説、看板やパンフレットによるセルフガイダンスが含まれる。

(3) モニタリングの実施

モニタリングによって、地域の自然観光資源などが損なわれないよう科学的な視点から調査・把握する。

モニタリングを進める上での対象の選定に当たっては、その状態を的確かつ継続的に把握し、客観的に評価できるように留意する必要がある。

また、上記のモニタリング・評価の結果は、協議会などの関係者が参加する場で協議することによってガイダンス・プログラムやルールなどエコツーリズムの実施の方法を見直すなど、評価結果を適切に反映する仕組みを構築することが重要である。

エコツーリズム推進法などの該当箇所①

＜法におけるエコツーリズムの定義＞

法では、エコツーリズムを

「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」

と定義している。(法 第二条)

1-1-4 エコツーリズムに関わる主体



～ポイント～

- エコツアー事業者：エコツアーの実施を通して地域振興に貢献する
- 旅行者：経済効果をもたらす。エコツアーでの楽しい経験を通して環境意識を高める
- 自治体：エコツーリズムの推進を支援する
- 住民：地域の総合的な魅力向上に貢献する

エコツーリズムでは、それぞれの担当者が個別に環境保全や、観光振興に取り組むのではなく、これらの活動が相互に関連して進められることに特徴がある。エコツーリズムは、エコツアーを提供するエコツアー事業者、エコツアーに参加する旅行者を主役として、地域振興策としてエコツーリズム推進を誘導する地元行政（自治体）、エコツーリズム推進地域に居住する住民が、それぞれの役割を果たすことを通して環境保全や地域振興に相乗的な効果がもたらされる社会のシステムである。

(1) エコツアー事業者

エコツーリズム推進地域において、ガイド、宿泊業者、交通事業者などのエコツアー実施に関わる全ての観光事業者がエコツアー事業者である。エコツアーという観光サービス商品の提供によって、旅行者の観光消費を呼び込み、地域経済への環流を通して地域振興に貢献する。旅行者に対して、エコツアーの楽しみを通して環境への意識啓発を促す。自社の事業展開においては、ソフトとハードの両面で環境に配慮した運営を行い、地域の環境保全に直接貢献するといった役割を担う。

また、エコツーリズム推進地域に、エコツアー商品に参加する旅行者を送客する都市部の旅行業者もまたエコツアー事業者である。

(2) 旅行者

旅行者は、エコツアーに参加し、その対価の支払いを通して地域振興や環境保全に貢献する。また、エコツアーに参加した楽しい体験を通して、環境保全に対する意識が啓発され、日常生活の場においても環境保全に配慮した行動をとるようになる。

(3) 自治体

行政は、エコツーリズムの推進を地域振興の柱として位置付け、エコツーリズム推進のために必要な各種支援策を実施する。

(4) 地元住民

エコツーリズム推進地域に居住する住民は、エコツアーの実施によって創出された

第1章 エコツーリズムとは

様々な観光サービス提供における雇用機会を活用して、エコツアーに直接的なかかわりをもつ。旅行者との友好的な交流を通して、エコツアー参加者の満足度を高める。エコツアー参加者の笑顔に触れることを通して、身近なところの美化や整備に努め、まち全体の魅力の向上に貢献する。地元の環境保全の重要性に気づき、環境に配慮した生活行動に努め、さらに地元の環境保全にむけた具体的な活動に参加する。

1-1-5 エコツーリズムと観光サービス



～ポイント～

エコツーリズムの観光サービスには、ツアー（プログラム）、宿泊、土産、交通などが含まれる。

エコツーリズム地域を訪れる旅行者はエコツアーの他にも様々な観光サービスと接する。宿泊、食事、土産物、交通など、旅行を構成する要素となる観光商品は、対象地域が目指すエコツーリズムの考えに基づくことが望ましい。

(1) エコツアー（プログラム）

エコツアーは、エコツーリズムの考え方を最も直接的に実践する観光商品である。フィールドの利用方法や解説の内容だけでなく、ツアー行程中の移動、食事、宿泊の内容に気を配るとともに、ツアーのテーマによっては地元住民との交流などにも配慮するとよい。

(2) 宿泊施設

宿泊は旅行先において、癒し、安らぎを与えてくれる観光素材であり、旅行者に対するメッセージ力は強い。

宿泊施設は、環境に配慮した設備を目指すとともに、ゴミ処理やエネルギーの利用方法などの施設運営にも工夫するようにする。また、館内で周辺の自然を紹介する展示を行う、宿泊客にエコツアーを紹介するなどのサービス面でもエコツーリズムとの関わりを目指すといよい。

(3) 食事

飲食業には、地元の食材を利用する、使い捨ての箸や紙皿の利用は避ける、廃棄物の処理を適切に行うことなどを通してエコツーリズムへの関わりが期待される。とりわけ、地元の食材の積極的な利用は、旅行者に地元の魅力をアピールするだけでなく、旅行者の消費を地域経済に波及させることにもつながる。

(4) 土産品

土産品店は、地元の特産品の販売や、地元住民の生産品の販売に気を配ることによってエコツーリズムへの関わりが深まる。物品の販売では、通信販売などの手段によって、継続的に地元と都市住民のつながりを持ち続けることも可能となる。

(5) 交通

エコカーなどの環境に優しい機材の導入だけでなく、アイドリングストップなどの運

第1章 エコツーリズムとは

転中の配慮によっても環境保全に貢献することができる。車内に地元の自然を紹介するポスターを貼る、地元と環境との関わりを記したチラシを配布するなど、旅行者に対するエコツーリズム情報の提供という面での工夫も期待される。

(6) その他

ドライブインや博物館などの観光施設についても、施設などのハード面、施設運営などのソフト面それぞれにおいて、エコツーリズムへの関わりを見い出し、積極的に取り組むことが期待される。また、観光地内のトイレ、駐車場など、旅行者との関わりが考えられる全ての施設や設備それぞれが、地元が目指すエコツーリズムにどのように関わることができるかを考え、実行することが望まれる。

1-1-6 エコツーリズムの効果



～ポイント～

- 自然環境の保全：地域の自然環境・文化資源に対しては、それらの価値が維持されるよう保全され、または向上する。
- 観光振興：観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こすことができる。
- 地域振興：地域社会に対しては、雇用の確保、経済波及効果、住民が地域に誇りを持つこと等により地域振興につながる。
- 環境教育：旅行者、地域住民双方にとって気づきの機会となる。

エコツーリズムへの取り組みは、旅行者を迎え入れてエコツーリズムを実践する地域の自然環境や文化、対象地域の経済、エコツアーを体験する旅行者、エコツアービジネスを展開する観光事業者など、それぞれの立場で効果が期待できる。

(1) 自然環境や文化の保全に役立つ

①エコツアー参加者の環境保全に対する意識を高める

エコツアー参加者は、ツアーでの楽しい体験を通して、自然や文化に対する興味が起こる、保護への意識が芽生えることが期待できる。このような意識変化が、ゴミの分別やエネルギーの節約など、日常生活の中での小さな環境保全のための行動につながる。

②地域住民の地域資源の保全に対する意識を高める

地域住民は、エコツアー参加者が地元の素材に驚いたり、興味をもったりする様子を見て、地域の自然や文化の価値を再認識することが期待できる。このような意識変化が、地域の自然や文化をいつまでも大切に保全していこうという行動につながる。

③環境に優しい観光をしようという機運が広まる

エコツアーが各地で展開されるようになり、エコツアー経験者が増えることによって、一般的な旅行に参加するケースであっても、地域の自然環境に配慮した観光行動に心がける旅行者が増加する。

④取り決めによって自然環境を保護する

誘客による地域経済への貢献をいつまでも持続的に発揮させていくためには、誘客の根元である自然環境を持続的に守っていくことが必要である。

第1章 エコツアーリズムとは

(2) 観光事業にメリットをもたらす

①旅行者数の増加につながる

ア) 来訪者が増加する

エコツアーという新たな誘客魅力づくりによって、従来の旅行者に加えて、さらにエコツアーへの参加を目的とするマーケット層の来訪が期待できる。

イ) 日帰り客が宿泊化、宿泊日数が増加する

エコツアーは、2時間から半日程度、あるいは1日や数日間かけて実施されるプログラムなので、エコツアー参加者の増加によって、日帰り客の宿泊化や宿泊日数の増加が期待できる。

ウ) リピーターの増加と季節による客数変動が緩和される

エコツアーでは、季節に応じた素材を活用した季節ごとのプログラム、解説素材の組み換えによる異なるシナリオのプログラム、調査や研究によって解説内容をさらに発展させたプログラムなど、複数のプログラムの企画が可能なので、一度訪れた旅行者であっても再度来訪させ、リピーター化できる可能性がある。これによって、これまでオフであった季節の誘客も可能となる。

エ) 修学旅行の受け入れ増加による計画的な事業運営が可能となる

学習効果を高めるために旅行先で体験活動を取り入れる修学旅行や、総合的学習の時間に環境教育を取り入れるケースが増えており、エコツアーに対する期待が高まっている。修学旅行は、およそ1年前には実施が決まるので、エコツアーを実施するガイド業や、宿泊を受けもつ施設にとって、年間を見通した事業運営が可能となる。

②旅行者の今日的なニーズに対応している

ア) 「見る」観光から「体験」観光へ

国民の旅行に対する意識は、“特別な行事”から“日常活動の一部”へと変わってきており、これに伴い観光行動は、いくつもの観光地を見て回る「周遊観光」から、ひとつの地域にとどまって自らの体験を通して自然や文化を楽しむ「体験観光」への関心が高まっている。

イ) 子どもに「ほんもの」の自然体験を

科学技術の進展に伴い、パソコンやテレビゲームなどを通して居ながらにして様々な疑似体験が可能となった。他方、身のまわりの原っぱ、小川や池等の自然にふれあう環境が都会からなくなって久しい。このような状況下、子どもたちを自然の中で存分に遊ばせながら、森の香り、水の冷たさ、土の暖かみ、あるいは怪我をした時の痛みや恐怖などを感じてほしい、「ほんもの」の自然を体験させたいというニーズが高まっている。

ウ) 中高齢層の旺盛な「行動力」と「知的探求心」を満たす

中高齢層などを中心として、登山やトレッキングなどがブームとなっている。中高齢層のトレッキングでは、歩くことそのものの楽しみに加えて、高山植物や野鳥などの観察もあわせて楽しんでいる。このように行動力のある中高年層が増加するとともに、旅先で知的探求心が高まっている。

(3) 地域の活性化への貢献

①地域の他産業への経済波及効果が発揮される

エコツーリズムでは、地域の特色を誘客に活かすことが特徴となっており、地域の人材を活用し、地場産品を食材などに用いることが多いので、一般的な観光より地域の他産業にもたらす経済波及効果は大きい。

②地域住民に活力をもたらす

解説のための素材探しを通して地域の歴史や文化が見直されることによって地元に対する自信がでる、エコツアー参加者との交流により意識の活性化が図られるなど、地域住民に活力をもたらすことが期待できる。

③大規模な投資が不要である

エコツーリズムには、大規模な施設開発が不要であり、人材育成とソフト（ツアープログラム）の開発によってなされるので、従来の観光開発に見られたような大規模な初期投資が不要であり、比較的容易に取り組むことができる。

④どのような地域であっても強い誘客力が発揮できる

“迫力のある滝”“美しい湖”“古いお寺”など、見る対象となる観光資源に過度に依存した従来型の観光とは異なり、ツアープログラムの内容が誘客力を左右するため、我が国を代表するレベルの自然や文化的な観光資源が立地しない地域であっても、地域固有の自然、文化、産業などを活かしたプログラムの企画開発によって、どのような地域であっても強い誘客力を発揮することが可能である。

(4) 環境教育への寄与

①旅行者にとって

エコツーリズムの一連の取り組みを通して環境教育の効果が発揮される。

具体的には、旅行者はガイドランス・プログラムへの参加をきっかけとして自然に対する理解が深まる。また、知識の取得や理解にとどまらず、人間と環境との関わりについて、正しい認識に立ち自ら責任ある行動をとることのできる人材の育成につながる。

②地域の関係者にとって

地域の関係者にとっては、エコツーリズムの一連の取り組みや旅行者などの参加者との関わりを通して、地域の宝としての自然観光資源の大切さを改めて認識し地域の理解や環境問題への関心を深めることになる。

エコツーリズム推進法などの該当箇所②

＜法におけるエコツーリズム推進の基本理念＞

「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育の場としての活用」が挙げられている。（法 第三条）

第 2 章 エコツーリズムをはじめる	33
2-1 エコツーリズムへの意識の芽生え	33
2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討	34
2-2-1 関係者の理解促進	34
2-2-2 推進体制の構築	36
2-2-3 推進組織の運営	40
2-2-4 自然観光資源調査	42
2-2-5 観光ポテンシャルの検証	47
2-2-6 人材の育成	49
2-2-7 推進する地域の設定	53
2-2-8 中長期的な事業展開の検討	56

第2章 エコツーリズムをはじめる

2-1 エコツーリズムへの意識の芽生え



～ポイント～

○エコツーリズム推進のきっかけは様々である。取り組みに向けた気運を逃さない。

- ・行政が主導的な役割を果たすケース
- ・地元住民の中から自然発生的に気運が高まるケース
- ・エコツアー事業者の中から必要性が問いかけられるケース

○特に行政の積極的な関与は必須条件

地域ぐるみでエコツーリズム推進への取り組みを始めるきっかけは、

- ・行政が主導的な役割を果たすケース
- ・地元住民の中から自然発生的に気運が高まるケース
- ・エコツアー事業者の中から必要性が問いかけられるケース

など、様々である。

エコツーリズムの推進は地域振興への貢献が大きく、幅広い関係者の理解も必要なことから、地元行政はエコツーリズムへの取り組みを開始するきっかけにかかわらず、エコツーリズム推進のどの段階からも関与、支援し、地域振興の基本的な枠組みの中にエコツーリズムを位置づけることが望ましい。

1

(前段階)

エコツーリズムへの意識の芽生え

- ☐ 環境保全に対する問題の提起
- ☐ 地域振興に対する危機感の高まり
- ☐ エコツアー事業者の出現
- ☐ エコツーリズム推進に対する気運の高まり

2

(準備段階)

エコツーリズム推進の枠組みの検討

- ☐ エコツーリズム推進の決定
- ☐ 関係者の理解促進と意識啓発
- ☐ 推進体制の構築
- ☐ 自然観光資源調査の実施
- ☐ 全体構想の策定
- ☐ 人材の育成

3

(実施段階)

エコツーリズムの実践

- ☐ ルールの策定
- ☐ ガイダンス・プログラムの実施
- ☐ モニタリング・評価の実施
- ☐ 運営組織の確立

2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討

2-2-1 関係者の理解促進



～ポイント～

○準備段階では、地域が目指すエコツーリズムの目標像を明確化し、話し合いを重ねて共有することが重要である。

エコツーリズムへの取り組みに当たって、関係者に理解を呼びかけるために最も必要なことは、何のためにエコツーリズムに取り組むのかを明確にしておくことである。エコツーリズムに取り組むことによって達成される「地元の近未来像」がエコツーリズム取り組みの目標となるだろう。

エコツーリズムを導入する背景には、地域それぞれの事情がある。現在抱えている問題や課題解決のための必然的な理由である場合もあるし、地域づくりの大きな方針の一部にエコツーリズムが組み込まれている場合もある。自然や文化などの資源の保全や、高齢化社会の中での生きがいつくり、雇用の場の確保、住民たちの熱い情熱などが発端になっている場合もあるだろう。それらを踏まえた上で、エコツーリズムに取り組む理由や目標を話し合い、共有することが必要である。この作業で導いた基本的な考え方は、基本計画の立案や、エコツーリズムの推進基盤を整備していくための原点であり、迷いやトラブルが発生したときに立ち戻るゼロ地点になる。

(1) エコツーリズムの目標の明確化

地域の現状を踏まえて、エコツーリズムの目標を検討する。「なぜエコツーリズムに取り組むのか」「地域づくりのどこにエコツーリズムを位置づけるか」「何をしたいか」「何を達成したいか」「どんなコンセプトとするか」といった視点に立って目標を考えるとよい。また、旅行者数の増加を目指すのか、規模は小さくても目的や意識の明確な旅行者を招きたいか、という基本的だが後で論争のもとになりそうな基本的方向性の検討はこの段階で行っておくとよい。

エコツーリズムへのアプローチは一律ではないので、理想的なモデルやマニュアルにしばられることなく、地域の実情に即した目標づくりを心がけることが望ましい。

(2) 話し合いと結果の共有

目標を明確にする段階では、関係者間で話し合いを重ねることが重要である。一つのテーマについて参加者が自由に意見を出し合い論点を列挙したり（ブレインストーミング）、ワークショップを開催したりしながら、地元が直面している課題を整理していく。話し合いのプロセスやそこから導かれた結果を公表し、なるべく多くの人たちが共有できるように心がける。一部の人たちだけが知っているという状況を作らないことが大切である。初期の話し合いの構成員は地域のエコツーリズムの生みの親であり、いわば運命共同体である。その中での膝を詰めた話し合いは、信頼関係の土台ともなる。

(3) 関係者の意識啓発

続いて、エコツアー事業者として想定される観光業者、行政、農林漁業者などエコツアーとの関わりが期待される産業、地元の住民などを対象としたセミナーやシンポジウムの開催、または資料類の作成と配布を通して、地域をあげたエコツーリズムへの取り組みを開始したことを表明し、地域が目指すエコツーリズムの目標像を伝える。エコツーリズム推進には様々な立場の協調が必要であることを知らせ、エコツーリズム推進に向けた協力を呼びかける。

(4) 多様な関係者の公平な参加

エコツーリズムには、エコツアー事業者だけでなく、行政や住民、農林水産業従事者など様々な主体が関係してくる。これらの多様な主体が関わることは、地域の取り組みの厚みや深みを与えることにつながる。そのため、多くの関係者の参加を呼びかけるだけでなく、参加の機会を確保する必要がある。

第2章 エコツーリズムをはじめる

2-2-2 推進体制の構築



～ポイント～

- 地域特性に応じた多様な主体の参画を得る
- 既存の権益を有する主体の参画も重要になる
- 「一本釣り」手法が効果的
- 円滑な運営を確保するために事務局の設置が必要
- 地域コーディネーターを核とした推進体制を描き、役割分担を明確にする。

(1) 推進体制の必要性

エコツーリズムへの取り組みを決定した後に最初に行うことは、地域全体でエコツーリズムへの取り組みを意欲的に牽引する中心となる推進組織づくりである。エコツーリズムを進めていくには、地域の多様な主体が参加・連携し、相互に情報を共有するとともに、合意形成を図りつつ取り組みを進めていく必要がある。そのためにも、多様な主体が一堂に会し、合意形成を図りつつ地域のエコツーリズムに関する意思決定を行う場を設置することが必要となる。このような場において策定される地域の方向性や具体的な取り組みは、トップダウンで策定された計画とは違い、より当事者意識をもって進められる。

既にエコツーリズムを推進している地域では、初期段階の推進組織として、「エコツーリズム協会設立準備会」や「エコツーリズム研究会」などのような準組織を立ち上げて、関心のある人々を集めているケースがある（沖縄県西表島、北海道など）。行政が主体となって進めていく場合であっても、住民に任意団体を発足させて自主性に任せた会を持たせている場合などもある（高知県大方町など）。

エコツーリズム推進法などの該当箇所③

<エコツーリズム推進協議会の設置>

地域におけるエコツーリズムの推進に当たって、市町村は、「特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者（以下、特定事業者等）並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会を組織することができる」こととなっている（法 第五条第一項）。市町村は、法定協議会において、認定の申請手続き等の事務を担うことから取り組みの中心的な役割を担うことが必要である。この際、挙げられている関係者が広く参加することが望ましいが、策定の主体となる市町村、関係行政機関、関係地方公共団体を除き必ずしも全ての者が含まれる必要はない。

また、エコツアー等の事業者は市町村に対して法定協議会の設置を求めることができる。ただし、基本方針に則して法定協議会が作成すべき「全体構想」（本マニュアル第3章）の素案を作成し提示したうえで、市町村に対して法定協議会の組織化を求めることとなる。（法 第五条第六項）

エコツーリズム推進法などの該当箇所④

＜エコツーリズム推進協議会の事務＞

法定協議会は、①全体構想の作成、②エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行う。(法第五条第二項)。

この際、全体構想の策定は義務ではないが、一般に協議会を組織する趣旨は全体構想の策定にあると想定されることから、法定協議会の組織後遅くない時期に全体構想が定められる場合が多いものと想定される。

また、上記の「連絡調整」は全体構想の策定に際して行うほか、全体構想に基づきエコツーリズムの取り組みが開始された場合における関係者間の連絡調整を行うこととなる。

(2) 推進体制の組織化

エコツーリズムへの取り組みを決定する段階で、初期の推進組織のおおまかな顔ぶれは必然的にそろっていることが一般的である。「言いたしっぺ」は誰であっても良いが、エコツーリズムの骨格を固めていく初期の組織には第1章の「エコツーリズムに関わる主体」に挙げたエコツアー事業者（この時点では、エコツアー事業者にはなっていないかも知れないが）、ガイドまたはガイド志望者、行政、研究者、住民など多様な立場にある者を巻き込んでおくことが望ましい。地域の特性に応じて幅広い主体の参画を促し偏った立場の人だけで推進組織を作らないように心がける必要がある。

例えば、類型1（豊かな自然の中での取り組み）のような地域においては、特に自然環境に関する専門家の参画が必要となると考えられる。類型2（多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み）のような地域においては、エコツアー事業者やガイドだけでなく、宿泊施設関係者や物品販売関係者等の幅広い観光関連業者の参画が必要である。類型3（里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み）においては、エコツアー実施のフィールドと住民の生活の場が重なるため取り組みの初期段階において地域住民（代表）の参画が肝要となる。また、エコツーリズムを推進する地域と農地や漁場が重なる場合は、農林漁業関係者（代表者）の参画を得ることが必要である。

その他、防災など他の公益に関連する場合や対象となる地域が複数市町村をまたぐ場合は、広域行政機関としての都道府県や関係行政機関及び関係地方公共団体についても参画を促すことが望ましい

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑤

＜法定協議会の構成員でないものからの参加の申し出＞

エコツアー事業者等で法定協議会の構成員でない場合、市町村に対して書面でその意思を表示し、構成員として加えるように申し出ることができる。(法 第五条第七項)

ただし、この項は参加の申し出があれば自動的に参加できることを保証しているものではなく、参加を認めるか否かは法定協議会の定める運営規則により判断することができる。

法定協議会は、構成員でないものからの申し出を受けた際の手続きなど、法定協議会の組織及び運営に関して必要な事項を文書等の形であらかじめ適切に整備し、公開できる形式にしておく必要がある。

第2章 エコツーリズムをはじめ

(3) 推進組織における構成員の確保

推進組織の構成員には、是非協力を求めたい特別な相手や、自主的な参加を広く求めたい場合がある。前者については、分野ごとにキーパーソンや組織等の人材リストを作成し、それをにらみながら呼びかけていく「一本釣り」手法が効果的である。後者のケースは一般住民を巻き込むことを主目的としているが、研究会やモニターツアー等を利用して、呼びかけを行うことが多いようである。

一般的に、このような組織の人選は行政で関係団体をピックアップして声を掛け、委員を推薦してもらう形を取ることが多い。つまり、個人ではなく役職で参画することになるが、実質的な議論を行うためには、役職ではなく個人として参画を依頼すると議論が進む場合もある。

(4) 推進組織の体制

組織づくりにおいては、幅広い主体が参画することが求められる一方で、効率的に運営することも必要であるため、関係団体の代表等から構成すると良い。あらゆる関係者により構成された場合、大規模な会議となることもあり、双方向に意思疎通をすることが難しくなるため、20名前後の適した人数とすると良い。

円滑な運営を確保するためにも、運営事務を取り仕切る事務局を設置することが必要である。事務局の運営を支えていくために、協議会の構成員だけでなく外部の観光や自然の専門家等をアドバイザーとして設置し、必要に応じて助言を求めると良い。

また、実際に協議会を運営するに当たっては、複数の協議会を合同して開催することにより負担を軽減するなどの方策も考えられる。

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑥

＜協議会の事務局のあり方＞

全体構想の申請等の運営事務を取り仕切るうえで、エコツーリズム推進協議会の事務局は市町村に設置することが求められる。ただし、エコツーリズムに係る組織が既に存在し、その事務局が市町村以外にある場合は、適切に役割を分担し効率的な運営とすることが望ましい。（基本方針 第2章 1 協議会の組織化 (2) 協議会の体制）

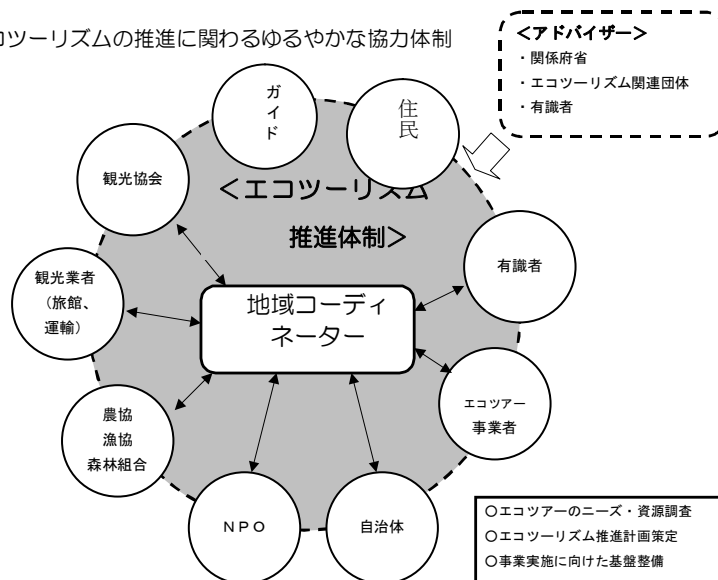
このような組織づくりにおいて大切な役割を果たすのが、関係者をとりまとめる存在である。エコツーリズムへの取り組みの準備段階では、エコツーリズムの目標や方針が地域内で浸透するまで普及に努め、諸機関や関係者間の意向の把握や仲介役を担う重要な役割である。また地域の関係者間で利害関係が生まれたり、衝突したりした場合には意見調整や利害の調整を行うこともある。このような存在は、(一般に)「地域コーディネーター」と呼ぶことができる。地域コーディネーターには、次のような資質が備わっていることが望ましい。

- ・公平さ：多くの機関や人の意見を公平に聞くことができる。
- ・フットワークとネットワーク：地域の集まりにも頻繁に顔を出すなど関係づくりに熱心で、情報収集能力もある。

第2章 エコツーリズムをはじめる

- ・事務能力：諸手続きを行う事務処理能力にたけている
- ・説明能力：エコツーリズムの主旨を理解し、他人に説明ができる
- ・資金調達能力：必要な資金を収集することができる
- ・発想力：新しいアイデアを生み出すことができる

エコツーリズムの推進に関わるゆるやかな協力体制



2-2-3 推進組織の運営



～ポイント～

- 事務局体制を明確化する。
- 議論は原則公開として、透明性を確保する。

(1) 役割の明確化

幅広い主体によって組織化された推進主体においては、利害が一致しない関係者やさまざまな考え方をもっている。そのため、推進組織における運営の実効性を確保するために、事務局の体制等のあり方との役割・権限を、必要に応じて公開できるよう文書等の形で明示しておく必要がある。

構成員においても、それぞれの特性や立場に応じて、ルール の周知や運用、ガイダンス・プログラムの企画・実施、モニタリングの実施など役割分担を明確にしておくことが求められる。また、アドバイザーを設置する場合においても、事務局とアドバイザーが地域の目標を共有した上で、それぞれの役割分担を明確にしておくが良い。

構成員の役割としては、

- ・ルール の周知徹底や運用状況の監視
- ・ガイダンス・プログラムの企画・実施
- ・モニタリングの実施
- ・広報

といったものが想定される。

(2) 効率的な協議の進め方

協議に当たっては、まずは目標や課題を十分に共有した上で、客観的かつ科学的なデータや社会的状況に基づいて協議を行うと良い。また、議論の枠組みを設定しておくことや、場合によってはテーマや分野ごとに下部組織として専門部会を設置し個別に検討を進めることも想定される。専門部会等においては、より実質的な議論や作業が必要であり、状況に応じて何度も会合の場を持つなどよりフレキシブルな活動が求められる。

既に、観光振興や地域づくりに関する協議組織が設立されている地域では、推進協議会の構成員や事務局体制がほぼ同一となる場合が想定される。そのような場合には、組織としては、「エコツーリズム推進協議会」として組織し、運営上、会議等を共催とするなどの構成員に配慮するとともに効率的に実施することが望ましい。

(3) 透明性の確保

会議については、原則公開として、運営に係る透明性を確保することが必要である。適切な運営や取り組みの推進としていくために、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家等からアドバイスを求めることも考えられる。

さらに、多様な意見や情報を把握するために、一般住民に対する説明会やシンポジウム等を開催することも考えられる。

さらに、協議会の活動状況は、毎年とりまとめを行い、インターネット等の媒体を通じて関係者だけでなく一般住民等に広く共有させることが求められる。

取組み先進地からのアドバイス



～合意形成を図る上でのちょっとした工夫①～

さまざまな主体で構成される協議会における合意形成は、それぞれの立場により意見が異なることから難しい場合があります。特に、利害の対立する関係者の意見を調整することは、難航するケースが多く見られますが、それを乗り越えないことにはエコツーリズムの推進は実効性のあるものになりません。

これについては、全国のエコツーリズム先進地でも試行錯誤が行われています。それらを総合すると、あらためて言うまでもないことのように思えますが、やはり「納得するまで地道に話し合いを重ねる」ことが一番の近道のようにです。

そのためには、まずは確実に話し合いの場に出席してもらい、「そんなことは聞いていない」といったことがないようにすることが重要です。全国のエコツーリズム先進地の取り組みから、「このような対応を心がけたら話し合いが円滑に進んだ」といった工夫の例を参考までに下記に挙げます。

例)

- ・ 会議開催に当たって、会議資料を事前送付する際、確実に届けるようにした。その際にも、単に電子メールで送付するだけではなく、郵送したり、場合によっては直接届けるなどして、より細やかなコミュニケーションを取るようにした。
- ・ 欠席した構成員に対しては、会議の経緯を把握して頂くことにより、後で「議論の内容を把握していない」といったことがないようにした。具体的には議事録を送付して、なおかつ事務局から説明を行うなどの対応をとった。

また、実際の会議運営に当たっては、下記のような対応に心がけたらうまくいった、といった声も聞かれています。いずれも事務局の事務量は増えることとなりますが、取り組みに当たっては念頭におきたいものです。

例)

- ・ 毎回議事録を作成し、議論の内容と結果を関係者間で共有するようにした。
- ・ 議論の戻りが無いように、毎回の会議の冒頭では、前回の決定事項や保留事項の確認を行い、論点を明確にするようにした。
- ・ より実のある会議としていくために、会議資料を事前に確実に配布し、予め話し合いの内容を把握してもらうことにより、会議の場では討議を中心とした時間配分とした。

第2章 エコツーリズムをはじめる

2-2-4 自然観光資源調査



～ポイント～

○地域が誇る雄大な自然や歴史、日常の中に埋もれた文化、昔語りの名物おばさんなど、「おもしろネタ」を発掘する。

ガイドランスの対象となる素材の発掘と、その素材の状態の把握を通して利用の制限を含めた利活用時の留意点を知ることが主目的に、対象地域内の自然観光資源調査を実施する。動植物などの自然資源だけでなく、歴史や文化、生活の知恵に関わる古くからの言い伝えなど、地域の特色を形作るさまざまな事象が自然観光資源調査の対象となりうる。自然観光資源の発掘作業を通して、地元住民自身が地域の隠れた魅力に気づき、自然観光資源の保全と活用に地域全体が関わる機運が生まれることもありうる。

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑦

<自然観光資源の定義と例示>

法律では、エコツーリズムの対象である「自然観光資源」について、以下のように定義している。(法 第二条)

- ・動植物の生育地又は生息地その他の自然環境に係る観光資源
- ・自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

また、基本方針では、自然観光資源の例として以下のようなものが挙げられている。

(基本方針 第3章 2 対象となる自然観光資源)

<動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源>

- ・クジラ、イルカ、ウミガメ、ホタル、チョウ、ブナの巨木などの「動植物」
- ・海鳥の集団繁殖地やサンゴ礁、湿原などの「動植物の生息地・生育地」
- ・滝や風穴、噴泉塔などの「地形・地質」

<自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源>

- ・棚田や魚垣（ながき）
- ・半自然草原と火入れ
- ・カバタ（湧水を家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用する仕組み）

(1) 自然観光資源調査の手法

自然観光資源調査の基本は、対象地域を何度も丹念に歩き回り、おもしろいと感じた素材を列挙することである。ワークショップ形式で調査を実施することで、普段は気づかない自然観光資源に気づくことができる。

さまざまな関係者が集まり、いくつかのグループに分かれてフィールドを歩き、各々

おもしろいと思ったものを写真に撮るなど記録してみる。それを持ち寄ってみると人それぞれにおもしろいものが違い、知らなかった地域の魅力を気づくきっかけになる。

また、それぞれ何がどのようにおもしろかったのかグループで話し合うことで、新たな視点を得られる。特に、ワークショップを行う際は、関係する主体だけでなく一般住民や地域外の住民などさまざまな主体が集まることであらゆる視点で調査することができる。例えば、地域の小中学校と連携するなどして、子どもの視点でフィールドを見てみたり、地域のお年寄りの話を聞いてみるなどの手法も考えられる。

また、文献調査から素材のヒントを得ることや、様々な関係者にヒアリング調査を行い「おもしろネタ」を引き出すとよい。

＜情報源や情報調査対象項目例＞

キーパーソン	地域の活動団体リーダー 女性団体のリーダー
エコツーリズムの推進上で協力を得るべき人材	農林水産業に関わる組織のリーダー 地域の観光関連団体のリーダー 郷土史家 博物館等の学芸員 教員 研究者 など
情報源	地域に関する文献 論文 報告書 地図 など

(2) 自然観光資源発掘の視点

自然観光資源調査の最初の段階では、地域のテーマ性につながりそうな有力な自然観光資源を発掘し、あわせて資源が発するメッセージを考える。このような自然観光資源を見つけるには次のような視点を意識するとよい。

□地域として他に誇れるもの

- ・ 唯一性・希少性の高いもの：分布地域に限られる植物、非常に数の少ない動物など
- ・ 高さ・長さ・太さなど規模的に大きいもの：全国で（地方で）最大級の××、もっとも長い△△など
- ・ 面的な広がりがある、集積度が高いなど量的に誇れるもの：非常に広範囲に渡る○○の群落、大規模なツルの越冬地など

☐ 地域で親しまれているもの

- ・ 伝承の素材として登場するもの：民話の主人公になっている動物、言い伝えのある巨木など
- ・ 地域の産業と結びついているもの：独特の農法、伝統的な河川工法など

☐ その他参加者の興味をひくと考えられるもの

第2章 エコツーリズムをはじめる

- ・美しいもの、知名度の高いもの
- ・学習素材として取り上げられるなど意味づけが成されているもの：学校の野外学習などの対象になっているもの

自然観光資源の指定に当たっては、地域固有の生物層や生態系に影響を及ぼす可能性のある外来種や国内移入種に留意する必要がある。

次の段階では、地域の自然や住民生活の中に眠っている素材の網羅的な発掘作業を行う。自然観光資源調査の対象は、次のようにいくつかのカテゴリーに分けて考えると良い。

＜資源調査対象項目例＞

自然資源	地域で親しまれている動物、植物、巨木 いわれのある地形、地理、場所 火山とその歴史 海と海流、海底地形 見晴らしのよい場所 など
文化資源	伝統文化 信仰 特徴的な生活習慣 地域に伝わる伝説 など
歴史資源	歴史的エピソード 産業遺産 文化財 など
産業資源	地域の名産、製法、エピソード 流通経路 など
活動資源	遊ぶ場所 野外活動に利用されている場所 など
名人	地域に伝わる伝統的技術や芸術の持ち主 特技の持ち主 など

自然観光資源調査は一度行えばよいというものではなく、継続していくことにより素材に対する解釈が深まり、また新しいガイドンスの材料が得られることにもつながる。自然観光資源の把握と整理は常時実施を心がけるとともに、必要に応じて地元住民による調査体制をつくりあげること考えてみる。

(3) 自然観光資源チェックシートの作成

自然観光資源の発掘とともに、その魅力や利活用時の留意点などを整理する。例示した「自然観光資源チェックシート」を参照し、さらに独自のチェック項目を加えて、リストアップした自然観光資源のデータベースを作成する。

資 源					資源のチェック項目									
					資源としての資質			アピールの対象			制限事項等			活用と保全の留意点
資源番号	分類1	分類2	資源内容	取り上げた理由	地域を代表するレベル	地域で親しまれている	特に興味深い	子供	中高年層	特定のマニア	季節が限定される	時間帯が限定される	アプローチが困難	
1 2 3 4 5 6 7 8	A	a	ブナの原生林	四季折々の表情がとても素晴らしく他の地域に誇れる	○				○				○	奥まで踏み入らせないで楽しめるルート作りを行なう。
	A	b	早春の雑木林の草花	林床一面に花が拡がり地域住民にも親しまれている		○			○		○			踏み荒らしや採取できないような工夫が必要である
	A	d	岩場で観察できるカモシカ	特定の箇所にて比較的頻繁に観察が可能である			○	○		○		○	○	えさをあげない。
	A	f	切り立った断崖絶壁が見られる△○海岸	断崖の高さ、延長とも東日本随一のスケールである	○				○					がけ崩れなどの安全対策、駐車場の確保を行う。
	A	g	□○岳の樹氷	特に北側の斜面では大きく成長することで知られている			○			○	○	○	○	雪崩や遭難などの安全対策を行う。
	B	i	イノシシの田畑への侵入を防ぐための石塁	独特の形態をした石塁で自然と共生する姿勢を感じさせる			○			○				地域住民に配慮する
	B	h	棚田	自然石で積まれた石垣が小動物の住処となっている		○			○	○				営農行為と土地所有者に配慮する
	B	j	半自然草原の火入れ	伝統的な火入れという手法により管理されている		○	○		○	○	○	○		土地所有者に配慮する

分類1：	A. 自然環境に係る観光資源 B. 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習や伝統的な生活文化に係る観光資源
分類2：	a. 樹木 b. 草花・草本 c. 菌類 d. 動物(哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類) e. 昆虫その他の小型の動物 f. 地形・地質 g. 気候・気象 h. 地域の生業 i. 生活の知恵 j. 地域の歴史

2-2-5 観光ポテンシャルの検証



～ポイント～

○エコツアーのマーケティングと資源の保全の両面を検討するために来訪した旅行者や一般的なマーケットの状況を把握、分析する。

エコツアーを事業として継続していくためには、対象地域の市場性を十分に考慮することが必要である。対象地域の市場性を、マーケットの量的側面と質的側面の両面から把握に努める。

対象地域を訪れる旅行者数の把握は、既に市町村や観光協会が実施していることが多いので、この結果を参考にする。さらに、統計データでは表現されない旅行者の意識や行動については、ホテルや旅館などの既存の観光事業者に出向いて、ヒアリングなどによって把握する。

推進の枠組みを検討する段階では、次のような項目を調査するとよい。

項目	内容
☐ 旅行者数	・年間旅行者数、過去10年程度の推移を把握する。
☐ 旅行者の性別や年齢	・性別の他、年齢層を若年層、中高年、熟年、高齢者等に区分して把握する。
☐ 旅行同行者	・カップル、女性グループ、家族旅行、熟年夫婦、中高年女性グループ等に区分して把握する。
☐ 旅行目的	・対象地域への旅行者の目的を、観光、リゾート、帰省、業務出張、研修・視察、修学旅行等の区分で把握する。
☐ 旅行内容	・旅行者の対象地域内での旅行内容を、過周遊観光、ゆっくり過ごす、町や都市を楽しむ、温泉を楽しむ、自然を楽しむ、遊園地やテーマパークを楽しむ、おいしいものを楽しむ等に区分して把握する。
☐ 旅行出発地	・県内市町村別、都道府県別に出発地を把握し、近隣の旅行者、遠方の旅行者の割合等について把握する。
☐ 個人客と団体客の比率	・個人客（1～14名）と団体客（15名以上）の比率を把握する。また団体客については一般団体、学生団体、修学旅行等の区分についても把握する。
☐ 季節による変動	・春季（3～6月）・夏季（7～8月）・秋季（9～11）・冬季（12～2月）の入り込み客数（宿泊客数）について把握する。

第2章 エコツアーリズムをはじめる

<観光ポテンシャル把握のための調査シート例>

観光の現状	課 題
☐ 入り込み客数 ・ 総数： 人（ 年度） ・ 過去 10 年間の推移 昨年度： 人 2 年前： 人 3 年前： 人 5 年前： 人 10 年前： 人 ・ 過去 5 年間の平均伸び率： % ・ その前 5 年間の " : % ・ 推移判定：減少 or 横ばい or 増加	
☐ 入り込み客の特性 ・ 宿泊客：日帰り客 人（ %）: 人（ %） ・ 圏内客：圏外客 人（ %）: 人（ %）	
☐ 入り込みの季節性（年間波動） ・ 春季（3－6 月）: 人 % ・ 夏季（7－8 月）: 人 % ・ 秋季（9－11 月）: 人 % ・ 冬季（12 月－2 月）: 人 %	
☐ 周辺の観光地の状況 ・ 宿泊拠点の状況 場所： 宿泊数： 人 ・ 旅行者の流動 太い流れ： を結ぶルート その他： を結ぶルート	
☐ 観光施設の状況 ・ 主な宿泊施設（宿泊エリア） 施設名： 宿泊者数： 推移：減少 or 横ばい or 増加 ・ 主な観光施設 施設名： 利用者数： 推移：減少 or 横ばい or 増加	
☐ 地域に対するニーズ ・ 来訪者の特性 個人客や団体客、家族旅行や熟年の旅行など入り込み客の特徴、また彼らどのようなことを期待して訪れているのか ・ 最近の来訪者の傾向 “最近人気のある観光施設”、“体験型旅行に対するニーズが増加した”、といった来訪者の行動の変化やニーズの変化	
☐ その他 当地域の観光に関する特徴的な事柄	

2-2-6 人材の育成



～ポイント～

- ガイドは地域の顔であり、優秀なガイドを育成していくことが要となる
- 取り組みを進めていくうえでは地域のコーディネーターがキーパーソンとなる

エコツーリズムの推進では、とりわけ地域コーディネーターとガイドが果たす役割は大きい。地域コーディネーターは、期待される役割の性格上、地元に住居することが必須である。また、ガイドも地元産業の振興や雇用機会の確保という観点から地域に住んでいる方がよい。両者をスカウトしてくることも可能であるが、できる限り地域の中から適任者があらわれ、さらなる能力開発によって地元で育っていくことが望ましい。

(1) 地域における人材の育成

エコツーリズムの取り組みを進めていく上では、エコツアー事業者や観光関連業者だけでなく地域住民などの幅広い理解が必要となる。特に、プログラムのフィールドと生産や生活の場が重なる場合、地域の住民の理解は不可欠となる。また、旅行者に対するガイドランスもプロのガイドだけでなく、地域住民とふれあいや協働といった地域密着型の伝達もある。

エコツーリズムは一部の業者だけではなく、地域一体で取り組むものであることから地域における人材の育成が必要である。取り組みの状況をシンポジウムや説明会で広く公表するだけでなく、小中学校など学校教育活動や公民館などの社会教育活動と連携したセミナーの開催などを実施していくことも考えられる。

事例 人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立(裏磐梯地区・福島県北塩原村)

裏磐梯地区では、モデル事業期間中にガイドや一般市民を対象として「裏磐梯エコツーリズムカレッジ」(以下、カレッジ)に取り組んだ。このカレッジは、福島県ツーリズムガイド認定制度の受講資格の一つである「地域別研修の修了」として認められている。カレッジでは「裏磐梯学講座」(地域学)「育成学講座」(おもてなし)「保全学講座」の3分野について、年に数回講座を開催している。カレッジの運営に当たっては、住民の中からボランティアとして運営に携わる「カレッジサポーター」の制度を設けている。

福島県ツーリズムガイド認定制度において位置付けがなされたことにより、裏磐梯におけるガイド人材育成の講座として認識されている。また、生涯学習を目的としてカレッジを受講した住民が、サポーターとして活躍するなど一般住民に対する人材育成の成果が現れ始めている。

第2章 エコツーリズムをはじめる

(2) ガイドの育成

ガイドは、旅行者・参加者を直接案内することから、ガイドの有する能力によりプログラムそのものだけでなく地域の印象を決めてしまう程、旅行者に対して大きな影響を与える。

ガイドには極めて高い専門知識と技能を持つことを求められながらも、わが国ではひとつの職業として確立し、広く認知されているとはいいいにくい状況にある。業としての不安定さ故に職業として希望する人が少ない、あるいは職場の整備が不十分なのでガイドを志してもその職に就くことができない状況があちこちでみられている。多くの地域では、ガイド（人）を育てながら、エコツアー事業（職）も育てていかなければならないという難しい状況にある。

そもそもガイドの育成は、基本的にはガイド個人を含めた事業者ごとに行うものである。しかしながら、地域政策としてエコツーリズム推進に取り組むためには、ガイドはエコツアーの継続的な実施の中核的な役割を担うので、優秀なガイドを育成することはエコツーリズム推進の重要な要因である。

地元の資源特性を活かしたガイド養成セミナーを開催するなどの行政支援も検討するとよい。また、様々な機関がガイド養成のための研修会を行っているので、これらに参加することも考える。

環境省では、自然学校のインストラクターやエコツアーガイドなどプロとして民間で活躍できる人材を育成するため、環境省と自然学校等が連携して共通カリキュラムによる基礎的研修やOJT研修組織での実地研修などを行う「エコインストラクター人材育成事業」を実施しており、このような制度を活用することも一つの方策である。

(3) 地域コーディネーターの育成

①地域コーディネーターの役割

地域コーディネーターは、円滑かつ継続的にプロジェクトを推進していくために、行政や観光関連団体や事業者、ガイド、さらには地元住民相互間の意見の橋渡し役として様々な案件の地域内調整を果たす役割を担う人材であり、エコツーリズムの推進のみならず観光を活用した地域活性化を推進する場面では必要不可欠な存在である。

②地域内での発掘・育成

上記のように地域内の調整の役割が期待されることから、地域内で信頼が厚く、人格者であることが望まれ、地域内からそのような人材が輩出されることがもっとも理想的である。

行政主導でエコツーリズムを推進する場合は、行政内部や観光協会などの観光関連団体の担当者が地域コーディネーター役を担うと、取り組みがスムーズに推進する場合が多い。または、地域の旅行会社や運輸業者、観光産業従事者など、観光振興に関わる業務に就いている人の中にも適任者がいることもある。

③外部からの招聘

地域コーディネーターには、エコツーリズムに関する幅広い情報に加えて、エコツアーを実施するフィールドや資源の特徴といった地域でエコツーリズムを推進するために必

要となる知識はもちろんのこと、旅行流通の仕組みや旅行マーケットの状況に関する知識、あるいは事故などのリスクを軽減するための保険や法律などに関する基礎知識などを持ち合わせていることが求められる。

このような人材が地域内に存在することは少なく、集合教育や教材などを活用して育成することも極めて困難である。また、これまでのところ地域コーディネーターの育成を主目的としたセミナーなどの充実は図られていないのが現状である。

このため、地域コーディネーターを地域外から招聘するケースも多く見られる。この際、個別に付き合いのあった旅行会社などの職員が招請される例のほか、最近では公募によって、全国から意欲ある人材を募集する例も多くみられるようになってきている。

このようなニーズに対して、国土交通省では、地域の観光振興の牽引役となる人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを促進する「観光地域プロデューサー」モデル事業を実施しており、このような制度を活用することも一つの方策である。

地域コーディネーターを外部から招聘した事例（平成20年3月時点）

招聘の手法	地域	事例
個別招請	長野県飯田市	(株) 南信州観光公社 旅行会社の職員を支配人として招聘。
	愛知県豊田市 (旧足助町)	(社) 足助観光協会 (社) 日本観光協会の職員を事務局長として招聘。
	大分県宇佐市 (旧安心院町)	NPO 法人安心院グリーンツーリズム研究会 学生時代に研究で訪れており、卒業後は九州の地域情報を扱う出版社に勤務していた人物を事務局長として招聘。
公募	北海道ニセコ町、倶知安町	(株) ニセコリゾート観光協会 広告代理店に勤務していた人物が公募により職員として就任。※現在は独立。
	北海道羅臼町	知床羅臼町観光協会 大学卒業後、北海道産食材卸事業を開業していた人物が公募により事務局長として就任。
	大分県湯布院町	由布院観光総合事務所 東京都職員が公募により事務局長として就任。
	静岡県東伊豆町	稲取温泉観光協会 NPO 法人で事務局長を務めていた人物が公募により事務局長として就任。

第2章 エコツーリズムをはじめる

④長期的な人材育成の必要性

個別招請や公募によって、地域コーディネーターを外部から招聘したとしても、持続的な取り組みのためには、やはり長期的には地域の中からそのような人材が発掘、育成されることが望ましい。

そのため、地域で意欲ある人材が、エコツーリズム推進に関する様々な知見を得るために、他地域などでの取り組み事例に触れ、苦労話や成功例を自地域にあてはめることを通して学ぶことが、最も実践的であり必要なことである。

また、他のエコツーリズム推進地域の視察や、そこでの意見交換、または各地域のコーディネーターが集うセミナーへ参加し、各地域の実情についての情報交換を行うような機会を設けることも、地域コーディネーターの育成には有効である。

2-2-7 推進する地域の設定

エコツーリズムを推進する地域（推進地域）を設定する。

設定に当たっては、自然環境の特性や社会的側面から一体性を考慮し、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要がある。

例) 一体性を判断するための基準

自然環境の特性・・・尾根線、谷線、流域 など

社会的側面・・・市町村界、集落、同一の文化や習慣、利用に当たっての配慮事項 など

一つの推進地域の中にも海や山など、異なる特性を持つ区域が併存する場合には、必要に応じてそれらを適切に区分（ゾーニング）し、それぞれの特性に応じて、想定されるガイドランス・プログラムの形態や、実施に当たって配慮すべき事項、利用を抑制すべき区域など、エコツーリズムの実施の方法を検討する必要がある。

第2章 エコツーリズムをはじめる

事例 大雪山国立公園を例としたゾーニングの 카테고리分類 (大雪山・北海道)



大雪山国立公園を例としたカテゴリー分類である。資源の観光利用のあるべき姿を考える際に、あらかじめ原生区域から整備区域の5段階の分類をおこない、そこに具体的なエリアをあてはめるというものである。

項目	整備区域	準整備区域	準自然区域	自然区域	原生区域
歩道の整備状況	革靴やハイヒールでも歩行可能にする	運動靴で歩行可能にする	登山靴を必要とする	登山靴を必要とする	登山靴を必要とする
ベンチ・テーブル	ベンチ・テーブルの両方を設置	ベンチを設置	ベンチを設置	設置しない	設置しない
道標	一定距離ごとに設置	一定距離ごとに設置	一定距離ごとに設置	分岐点のみ設置	分岐点のみ設置
自然解説板	随所に設置	随所に設置	随所に設置	あまり設置しない	設置しない
注意標識	随所に設置	随所に設置	随所に設置	あまり設置しない	設置しない
立入禁止のロープ	全ルートに設置	全ルートに設置	要所のみ設置	要所のみ設置	要所のみ設置
山小屋	食事が出る山小屋を整備	食事が出る山小屋を整備	自炊の山小屋を整備	自炊の山小屋を整備	整備しない
監視員・レンジャー	常駐	常駐	時々巡回	時々巡回	配置しない
歩道で人と出会う頻度	10分間に数回程度にする	10分間に数回程度にする	1時間に数回程度にする	1時間に数回程度にする	1日に数回程度にする
クマと遭遇する可能性	全く可能性がないようにする	全く可能性がないようにする	可能性をできるだけ低くする	可能性をできるだけ低くする	特別なコントロールは行わない
目的地までの往復の歩行時間	1時間以内	3時間以内	半日以内	日帰り	山の中で宿泊が必要

出典：山岳レクリエーション管理研究会「利用者の多様性に応じた自然公園管理のあり方に関する調査研究報告書(その2)～ROS手法による大雪山国立公園管理計画の立案」(2002年)

事例 知床国立公園を例としたゾーニングの 카테고리分類(知床地区・北海道斜里町、羅臼町)



知床国立公園を例とした 카테고리分類である。資源そのものと資源体験の両面から分類が行われている。

●保全ランク

保全の程度 保全ランク	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
保護・規制計画	自然環境保護のための強い規制	自然環境保護のための規制がある	自然環境保護のための規制は少ない	自然環境保護のための規制は緩い
景観・原始性	原生的な自然環境が保たれている	歩道があるが、原生的な自然環境が保たれている。	一般利用に供される未舗装車道があるが自然環境が保たれている	舗装車道があり、原始性は低い

●自然体験タイプ

自然体験タイプ	タイプA	タイプB	タイプC	タイプD
変更の程度	自然の変更はない	自然の変更が多少ある	自然の変更が一部ある	自然の変更がある
アクセス難易度	非常に困難(人力のみ)	困難(人力のみ)	やや困難	容易
利用密度	低 利用者間の出会いはほとんどない	中 利用者間の出会いは少ない	中 利用者間の出会いはやや多い	高 利用者間の出会いは多い
利用形態	野性的な自然体験	自然ふれあい体験	自然探勝体験	散策・周遊体験
(体験の質)	孤独／自由／静寂／自立／挑戦／危険の要素あり	自由／静寂の要素あり	自由／静寂の要素より、利便性／安全性の要素が高い	利便性／安全性の要素が高い
設備整備状況	利用施設／保護施設はない	利用施設／保護施設ともに最小限	利用施設／保護施設が見られる	利用施設／保護施設が優先する
情報提供(注意標識や啓発標識類)	ごく少ない	少ない	少ない	多い
解説・ガイド	解説板はない 場合によっては自然解説員の案内が出来る	解説板は少ない 場所によっては自然解説員による案内もできる	解説板がある程度見られる 自然解説員による案内もできる	解説板が多くある 自然解説員による解説がある
ヒグマ対策	ヒグマの行動を最優先させ、場合によっては利用を制限する		誘因物除去や追い払い等により共存を図る	

出典:環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」(2005年)

第2章 エコツーリズムをはじめる

2-2-8 中長期的な事業展開の検討

エコツーリズムの推進のために必要と考えられる事業項目を抽出し、地域の状況と照らし合わせて、重要度、予算、スケジュール、実施主体と支援者などを整理する。

特にそれぞれのアクション（施策）は誰が中心となって進めるのかが明確にならなければ前進しない。せっかく作った計画が計画倒れで終わってしまったという例は多々あるが、これはアクションとその担い手（責任の所在）が明確でないことに一因がある。

役割分担のあり方は、行政主導のケース、地域の観光関連事業者主導のケース、地域住民主導のケース等、地域によって様々だが、エコツーリズムの推進に関わる担い手それぞれの役割を明確にしておくことが大切となる。

また、事業展開に当たっては、プロモーション費用をはじめとする資金の裏付けが必要となる。中長期のビジョン・目的の達成に向けた継続的な取り組みを維持するために、3ヶ年程度の予算計画は必須といえる。

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成） ... 57

3-1 エコツーリズム推進法成立の背景.....	57
3-2 法律の趣旨	57
3-3 法律の概要	57
3-4 認定の趣旨	62
3-5 認定までの取り組み事項およびその手続き	62
3-6 エコツーリズム推進全体構想の作成・申請	64
3-6-1 エコツーリズム推進全体構想の位置づけ	64
3-6-2 エコツーリズム推進全体構想の構成	65
3-6-3 全体構想に記載する事項	67
3-6-4 申請の際に必要な書類	80
3-7 認定基準	80
3-8 全体構想の変更について	81
3-9 認定全体構想の取り消しについて	81
3-10 関連法規について	82

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

3-1 エコツーリズム推進法成立の背景

最近の身近な環境についての保護意識の高まりや、自然と直接ふれあう体験への欲求の高まりが見られるようになってきている。

このような背景から、これまでのパッケージ・通過型の観光とは異なり、地域の自然環境の保全に配慮しながら、時間をかけて自然とふれあう「エコツーリズム」が推進される事例が見られるようになってきた。

しかし、現在は地域の環境への配慮を欠いた単なる自然体験ツアーがエコツアーと呼ばれたり、観光活動の過剰な利用により自然環境が劣化する事例も見られる。

3-2 法律の趣旨

エコツーリズム推進法は、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かした「エコツーリズム」を推進するに当たり、以下の4つの具体的な推進方策を定め、エコツーリズムを通じた自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進を図るものである。

- (1) 政府による基本方針の策定
- (2) 地域の関係者による推進協議会の設置
- (3) 地域のエコツーリズム推進方策の策定
- (4) 地域の自然観光資源の保全

3-3 法律の概要

1. 目的（第1条）

エコツーリズムが、①自然環境の保全、②地域における創意工夫を生かした観光の振興、③環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することに鑑み、基本理念や基本方針の策定その他エコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、関係する施策を総合的かつ効果的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

2. 定義（第2条）

「自然観光資源」

- ・動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- ・自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

「エコツーリズム」

- ・観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

び理解を深めるための活動

3. 基本理念（第3条）

- ・自然環境への配慮
- ・観光振興への寄与
- ・地域振興への寄与
- ・環境教育の場としての活用

4. 基本方針（第4条）

政府は、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針（以下、基本方針）を定める。基本方針に定める項目は以下のとおりである。

- ・エコツーリズムの推進に関する基本的方向
- ・エコツーリズム推進協議会に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項
- ・エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項
- ・生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

なお、基本方針については、おおむね5年ごとに見直しを行う。

5. エコツーリズム推進協議会（第5条）

- ・市町村は、エコツーリズム推進協議会（以下、協議会）を設置できる。
- ・協議会は、①全体構想の作成、②エコツーリズム推進に係る連絡調整を行う。
- ・全体構想に定める事項は以下のとおりである。
 - ◆エコツーリズムを推進する地域
 - ◆エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地
 - ◆エコツーリズムの実施の方法
 - ◆自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置
 - ◆協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
 - ◆その他のエコツーリズムの推進に必要な事項

6. 全体構想の認定（第6条）

主務大臣は、①基本方針に適合する、②全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものと認められた場合は、全体構想の認定を行う。

7. 認定全体構想についての周知（第7条）

インターネット等により、認定全体構想の内容について周知を行う。

8. 特定自然観光資源の指定（第8条）

市町村長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要があるものを特定自然観光資源として指定でき

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

る。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令により定められているものについてはこの限りではない。

市町村長は、特定自然観光資源の指定に当たっては、あらかじめ特定自然観光資源の所在する区域の土地所有者の同意を得る必要がある。

市町村長は、特定自然観光資源の名称、所在する区域、保護のために講ずる措置を公示し、所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

9. 特定自然観光資源に関する規制（第9条～第10条）

特定自然観光資源の所在する区域内においては、その汚損、損傷等を行ってはならない。

市町村長は、特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認められたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立ち入りについて立ち入ろうとする者の数に制限をかけることができる。その場合は、市町村長の承認を受けた者以外は区域内に立ち入ることができない。ただし、非常災害時、通常管理行為、その他主務省令で定めるものについてはこの限りではない。

10. 活動状況の公表（第11条）

主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表を行う。

11. 活動状況の報告（第12条）

主務大臣は、市町村に対して協議会の活動状況に対して報告を求めることができる。

12. 技術的助言（第13条）

主務大臣は、協議会の構成員に対し必要な助言を行う。

13. 情報の収集等（第14条）

主務大臣は、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析その結果の提供を行う。

14. 広報活動等（第15条）

国及び地方公共団体は、広報活動を通じて国民の理解を深めるよう努める。

15. 財務上の措置等（第16条）

国及び地方公共団体は、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める。

16. エコツーリズム推進連絡会議（第17条）

政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他関係行政機関で構成されるエコツーリズム推進連絡会議を設け、連絡調整を行う。

17. 主務大臣等（第18条）

この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、農林水産大臣

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

とする。

18. 罰則（第19条～第20条）

- ・市町村の職員の指示に従わず、特定自然観光資源において規制されている行為をした者や立ち入りが制限されている区域に立ち入り、又は退去しなかった者を30万円以下の罰金に処する。
- ・市町村は、特定自然観光資源に係る条例に、上記のような者に対して30万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

19. 附則

この法律は、平成20年4月1日から施行する。

エコツーリズム推進法

「エコツーリズムとは」

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動

基本理念

自然環境の保全

地域振興

観光振興

環境教育の場としての活用

法律の枠組みを利用することによるメリット

<国>

- 技術的助言
- 広報活動
- その他の支援
(ノウハウ提供や情報の共有化、人材育成等)

<エコツーリズム推進地域>

- 地域ぐるみの推進体制の構築
・市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織できる。
- エコツーリズム推進全体構想を作成
→主務大臣に対して、全体構想の認定を申請できる。

<認定エコツーリズム推進地域>

- 認定全体構想に基づき、特定自然観光資源を指定し、その保護育成において、汚損・損傷の禁止、利用者数の制限等を設定することができる。
- エコツーリズムの対象となる自然観光資源等に関する利用等のルールに対して、一定の強制力や権威を持たせることができる。

「自然観光資源」

- 1 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源
- 2 自然環境を密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

3-4 認定の趣旨

全体構想が認定されると以下のようなメリットがある。

- ・ これまで法的に保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて特定自然観光資源として指定することで、汚損・損傷・除去及び観光旅行者に著しく迷惑を及ぼす行為の禁止、特定自然観光資源が所在する区域への立入りの制限などの保護措置を講じることができる。
- ・ 国によって、法の基本理念に基づく、他の地域のモデルとなる取り組みとして認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながる事が期待される。
- ・ 国により、政府広報、インターネットなど各種媒体を通じて、旅行者やエコツアー事業者、旅行業界団体など各主体に対して周知が図られる。

なお、全体構想の認定を受けることは任意であるが、本法では、主務大臣の認定を受けた全体構想に対して主務大臣が周知し、特定自然観光資源の保全措置等が可能になる。こうした措置を講じるためには、主務大臣の認定を受けることが必要となってくる。

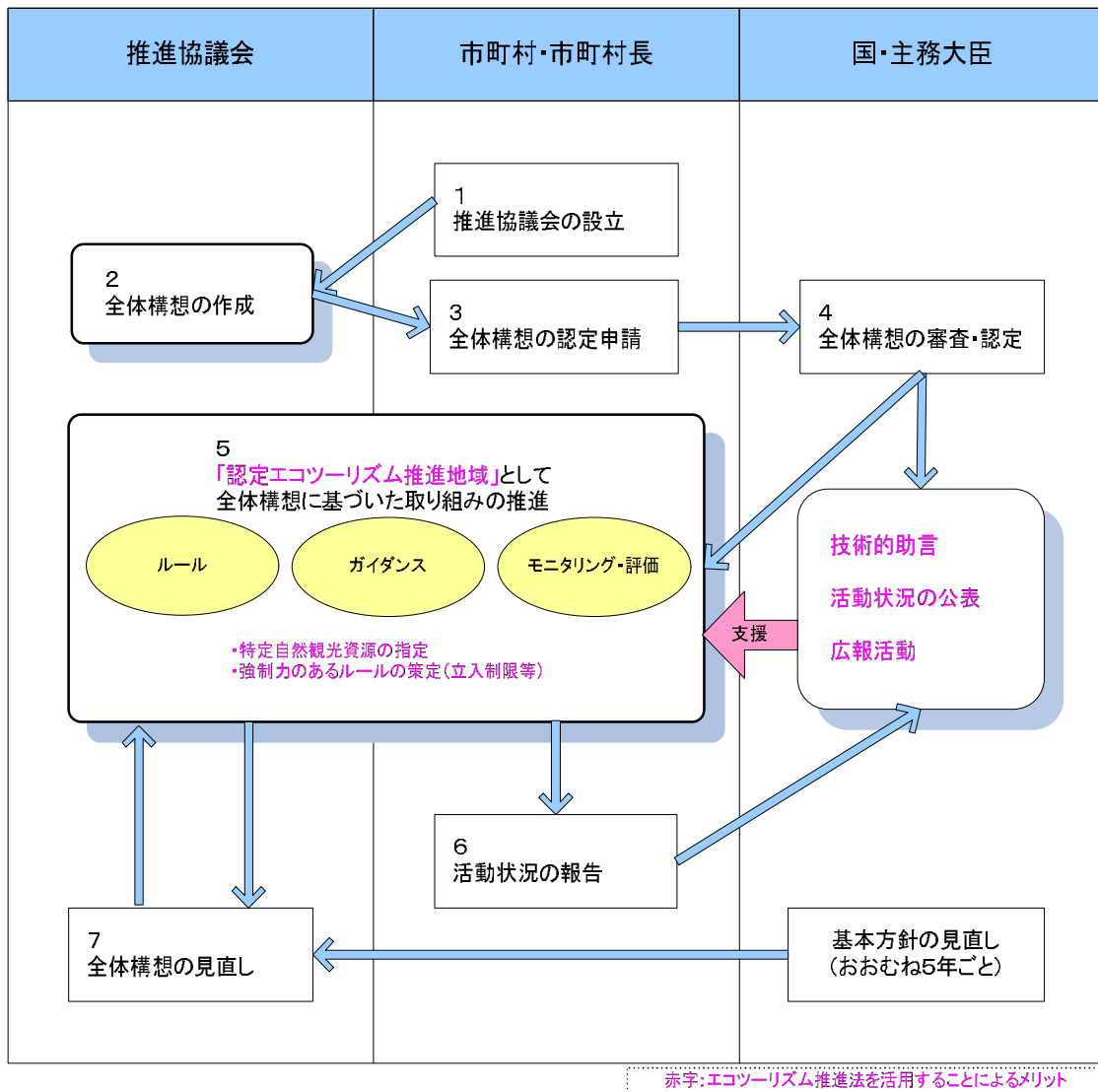
3-5 認定までの取り組み事項およびその手続き

「認定エコツーリズム推進地域」として認定されるまでの取り組み事項は下記の1～5のとおりである。それぞれの詳細については、表右に法律、基本方針における記載箇所を記す。

		法律	基本方針
1	推進協議会の組織化	第5条	第2章
2	全体構想の作成	第5条	第3章
3	全体構想の認定申請	第6条	—
4	全体構想の審査・認定	第6条	第4章
5	認定エコツーリズム推進地域として全体構想に基づいた取り組みの推進		
6	活動状況の報告	第12条	—
7	全体構想の見直し・変更	第5条	第3章6(7)

全体構想の認定申請に当たって、市町村は、環境省、国土交通省または農林水産省の地方支分部局等を通じて主務大臣に認定の申請を行う。その際、申請地域の自然の特性や社会的状況から、一体的に取り組むことが必要であると判断され、隣接する市町村が共同で全体構想を作成した場合は、共同で認定申請を行うことができる。

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）



3-6 エコツーリズム推進全体構想の作成・申請

3-6-1 エコツーリズム推進全体構想の位置づけ



～ポイント～

- 「エコツーリズム推進全体構想」を取りまとめる。
- 関係者に理解を促すためにも、全体構想は客観的な現状分析をもとにして、多くの人に分かりやすい表現で書き記す。

全体構想は、エコツーリズムを推進する地域や、対象となる自然観光資源、エコツーリズムの実施の方法、自然観光資源の保護・育成、協議会の参加主体と役割分担、その他エコツーリズム推進に必要な事項を定めるものであり、地域が目指すエコツーリズムの到達点とそこに至る取り組みの方法をとりまとめたものである。

推進協議会における関係者間での協議内容を、そのまま全体構想として取りまとめることになるが、より多くの人に内容を知らせるために計画書として作成し、文章で書き記す必要がある。また、この作業を通して、意見交換だけでは気づかなかった事項も整理することができる。

エコツーリズム推進法における全体構想は、市町村が取りまとめるの中心となって、エコツーリズム推進協議会が作成する。なお、エコツーリズムの対象となる自然観光資源や、それらを中心としてエコツーリズムを推進する地域は特定の市町村の区域を超えて広がっている場合が考えられる。そうした場合には複数の市町村が協力してエコツーリズムを推進することも想定されるため、そのような場合には、関係市町村がそれぞれ作成した全体構想を一体的に取り扱うといったこともあり得る。

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑧

<全体構想を作成する範囲>

主務大臣は、2以上の市町村から共同して全体構想の認定の申請があった場合において、自然的・経済的・社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として認定することができる。（法 第六条第三項）

全体構想は、基本的には市町村ごとに作成されることが望ましい。しかし、自然環境の特性や社会的側面を考慮した結果によっては、複数の市町村にまたがって推進する地域を設定することが適切である場合も考えられる。その場合には、複数市町村を一体として全体構想を作成することが望まれる。

また、一つの市町村の中に海沿いの地域や山あいの地域など異なる自然環境の特性や社会的側面を持つ地域が複数あり、ゾーニングによる対応が困難な場合には、一つの市町村に複数の協議会が設置され、それぞれにおいて全体構想が作成されることも考えられる。

（基本方針 第3章 1 エコツーリズムを推進する地域 （2）推進する地域）

3-6-2 エコツーリズム推進全体構想の構成

全体構想は以下に挙げるような構成で記述することが望ましい。

このうち、※を付した項目はエコツーリズム推進法に基づいて全体構想の認定を申請する際に記載が求められている事項ではないが、併せて検討し、全体構想に記載しておくと、全体構想の地域の共通指針としての位置づけが高まる項目である。

全体構想に記載する事項

項目	記載内容
1.エコツーリズムを推進する地域	
(1) 推進の目的及び方針	・ 推進の背景と目的 ・ 推進に当たっての現状と課題 ・ 理念の確認と目標の設定※ ・ 観光ポテンシャル※ ・ 推進の基本的な方針
(2) 推進する地域	・ 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方 ・ 推進地域のゾーニングの考え方（ゾーニングする場合） ・ ゾーニングの取扱方針
2.対象となる自然観光資源	
	・ 対象となる主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項など ・ その他の観光資源の名称と所在地（参考情報）
3.エコツーリズムの実施の方法	
(1) ルール	・ ルールによって保護する対象 ・ ルールの内容及び設定理由 ・ ルールを適用する区域 ・ ルールの適用に当たっての実効性確保の方法
(2) ガイダンス及びプログラム	・ 地域におけるエコツアーの基本的な考え方※ ・ 主なガイダンス及びプログラムの内容 ・ 実施される場所 ・ プログラムの実施主体
(3) モニタリング及び評価	・ モニタリングの対象と方法 ・ モニタリングに当たっての各主体の役割 ・ 評価の方法 ・ 専門家や研究者などの関与の方法 ・ モニタリング及び評価の結果の反映の方法
(4) その他	・ 主な情報提供の方法 ・ ガイドなどの育成又は研鑽の方法
4.自然観光資源の保護及び育成	

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

項目	記載内容
(1) 利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）の指定	・ 特定自然観光資源の名称、所在地、区域、指定の理由 ・ 特定自然観光資源に係る主な法令及び計画など
(2) 利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）に関する立入制限（利用調整）	・ 立入制限（利用調整）の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など
(3) 利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）のその他の保護及び育成の措置	・ 特定自然観光資源の保護及び育成の方法 ・ 特定自然観光資源の保護及び育成の方法の公表及び周知の方法 ・ 特定自然観光資源の保護及び育成の方法に関する管理体制
(4) その他の自然観光資源の保護及び育成の措置	・ 自然観光資源の保護及び育成の方法 ・ 自然観光資源に係る主な法令及び計画など
5.協議会の参加主体	
	・ 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担
6.その他エコツーリズムの推進に必要な事項	
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	・ ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点 ・ 地域住民に対する普及啓発の方法
(2) 他の法令や計画等との関係及び整合	・ 主な関連法など
(3) 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和	・ 農林水産業などとの連携方策や配慮事項
(4) 地域の生活や習わしへの配慮	・ 地域の生活や習わしに対する配慮事項
(5) 安全管理	・ 安全管理に関する事項
(6) 全体構想の公表	・ 公表の方法
(7) 全体構想の見直し	・ 点検及び見直しの時期

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑨

＜全体構想に記載すべき事項＞ エコツーリズム推進法に基づいて全体構想を作成・認定申請する場合には、※を付した項目以外を網羅することが求められる。（法 第五条第三項、基本方針 第3章） （※を付した項目はエコツーリズム推進法に基づいて全体構想の認定を申請する際に記載が求められている事項ではないが、併せて検討し、全体構想に記載しておくことが望ましい項目）

3-6-3 全体構想に記載する事項

ここでは、「エコツーリズム推進基本方針」で挙げられている「記載すべき項目」のそれぞれについて、記述に当たって留意すべき点を「記述に当たっての考え方」として整理している。

ただし、以下の「記述に当たっての考え方」は、あくまで考え方の一助となることを目的として整理しているものであり、実際に全体構想を作成する際には、地域の実情にあわせた記述とすることが望まれる。

（1）エコツーリズムを推進する地域

①推進の目的及び方針

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
推進の背景と目的 推進に当たっての現状と課題	関係者間の議論の過程で提出された意見を、体系的に整理するなどにより、以下のような内容を簡潔に記述する。 ・推進の背景（地域を取り巻く社会経済環境） ・地域の現状と課題（地勢、人口、自然環境、観光の現状、産業の現状、住民生活など、エコツーリズムに関わる点を中心に概要を整理） ・推進の目的（当該地域においてエコツーリズムの推進によって実現を目指すこと、エコツーリズムの推進が抱えている課題の解決にどのように寄与するか）
観光ポテンシャル※	把握される地域の観光ポテンシャルを記述する。下記のような項目が既存の調査等で把握できている場合はそれを記述するが、なければ一般的な傾向を記述する。 項目の例） 旅行者数／性別や年齢／同行者／目的／旅行内容／出発地／個人客と団体客の比率／季節による変動
推進の基本的な方針	関係者間の議論の過程で提出された意見を、体系的に整理するなどにより以下のような内容を網羅して簡潔に記述する。 ・推進の基本的な方針（エコツーリズムの推進によって地域が目指す姿（将来像））

参考：

第2章 2-1 エコツーリズムへの意識の芽生え（P33）

2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-1 関係者の理解促進（P34）

2-2-5 観光ポテンシャルの検証（P47）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

②推進する地域

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
推進する地域の範囲及び設定に当たっての考え方	対象となる区域は地図上に示すことが望ましい。認定申請には、全体構想の対象となる区域を明らかにした縮尺 20 万分の 1 以上の地形図が必要である。 ・ 地域の範囲 ・ 設定に当たっての考え方
推進する地域のゾーニングの考え方	ゾーニングによる地域の区分の考え方と、各区域の特性等について記述する。 ・ 区域の名称 ・ 範囲（地図上で範囲を表現する） ・ 区域の特性（自然環境、社会環境の特性）
ゾーニングの取扱方針	ゾーニングを行う場合には、それぞれの区域（ゾーン）ごとに、地域の特性と、利用に当たっての配慮事項（利用のイメージ）を記述する。 【ゾーニングされた地域の特性】 例）原生的な自然が残っている区域 自然と人の生活が密接に関連した里地里山の特性を持つ区域 【ゾーンごとの利用に当たっての主な配慮事項】 例）原生的な自然が残っている区域： 希少な自然観光資源への影響（オーバーユース、踏み荒らしなど）に配慮する など 里地里山の特性を持つ区域： 住民の生活や農林漁業者の生業への影響に配慮する など

参考：

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-7 推進する地域の設定（P53）

（2）対象となる自然観光資源

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
主な自然観光資源の名称、所在地、特性、利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	エコツーリズムの対象とする自然観光資源について、次のような項目をとりまとめる。 ・資源の名称（正式名称、通称） ・所在地（地図上で位置を表現する） ・特性（外見的特徴、希少性・脆弱性、歴史・経緯など） ・利用の概況（利用の現状やアクセス条件など） ・利用に当たって配慮すべき事項
その他の観光資源の名称と所在地	上記の自然観光資源に該当しない一般的な観光資源で、プログラムの企画、実施に当たって活用することが見込まれるものについても、参考情報として名称や所在地といった基本的な情報を、あわせて記述しておくことが望ましい。

参考：

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-4 自然観光資源調査（P42）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑩

<自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点> 自然観光資源に関して、全体構想に記載すべき事項及び認定申請に必要な書類は下記のとおりである。（基本方針 第3章 2 対象となる自然観光資源、施行規則 第二条） ○全体構想に記載すべき事項 ・名称、所在地、特性、利用の概況、利用に当たって配慮すべき事項 ・保護及び育成の方法 ・関係する主な法令及び計画 ・参考情報として、その他の観光資源の名称と所在地 ○認定申請に必要な書類 ・自然観光資源の位置を表示した地図（※自然観光資源の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図） ※特定自然観光資源に関しては、第4章を参照のこと。

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

（3）エコツーリズムの実施の方法

①ルール

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
ルールによって保護する対象	エコツーリズムの対象となる自然観光資源のうち、ルールによって保護する対象を明記する。 【法的拘束力のあるルール】 エコツーリズム推進法に基づき保護措置を講じる「特定自然観光資源」については、「(4) 自然観光資源の保護及び育成」の中で別途記述する。 【法的拘束力のないルール（＝自主ルール）】 ルールの対象とする自然観光資源を記述する。
ルールの内容及び設定理由	【法的拘束力のあるルール】 エコツーリズム推進法に基づき講じる利用制限については「(4) 自然観光資源の保護及び育成」の中で別途記述する。 この際、既に法的拘束力のないルール（＝自主ルール）があり、その運用状況に実効性が認められる場合は、必ずしも法的拘束力のあるルールとする必要はない。 【法的拘束力のないルール（＝自主ルール）】 自然観光資源を保護するためのルールの内容と設定の理由を明記する。現在運用されている自主ルールがあれば、その内容を記述することでもよい。
ルールを適用する区域	ルールを適用する区域は、推進する地域における位置や大きさが明確になるように、地図上に示して表現することが望ましく、縮尺 2 万 5 千分の 1 以上の地形図の精度で表現することが必要である。 特に、全体構想の認定を受け、特定自然観光資源の指定をしようとする場合は、特定自然観光資源の境界を明らかにした縮尺 2 万 5 千分の 1 以上の地形図（海域にあつては 5 万分の 1 以上の海底図とするが、より詳細な地形図を用いることが必要な場合には 1 万分の 1 海底地形図）が必要である。
ルールの適用に当たっての実効性確保の方法	ルールの適用に当たって実効性を確保する方法を記述する。

参考：

第4章 4-2-2 ルールの検討 （1）ルールで保全する対象（P94）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

(2) ルールの種類（P99）

(3) ルール検討時の留意点（P109）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

②ガイダンス及びプログラム

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域におけるエコツアーの基本的な考え方※	地域で実施されるエコツアー実施に当たっての基本的な考え方（コンセプト）を記述する。 考え方の視点の例） ・どのような魅力的な自然や歴史文化があるか ・活用しながら守っていくためにはどのようなルールが考えられるか ・どのようなツアーにして観光客に来てもらうか
主なガイダンス及びプログラムの内容	ゾーン・エリアごとに、想定される主なツアーのイメージを記述する。 ・コース ・対象 ・解説の内容
実施される場所	ゾーン・エリアごとに ・実施されるツアーのコース のおおよその位置を地図上に表現する。 （イメージ地図やベースマップなどで分かりやすく表現）
プログラムの実施主体	・組織名称 ・事業所の所在地 ・組織概要

参考：

第5章 5-2-1 ガイドつきツアープログラムの企画

(3) エコツアーのプログラムとは (P139)

(4) フィールドの利用と整備の方向性 (P141)

③モニタリング及び評価

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
モニタリングの対象と方法	・モニタリングの対象とする自然観光資源の名称 ・監視の方法
モニタリングに当たって、各主体の役割	・モニタリングに関わる主体（一覧表で整理する） ・ガイド事業者、住民、研究者など、モニタリングに関わる主体ごとに記述する。
評価の方法	・評価指標 ・評価の周期 ・評価を実施する主体
専門家や研究者などの関与の方法	・協力を得る専門家や研究者の氏名（組織名） ・関与の方法
モニタリング及び評価の結果の反映の方法	・モニタリングの評価結果をエコツアー実施に反映させる仕組み ・モニタリングに関わる組織のあり方

参考：第6章 6-1 モニタリング・評価（P181）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

④その他

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域内外への主な情報提供の方法	情報提供を行うに当たって想定される主な方法を記述する。
ガイドなどの育成又は研鑽の方法	ガイドなどエコツーリズムの推進を担う主体の育成、研鑽の方法を記述する。

※このほか、地域への経済効果を高める方策を努力目標として記述することも望まれる。
例)

プログラムにナイトツアーを組み入れて参加者の宿泊を促す
ツアー中に提供する食事の食材は極力地元のものとする など

参考：

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討

2-2-6 人材の育成（P49）

2-2-8 中長期的な事業展開の検討（P56）

第5章 5-2 ガイドつきツアー 5-2-2 エコツアーのマーケティング

(3) 地域経済効果を高める方策の検討（P147）

第8章 8-3 情報発信・公開（P225）

（4）自然観光資源の保護・育成

①利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）の指定

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
特定自然観光資源の名称、所在地、区域、指定の理由	・ 名称 ・ 所在地 ・ 区域（境界を地図で表示する） ・ 指定の理由
特定自然観光資源に関係する主な法令及び計画など	関係する主な法令及び計画など（一覧表で整理する）

②利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）に関する立入制限（利用調整）

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
立入制限（利用調整）の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など	・ 立入制限（利用調整）を行う区域（地図で表示する） ・ 制限の理由 ・ 期間 ・ 上限の人数

③利用の制限が必要な自然観光資源（特定自然観光資源）のその他の保護及び育成の措置

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
特定自然観光資源の保護及び育成の方法	・ 保護及び育成の方法
特定自然観光資源の保護・育成の方法の公表及び周知の方法	保護及び育成の方法の公表及び周知の方法 ・ 公表、周知に利用する媒体
特定自然観光資源の保護・育成の方法に関する管理体制	保護・育成の方法に関する管理体制 ・ 管理主体

④その他の自然観光資源の保護及び育成の措置

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
自然観光資源の保護・育成の方法	保護及び育成の方法に関する管理体制 ・ 管理主体
自然観光資源に関係する主な法令及び計画など	関係する主な法令及び計画など（一覧表で整理する）

参考：

第4章 4-2 ルールの策定 4-2-2 ルールの検討（P94）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑪

＜自然観光資源に関する事項を全体構想に記載する際の留意点＞

特定自然観光資源に関して、全体構想に記載すべき事項ならびに申請に必要な書類は下記のとおりである。（基本方針 第3章 4 自然観光資源の保護及び育成 （1）特定自然観光資源、施行規則 第二条第五号）

○全体構想に記載すべき事項

- ・ 名称、所在地、区域、指定の理由
- ・ 保護及び育成の方法
- ・ 保護及び育成の方法の公表及び周知の方法
- ・ 保護及び育成の方法に関する管理体制
- ・ 関係する主な法令及び計画
- ・ 立入制限（利用調整）の区域における制限の理由、期間及び上限の人数など

○認定申請に必要な書類

- ・ 特定自然観光資源の境界を表示した地図（※特定自然観光資源の境界を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図。ただし、海域にあっては、1万5千分の1以上の海底地形図とするが、より詳細な地形図を用いることが必要な場合には1万分の1海底地形図。）
- ・ 特定自然観光資源の所在する区域の所有者等の同意を得たことを証する書類
- ・ 立入りを制限する区域を明らかにした地図
- ・ 立入制限の期間及び立入りに関して市町村長が定める数を記した書類

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

（5）協議会の参加主体

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
協議会に参加する者の名称又は氏名	参加する主体はそれぞれの特性や立場を理解した上で連携・協力し、適切に役割分担することが求められることから、その役割を明確にするためにも全体構想に明記しておく必要がある。 ・名称（氏名）
役割分担	・協議会に参加する者のそれぞれが主に担う役割（ルール周知徹底や運用状況の監視、ガイダンス及びプログラムの企画・実施、モニタリングの実施、広報 など）

参考：

第2章 2-2 エコツーリズム推進の枠組みの検討 2-2-3 推進組織の運営（P40）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑫

＜エコツーリズム推進協議会の参画主体に関する事項を全体構想に記載する際の留意点＞ エコツーリズム推進協議会に関して、全体構想に記載すべき事項は下記のとおりである。 （基本方針 第3章 5 協議会の参加主体） ・協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担 なお、協議会の構成員の名称や氏名または構成員の追加については、全体構想の変更として主務大臣より認定を受ける必要はない。（施行規則 第三条第二項）
--

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

（6）その他エコツーリズムの推進に必要な事項

①環境教育の場としての活用と普及啓発

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点	ガイダンス及びプログラムの実施に当たって、環境教育の場としての活用に留意する点を記述する。 ・環境教育の場としての活用
地域住民に対する普及啓発の方法	地域住民に対する普及啓発の手段としてのエコツアーのあり方について記述する。

参考：

第5章 5-1 ガイダンスとその内容 5-1-1 ガイダンス (1) ガイダンスとは (P131)

②他の法令や計画等との関係・整合

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
主な関連法など	関連する既存計画や各種制度をリストアップし、全体構想との関連性を整理する。 ・関連する既存計画や各種制度の一覧 ・配慮する点

参考：

第3章 3-10 関連法規について (P82)

③農林水産業や土地所有者等との連携・調和

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
農林水産業や土地所有者等との連携方策や配慮事項	農林水産業などとの積極的に連携するための方策や、エコツーリズムの推進に当たって配慮が必要な事項について記述する。 ・連携方策 ・配慮事項

④地域の生活や習わしへの配慮

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
地域の生活や習わしに対する配慮事項	地域の生活や習わしに対する配慮事項について記述する。 ・配慮が必要な地域の生活や習わし ・配慮事項

第3章 エコツアーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

⑤安全管理

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
安全管理に関する事項	エコツアーを実施するに当たっての安全管理に関する事項について記述する。 ・想定されるリスク ・講じる方策

参考：

第5章 5-4 エコツアー事業の進め方 5-4-3 リスクマネジメント（P178）

⑥全体構想の公表

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
公表の方法	・公表、周知に利用する媒体

参考：

第8章 8-3 情報発信・公開（P225）

⑦全体構想の見直し

記載すべき項目	記述に当たっての考え方
全体構想の見直し	全体構想を見直す時期について記述する。 基本方針の見直し時期（概ね5年ごと）と併せて全体構想の見直しが必要かどうかを点検するとともに、毎年モニタリング・評価の結果や全体構想の記述内容の進捗状況に応じて適宜内容を見直すが望ましい。

参考：

第8章 8-1 取り組みの質の確保・向上 8-1-2 継続的な取り組み改善（P217）

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

3-6-4 申請の際に必要な書類

全体構想を申請する際に、必要となる書類については以下のとおりである。

○必要書類

- ・全体構想
- ・全体構想の対象となる区域を記した地図
- ・自然観光資源の位置を記した地図
- ・特定自然観光資源の境界を表示した地図
- ・特定自然観光資源に関する土地所有者の同意書
- ・特定自然観光資源に関する条例（定めた場合）
- ・特定自然観光資源の立入制限に関する数を記した書類とその区域を記した地図（定めた場合）

（参考：施行規則 第二条）

3-7 認定基準

全体構想の認定基準は、以下のとおりである。

（参考：基本方針 第4章 エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項3
認定基準）

①基本方針に適合すること

特に以下の点に留意することが必要である。

協議会	・当該市町村、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有者等、関係行政機関及び関係地方公共団体などの推進地域における関係者が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく参加していること ・協議会に参加する者の間で協議会における協議内容、モニタリング結果などの情報を共有され、関係者間の連携が図られていること ・協議会に参加する者の間で協議会の構成員に加える旨の申入れがあった際の手続など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項が適切に整備されていること ・協議会が透明性を確保しつつ運営されていること
全体構想	・全体構想などの公表の方法が適切であること ・他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合性が図られていること ・推進地域が周辺の市町村にまたがる場合は、当該市町村との連携が図られていること ・自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。 ・特定自然観光資源を指定する場合にあっては、あらかじめ市町村長が土地の所有者等の同意を得ていること。 ・全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直しの検討がなされると見込めること

②自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確 実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること

特に以下の点に留意することが必要である。

実効性の担 保	・ 特定事業者、自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置の実施者など が存在し、その役割分担が明確にされていること
------------	---

3-8 全体構想の変更について

認定全体構想の変更を行う場合は、変更の内容と理由を示したものを主務大臣に提出し認定を受ける必要がある。ただし、協議会の構成員の名称や氏名または構成員の追加については、変更後に認定を受ける必要はない。

また、全体構想の対象となる区域、全体構想に規定する自然観光資源、特定自然観光資源に関して変更を行う場合は、変更後の当該書類ならびに当該書類に係る変更の内容と理由を示したものを提出する必要がある。

3-9 認定全体構想の取り消しについて

主務大臣は、認定した全体構想が認定基準に満たなくなった場合は、その認定の取り消しを行う。

基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、エコツーリズムを推進する地域における自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなくなった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、文書などにより必要な技術的助言を行い、さらに改善が見られない場合にあっては、その認定の取り消しを行う。その際、主務大臣は、当該市町村に理由を付して通知するとともに、インターネットなどにより公表する。

第3章 エコツーリズム推進法を活用する（全体構想の作成）

3-10 関連法規について

エコツーリズム推進において関係の深い施策や方針を定めた法律に当たる主なものとして、次のような法令が挙げられる。

- ・自然公園法
- ・自然環境保全法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
- ・都市公園法
- ・都市緑地法
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ・首都圏近郊緑地保全法
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律

また、上記以外にも、調整を図るべきものとしては以下のような法令等が挙げられる。

土地利用に関して	・国土利用計画 ・森林法 ・国有林野の管理経営に関する法律 ・農業振興地域の整備に関する法律
観光全般に関して	・観光立国推進基本法
自然環境の保護に関して	・自然再生推進法 ・特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
歴史文化の保全に関して	・文化財保護法 ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律 ・景観法
農林水産業に係る資源の保護に関して	・水産資源保護法
その他	・道路法 ・道路運送法 ・測量法 ・水路業務法 ・港則法

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）	83
4-1 概要	83
4-1-1 ルールの考え方	83
4-1-2 制度の考え方	85
4-1-3 ルールと制度の効果	91
4-2 策定	92
4-2-1 策定準備	92
4-2-2 検討	94
4-2-3 制度の検討	114
4-2-4 策定主体と策定方法	121
4-3 ルールの共有	123
4-3-1 共有の考え方	123
4-3-2 地域内での理解	124
4-3-3 旅行者の理解	126

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

4-1 概要

4-1-1 ルールの考え方

（1）ルールとは



～ポイント～

○ルールとは、エコツアーの継続的な実施のために地域資源の保全や魅力の維持を目指した具体的な取り決め（規則）の内容である。

エコツーリズムにおけるルールとは、「エコツアーの継続的な実施のために地域資源の保全や魅力の維持を目指した具体的な取り決め（規則）の内容」である。過度な利用により、地域の自然観光資源（自然や歴史、伝統的な生活文化）が破壊され、その魅力を失うことになれば、エコツアーの実施は困難になり、エコツーリズムは成り立たない。

入場料を 1,500 円徴収する、4 月から 6 月までに観光利用を制限する、入場者は一日 100 人までとする、といった具体的な取り決め内容がルールであり、旅行者に対して資源の利用方法を具体的に示すものが多い。

旅行者やエコツアー事業者に向けて示されるものばかりではなく、地域内に対するルールもある。看板の色や素材の統一といった景観に関するルールや、野生動植物保護のための開発手法に関する取り決めなどのルールは、地域全体の魅力向上を通して、エコツアーの魅力を高めていると考えられるため、エコツーリズムのルールに当てはまる。

また、ルールの対象とする範囲についても、地域全体で適用される共通ルールから、個別のフィールドの利用に当たって適用されるルールまで段階性があり、ゾーニングなど地域の実情に応じて、様々な段階のルールを適切に組み合わせることが望ましい。

（2）何がルールになるか



～ポイント～

ルールは

○全体構想

○ガイドラインや関連法規

○慣習・しきたり

などを根拠とする。

ルールは、第2章に記載した①全体構想において明確にされたエコツーリズム推進の方針、自然観光資源の状況（自然観光資源調査）、旅行者の動向（マーケット調査）、②地元に昔から伝わる慣習やしきたり、特定の地域に限らず広域で適用される③関連法規やガイドラインなどがもととなる。

①全体構想

全体構想の作成時に行った、自然観光資源調査やマーケット調査の結果を根拠として決定されるルールは、自然環境の保全を基本理念の一つとするエコツーリズム推進の実現のための具体的な方法であるといえる。

②慣習・しきたり

地元に昔から伝わる慣習やしきたりの中に、自然観光資源の保全や生活環境の保全を目的としたものがある。エコツーリズムにおけるルールの中には、こういった慣習やしきたりを根拠とするものも考えられる。エコツーリズム関係者には、エコツアーを楽しむ旅行者や、新規参入のエコツアー事業者、最近移り住んだ住民も含まれる。これまで地元住民で共有されてきた暗黙の了解や不文律の取り決めは、明文化して、ルールとするとよい。

③関連法規・マニュアル

動物にエサをやらない、ごみを持ち帰る、といったどの地域にもあてはまる一般的な行動指針に相当するガイドラインや、環境や観光に関する法律などの関連法規をもとに導かれるルールも考えられる。

4-1-2 制度の考え方

（1）制度とは



～ポイント～

- エコツーリズムにおける制度とは、ルールの共有により、エコツーリズムの社会システムが運営される仕組みである。
- エコツーリズム推進法における「認定エコツーリズム推進地域」と認定されると、地域で策定されたルールの運用は、権威をもって進めることができる。

ルールが実際に守られ、エコツーリズムを目指す社会に合致した機能を発揮するようなくみを制度という。制度とは、「ルールの共有と遵守により、エコツーリズムの社会システムが運営される仕組み」であり、ルールが機能するためにはルールを運用する制度の導入が効果的である。

入場料を支払うという取り決めは旅行者に課されたルールであるが、このルールが条例という制度によって運用されれば、入場料の支払いをしなければ旅行者は入場ができなくなるだろう。また、ガイド認定制度や事業者登録制度を設けることで、資源利用のルールがより確実に守られる仕組みづくりを行うといった、ルールを実質的に効力あるものとするルール運用が制度である。そこで、制度の制定がエコツーリズム実現を握るカギのひとつであるといえる。

法における「認定エコツーリズム推進地域」と認定された場合、地域で策定されたルールの運用は、国からのお墨付きを得られた制度として権威をもって進めることができる。特に、自然観光資源に係るルール・制度については、法的な根拠が得られることから、その実効性を確保することにつながる。特定自然観光資源に関しては、立入調整を実施することが可能となり、より効果的に自然を保全することができる。

（2）法制度と社会制度



～ポイント～

エコツーリズムのルールを運用する資源の状態などにより、

○法制度によるルールの運用

○社会制度によるルールの運用

のいずれかを適用する。

エコツーリズムにおけるルールの運用は、法制度によるものと社会制度によるものの2つに分類することができる。ルールの性質や効力は運用方法により異なり、ルールを守る関係者と、ルールにより守られる資源の状態によっていずれかを判断するとよい。基本的には、ルールの周知徹底によってルールが守られ、資源の保全が確実となることを目指す。資源のモニタリングの結果を柔軟に反映することができる運用が望ましい。また、損傷が著しい資源の利用を規制する場合などについては、罰金や営業停止などの罰則規定を設けた法制度による運用も考えられる。

①法制度による運用

法制度によるルールの運用は、ルールを守らない者に対して、罰則などの強制力を持たせることができるため不特定多数に対する効力が高い。一方で、ルール厳守のためには監視をするなどの費用が伴う。また、ルール内容の変更の手続きが困難であるというマイナス面も考えられる。

②社会制度による運用

社会制度によるルールの運用は、当事者間により社会生活の取り決めとして定められるものである。一般に「自主ルール」と呼ばれる取り決めは、社会制度によるルールの運用である。社会制度による運用では、ルール遵守は関係者の意識啓発など自主性に任せ、法的な罰則はないもののルール違反者は同事業者と疎遠になるといった社会的な制裁を受けることもある。

また、関係者間の合意があれば、ルールで定められた内容を資源の状態に合わせて比較的容易に変更することができる。しかし、違反者に対して罰則規定を課すことや行政処分に対応することはできないため、ルールを厳守する関係者のメリットを意識した制度の確立が望ましい。

社会制度による運用も、法制度によるものと同じく、具体的な保全対象を設定しているか否かで分類できる。財団法人日本自然保護協会のエコツーリズムガイドラインのように、いずれの地域でも適用されるようなルールが含まれているものと、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」や「座間味村ホエールウォッチング協会自主ルール」のような特定の資源の利用についての取り決めで分類できる。

	法制度 制度①	社会制度 制度③
具体的な対象資源を特定していない場合	(例) ・ 自然環境保全法 ・ 文化財保護法 ・ 景観法 ・ 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱 ・ 沖縄振興特別措置法	(例) ・ エコツーリズムガイドライン (NACS-J) ・ エコツアープログラム推奨制度（日本エコツーリズム協会） ・ 知床エコツーリズムガイドライン ・ 白神山地ガイドのルール（白神地区）
対象資源が特定されている場合	制度② (例) ・ 日光市サル餌付け禁止条例 ・ 仲間川地区保全利用協定 ・ 小笠原諸島における自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定	制度④ (例) ・ 小笠原ホエールウォッチング自主ルール ・ 座間味村ホエールウォッチング協会自主ルール ・ 里山水辺ツアー（高島市湖西地区） ・ マガン観察に当たってのガイドライン

事例 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱（抜粋）（東京都）



東京都は平成14年7月「東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱」を定め、この要綱に沿って平成14年9月に小笠原と、平成16年1月に御蔵島とそれぞれ協定を締結した。

（目的）

第1条 この要綱は、島しょ地域における将来にわたり継承すべき貴重な自然が存する地域において、豊かな自然と触れ合える仕組みづくりに取り組み、その保護及び適正な利用を図ることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（自然環境保全促進地域の指定）

第2条 知事は、次の各号のいずれにも該当する地域のうち、将来にわたり継承すべき貴重な自然が存するため、保護と利用の両立を図らなければならない地域（海域を含む。）を、自然環境保全促進地域として指定することができる。

（1）次のイからハまでのいずれかに該当する地域

イ 多様な生物及び生態系の確保のために貴重な動物の生息地、繁殖地もしくは渡来地又は植物の生育地

ロ 地質学又は地形学上貴重な地域

ハ 景観がすぐれている地域

（2）人による過度の立ち入り等により人為的な影響を受けるおそれがある地域

2 知事は、前項の地域の指定に当たっては、必要に応じ野生生物等の状況に関する調査（以下「モニタリング調査」という。）を行い、当該地域の自然の保護及び適正な利用のための指針を明らかにするものとする。

3 知事は、自然環境保全促進地域を指定しようとするときは、あらかじめ自然環境保全促進地域の存する町村（以下「関係町村」という。）の長及び対象となる地域の土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）の意見を聴くものとする。

4 知事は、自然環境保全促進地域の指定を行ったときは、その旨を公告するとともに、関係町村の長及び土地所有者等に通知するものとする。

5 前2項の規定は、自然環境保全促進地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（協定の締結）

第3条 知事は、自然環境保全促進地域を指定したときは、次に掲げる事項について関係町村の長と自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

（1）東京都と関係町村との役割分担に関すること。

（2）次に掲げる自然環境保全促進地域の適正な利用に関する事項のうち必要なもの（以

下「適正な利用のルール」という。）

イ 利用区域又は利用経路

ロ 利用時期及び利用時間

ハ 1日あたりの利用者（自然環境保全促進地域を利用する者をいう。以下同じ。）の人数の上限

ニ 第5条第1項に規定する東京都自然ガイドが担当する利用者の人数の上限

ホ その他適正な利用のため必要な事項

(3) その他自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用に関し必要な事項

（モニタリング調査の実施等）

第4条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、モニタリング調査を行うものとする。

2 知事は、モニタリング調査の結果、必要があると認めるときは、関係町村の長と協議し、適正な利用のルール等を見直すものとする。

（東京都自然ガイドの認定等）

第5条 知事は、自然環境保全促進地域の自然の保護及び適正な利用を図るため、東京都自然ガイドを養成し、及び認定するものとする。

2 東京都自然ガイドは、関係町村に住所を有する18歳以上の者で、知事が開催する講習を受講した者の中から知事が認定するものとする。

3 東京都自然ガイドの養成及び認定の方法等については、関係町村の長と協議して、知事が別に定める。

（東京都自然ガイドの役割）

第6条 東京都自然ガイドは、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 利用者に対して自然の理解を深めるための解説を行うこと。

(2) 利用者に対してこの要綱に従い利用の指導を行うこと。

(3) 自然環境保全促進地域におけるモニタリング調査に協力すること。

（東京都自然ガイドの同行）

第7条 自然環境保全促進地域に立ち入ろうとする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、東京都自然ガイドを同行するものとする。

(1) 土地所有者等が通常の生活に付随する事由により立ち入る必要がある場合

(2) 非常災害のために必要な応急措置を行うため立ち入る必要がある場合

(3) 国、地方公共団体等が管理行為を行うため立ち入る必要がある場合

(4) 前3号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めた場合

事例 南島および母島石門一体の適正な利用のルール（東京都小笠原村）



小笠原村と東京都は、平成14年9月、南島と母島石門一帯の適正な利用等のルール等に関する協定を締結した。ルールは、いずれの地域にも適用される共通ルールと、それぞれの地域ごとに利用経路や利用人数、最大利用時間などが設定された個別ルールに分かれている。

（1）共通ルール

- ① 東京都自然ガイドの指示に従う。
- ② 東京都自然ガイドは、その身分を表示する腕章等を着用する。
- ③ 定められた経路以外を利用しない。
- ④ 植物、動物、木片類、石など自然に存在するものはそのままの状態にする。
- ⑤ 動物、植物、種子、昆虫などの移入種を持ち込まない。
- ⑥ 動物にえさを与えない。
- ⑦ 動物を驚かしたり、追い立てたりしない。
- ⑧ 岩石などに落書きをしない。
- ⑨ ごみは捨てず、すべて持ち帰る。また、海へ投棄しない。

（2）個別ルール

名称	南島	母島石門一帯
利用経路	（地図にて掲示） 利用経路以外は立ち入り禁	（地図にて掲示） 利用経路以外は立ち入り禁
最大利用時間	2時間	設定しない
1日あたりの最大利用 者数	100人（上陸1回あたり15人）	50人（1回あたり5人）
制限事項	年3ヶ月の入島禁止期間の設	鍾乳洞は立ち入り禁止
ガイド1人が担当す る利用者の人数の	15人	5人

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>（東京都）

<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/>（小笠原村）

4-1-3 ルールと制度の効果

（1）ルール・制度策定の効果



～ポイント～

ルール・制度の策定により、

- エコツーリズム推進への気運が高まる
 - 適正で快適なフィールド・施設利用が実現できる
 - 観光地としてのイメージアップにつながる
- といった効果が期待できる。

ルールとその運用を行う制度の策定により、次のような効果が期待できる。

①エコツーリズム推進への気運が高まる

ルールの策定により、地元住民、旅行者、エコツアー事業者などのエコツーリズムに関係する人々に対して、地域で目指すエコツーリズム実現への具体的な方法が示される。ルールを通してエコツーリズムに対する関心や認識が深まり、エコツーリズム推進に向けた気運を高めることが期待できる。

②適正なフィールド・施設利用が実現できる

ルールや制度はフィールド利用に関する行動の指針を示すとともに、不適切なフィールド利用や施設利用を行うエコツアー事業者や、地域が目指す方針に合わない行動をとる旅行者に対して、その行動を正すように促す根拠の役割を担う。そのため、フィールドの利用者やプログラムの参加者に、快適な環境を提供することになり、来訪者の満足度が高まる。

③観光地としてのイメージアップにつながる

エコツーリズムに関する明確なルールを設けることによって、地域資源の利用や保全に対する取り組みが旅行者にも伝わり、他とは異なる観光地として捉えられるようになる。フィールドの利用に対して厳格な観光地と認識されるだけでなく、実際に快適な環境や質の高いツアーを提供できる地域として、ブランドイメージの醸成にもつながる。

4-2 策定

4-2-1 策定準備



～ポイント～

○ルールの対象を抽出し、エコツーリズムの基本方針を確認する。

(1) 策定前の確認事項

エコツーリズムを推進する地域によって、地域振興の方向性、自然観光資源の状況、旅行者の状況などが異なるため、エコツーリズムのルールは地域ごとに、その実情に応じたものを策定するとよい。ルールの種類や内容を検討するに当たっては、次の5つの項目について事前に確認をしておくとうい。

①ルールの対象の抽出

フィールドや施設を実際に観光利用しているエコツアー事業者や旅行者、および地元住民に対してアンケートやヒアリング調査を実施して、現場で感じられている自然観光資源利用の実態を把握し、ルールづくりが必要とみられている自然観光資源やエリアを抽出する。

②エコツーリズム推進の基本方針の確認

地域振興の基本的な考え方を確認し、エコツーリズムの実現によってどのような状況を達成するのか、目指すイメージを再度確認する。

③自然観光資源調査のとりまとめ

ルールの必要性やルール内容の決定の根拠となるように、地域の自然観光資源に関する現況調査を行う。

ア) 地域の自然観光資源の利用と保全の現状

自然観光資源がどのように利用されているか、どのように保全されているかを調査する。

イ) 利用と保全に関連する法令および既存の計画の整理

ルールの策定に関連する法令および既存の計画を整理する。

④マーケット調査のとりまとめ

ルールの必要性や内容の決定の根拠となるように、旅行者に関する現況調査を行う。

ア) 旅行者数の現況

年間旅行者数とその推移を調査する。

イ）季節変動の状況

旅行者数の季節変動を調査する。

ウ）旅行者の行動

訪れた旅行者の観光行動を分析する。

エ）旅行者のニーズ

旅行者が地元に見求めている観光ニーズや意識を分析する。

⑤関係者のとりまとめ

ルール策定が必要なエリアや内容に関する関係機関や関係者をリストアップし、ルール策定に加わるべき立場の人選を検討する。

関係者	当てはまる団体の例
行政	都道府県、市町村、広域連合
議会	議会
エコツアー事業者 他事業者	農協・漁協・森林組合 観光協会 商工会 旅館・ホテル組合 同業者組合
住民	市民団体、町内会
旅行者	観光地のファンクラブ
研究者	研究機関

4-2-2 検討

（1）ルールで保全する対象



～ポイント～

ルールは、

- 野生動植物・生態系
 - 野生動植物の生息環境
 - 歴史的建造物
 - 自然地形
 - 農林水産業や土地所有者
 - 風俗慣習や伝統的な生活文化
 - 住民の生活環境
 - 旅行者の生命や精神（安全管理）
- などが保全の対象となる。

ルールは、自然観光資源の保全とエコツアーの魅力を高める目的で制定されるものであり、その対象は次のとおりである。

①野生動植物・生態系

野生動植物の個体を保全するために、直接的に危害を加えたり、動植物の持ち帰りを禁止する取り決めである。また、生態系の保全のために、外来種の持ち込みを禁止するルールもこれに当たる。

これらのルールにおいて、利用人数の制限や利用時間の制限などの具体的な数値を決定するには、科学的な根拠が必要となるが、実際にはある程度の数値を暫定的に設定し、モニタリング調査の結果を反映させて、必要に応じてルールを改定していくとよい。

②野生動植物の生息環境の保全を目的としたルール

野生動植物の生息環境に与える負荷を軽減するために、定められた利用ルート以外は立ち入らない、ゴミを放置しない、汚水を流さないといった取り決めである。開発による動物の餌となる植物の伐採や、土壌の大幅な改良といった行為を制限するルールや、道路整備の際に動物の移動に支障のないデザインを導入するといったルールも、ここに当てはまる。

③歴史的建造物や自然地形

歴史的建造物や自然地形そのものの保全を目的としたルールは、触れない、落書きをしない、立ち入らないといったマナーに関するものが多い。

④農林水産業や土地所有者

エコツアーやプログラム等のフィールドと農林水産業の生産の場が重なる場合は、農林水産業従事者や営農に関する行為に対して過度な負荷を与えないように、農地等の私有地への無断立ち入りや撮影マナーといった旅行者の行為に対するルールがこれに当たる。

⑤風俗慣習や伝統的な生活文化

地域に伝わる伝統芸能、料理、食材、まちなみなど有形無形の地域固有の資源保全を目的としたルールである。地産地消の推奨やまちなみ景観の整備に関するルールがこれに当てはまる。

ルールの対象は主として地域内の住民や事業者である。主として旅行者に提供するエコツアーの魅力を上げる役割を担うルールである。

⑥住民の生活環境

旅行者によって住民の日常生活環境が悪化しないように、立入り禁止区域を設ける、地域に伝わるしきたりに従った行動を促すようなルールがこれに当たる。

特にまちなみを地域資源とする観光地にとっては、エコツアーが生活に身近なところで行われるため、時間制限やエリア制限などを設けて旅行者がエコツアーを楽しむ空間と住民の生活の空間を分けるような配慮・工夫が必要である。

⑦旅行者の生命や精神（安全管理）

自然の豊かさの体感を求めて訪れた旅行者にとって、過度な人混みはエコツーリズムの対象となる自然観光資源が有する魅力の破壊要因となる。混雑がもたらす自然観光資源そのものへの悪影響が科学的な調査結果によって自然への負荷は過度ではないと示されても、自然観光資源の魅力や価値に悪影響が及ぶことは、エコツアーの継続を脅かすことになる。このようなケースについては、①のルールとも照らし合わせて内容を検討することが必要である。

さらに、旅行者の安全のために、認定ガイドの同行を義務づける、危険な箇所への入場制限を設ける、ライフジャケットの装着を義務づけるといったルールもこれに当たる。

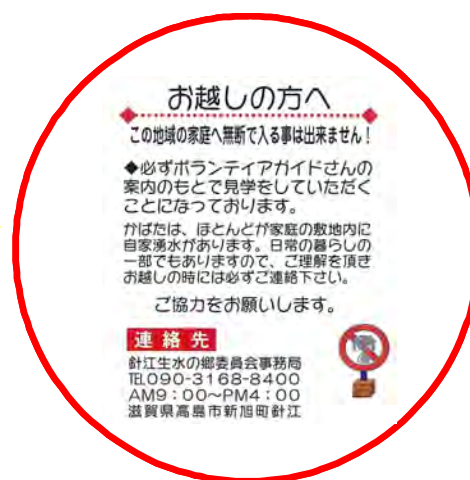
このような、ルールの基で実施されるエコツアー等のプログラムは、自然観光資源の本来の姿に接することができるだけでなく、旅行者にとってもより快適な状態がもたらされることになる。それが、質の高いツアーの実現につながり、旅行者に高い満足を与えることにつながる。

事例 住民生活を守るためのルール（湖西地区・滋賀県高島市）



湖西地区（滋賀県高島市）では、“かばた”をめぐる「命めぐる水辺ツアー」（主催：針江生水の郷委員会）を開催している。“かばた”とは、家の中や敷地内に水が湧き、その噴出口に水場を作り、その水を家事等に利用するもので、ほとんどが私有地にある。そのため、旅行者等の行為が“かばた”の所有者や周辺の住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、地域内の散策については、「必ずボランティアガイドの案内のもとで行う」というルールを策定している。

ガイドツアー参加者に配付されるガイドマップ



一般民家のカバタに掲示されるようになった看板



（文面）

無断で入らないで下さい。
私たちの生活空間ですので、
ボランティアの方の案内で
お願いします。
針江生水の郷委員会

事例 自然観光資源を守るための自主ルール（小笠原地区・東京都小笠原村）



小笠原地区（東京都小笠原村）では、ホエールウォッチングが事業化された当初から、事業者間で策定された「小笠原ホエールウォッチング自主ルール」をはじめ、様々な対象別に自主ルールが策定されている。

種類	ルールの概要
小笠原ホエールウォッチング自主ルール	・鯨類の鳴音、及び、疑似音の禁止 ・対象鯨へ接近する場合の減速水域の設定 ・鯨の進行妨害の禁止 ・侵入禁止水域の設定
ドルフィンスイム自主ルール	・ドルフィンスイミング客数の制限 ・1日あたりの最大利用者数の制限 ・ガイド1人あたりが担当する利用者数の制限
オオコウモリウォッチングについてのガイドライン	・ライトの利用制限 ・ストロボ撮影の制限 ・ガイド1人あたりが担当する利用者数の制限 ・餌づけの禁止
長谷グリーンペペについて	・採取の禁止
ナイトウォッチングの際にウミガメに遭遇した場合の注意点	・海岸線におけるライトの使用の制限
WATCHING～鳥のためにできること～（アホウドリウォッチング）	・繁殖地への立ち入り禁止 ・海上での餌づけの禁止
キャッチ＆リリース制（イシガキダイ・イシダイ）	・5kg以下のリリース ・一航海1人1尾

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑬

＜特定自然観光資源の指定＞

法では、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源（風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。）であって、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。（法 第八条第一項）

なお、特定自然観光資源は「実際に汚損や損傷等観光旅行者による行為を規制しないとその保護を図ることのできない資源」であるため、無形の風俗慣習など、保護になじまないものはその対象とならない。

また、特定自然観光資源の指定に当たっては、以下の考え方に基づいて実施することが必要となる。（基本方針 第3章 4 自然観光資源の保護・育成 (1) 特定自然観光資源）

視点	・学術的な視点（唯一性、希少性といった地域として他に誇ることができるもの） ・地域社会的な視点（地域で大切にされているもの） ・観光的な視点（旅行者の興味をひくもの） ※全ての視点に当てはまる必要はない。
必要な事項	・特定自然観光資源が所在する区域の設定を行うこと※ ・土地所有者、使用収益権者、漁業権者などの同意を得る
留意事項	・他の法令により適切な保護がされているものは、二重規制となるため指定できない ・既存の法令・計画、公益との整合性を図ること ・区域の設定は、合理的な範囲とすること

※ 特定自然観光資源の所在する区域の設定に当たっては、その特性や周辺の自然環境の特性、社会的側面を考慮したうえで、合理的な区域の設定とする。

（2）ルールの種類



～ポイント～

○各地域で必要なルールを種類ごとに整理して検討する。

ルールで規定される自然観光資源利用の具体的な内容には、次のような点が考えられる。地域の特性に応じて各項目について必要性や具体的な内容を検討する。

豊かな自然を有する地域では、特定の自然観光資源に利用が集中する。身近な自然や地域の産業や伝統的な生活文化を有する地域では、住民の生活に配慮する必要がある。まずは、特性に応じて必要となる制限や義務を保全対象ごとに選択し、ふさわしいルール内容を決定するとよい。

①利用の範囲

観光利用を行うフィールドや施設の範囲を規定する。植生回復や希少生物の生息地、崩落の恐れがある危険なエリアを避けるなどがこれに相当する。また、ルート的一方通行など、利用の方法を制限する規定もある。

②利用の時間（時期）

野生動物の繁殖期の利用を避ける、旅行者の滞在時間の上限を定めるといった、時間に関する資源利用の規定である。

③利用の人数

1日の利用人数の上限や、1グループの利用人数の上限など、旅行者数を制限する規定である。

④ガイドの同行

フィールドや施設に入場する際に、ガイドの同行を義務づける規定である。ガイド認定制度と合わせて検討する必要がある。

⑤外来種の侵入防止

外来種の侵入を防ぐために、入場の際に靴底を洗う、検疫検査を行う、生ものを捨てるゴミ箱を設置するといった取り決めである。

⑥利用のマナー

動物に触らない、フィールド内から植物を持ち帰らない、ゴミを捨てない、といったマナーに関する規定である。野生動植物保全への配慮とともに、他の観光客に対する配慮も考慮する。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

⑦利用料の徴収

旅行者が入場する際に、一定の料金や税金を支払う規定である。あるいは観光事業者が営業活動を行うために、一定の料金や税金を支払う規定である。資源保全に役立てるようにするケースが多い。（制度で定められた機関が保全活動に当たる。）

⑧地場製品のすすめ

地元産の農産物や加工品を提供して、観光地の魅力を高めるようなルールである。商品の推奨制度に組み込むなどの工夫によって、より実現性の高いルールとするとよい。

⑨整備・照明・景観の工夫

野生動植物に配慮した道路のデザインや、照明の時間や種類を制限するといったルールや、景観に配慮した素材や色の取り決めが含まれる。

⑩習慣やしきたり

山菜の採取時期や宗教的な理由による立入りの禁止など、古くから地元で言い伝えられてきた習慣や取り決めに明文化したものである。

<検討するルール項目>

制限や義務	検討するルール	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
利用の範囲	☐ 決められたルートをはずれない ☐ 柵の中に踏み入らない ☐ ルートを一方通行とする		○	○	○		○	○
利用の時間（時期）	☐ 一度の利用は〇〇時間とする ☐ 〇〇から〇の期間に利用する		○	○			○	
利用の人数	☐ 1グループの人数は〇人とする ☐ 1日の利用者数は〇人とする		○	○			○	
利用の方法	☐ ルートを一方通行とする		○	○				
ガイドの同行	☐ ガイドの同行を義務づける		○	○	○		○	
外来種の侵入防止	☐ 入場前に消毒を行う ☐ 入場前に靴底を洗う	○						
利用のマナー	☐ 動植物に触れない ☐ カメラのフラッシュ禁止	○			○			○
利用料の徴収	☐ 〇〇円を入場料として徴収する ☐ 〇〇円を使用量として徴収する	○	○	○	○	○	○	○
地場製品のすすめ	☐ 地産品を使用する ☐ レストランや旅館では地産品を使用する				○	○	○	
整備・照明・景観の工夫	☐ 看板の色は〇〇素材は〇〇を基本とする ☐ 〇〇〇エリアの道路の側溝は、動物の通過可能なデザインとする		○	○			○	
習慣やしきたり	☐ 祭事には山に立ち入らない ☐ 決められた用途で水を使用する					○	○	

○＝ルールが守られることにより保全される

- ①野生動植物・生態系の保全
- ②野生動植物の生息・生育環境の保全
- ③歴史的建造物や自然地形の保全
- ④農林水産業や土地所有者
- ⑤風俗慣習や伝統的な生活文化
- ⑥住民の生活環境
- ⑦旅行者の安全や精神の保全

事例 至仏山の利用のルール（尾瀬・群馬県片品村）



尾瀬を代表する山である至仏山の東面登山道は、蛇紋岩といわれる大変滑りやすい岩石でできているため、登山利用等に伴い、植生の荒廃や泥炭や土壌の流出などが深刻な状況となっている。特に、鳩待峠から入山し至仏山を越え、下りのルートで至仏山～山ノ鼻（東面登山道）を利用すると、急坂であることもあり、道を間違えやすく、登山道脇の植生へ踏み込んでしまい、登山道周辺の植生荒廃・土壌流出の大きな原因となっている。さらに登山後半の体力的に疲れてくる時であり、また、午後は天気も変わりやすく、雨になれば急傾斜地の蛇紋岩も木道もより滑りやすくなるので大変危険である。

このため、尾瀬保護財団が中心となって、国や県、土地所有者などの関係機関と設置した「至仏山保全緊急対策会議」では、安全登山といつまでも美しい至仏山を守ることを目的として、至仏山～山ノ鼻（東面登山道）を「『下り』には利用しない」というルールを設け、登山者や旅行会社の理解と協力を呼びかけている。

また、1998年から、至仏山では残雪期の期間、登山道を閉鎖している。これは、積雪が融け始める残雪期に登山道の位置が不明確になり、利用者が登山道の外に踏み出してしまい、植生に影響を与えることが予想されるためである。

**山ノ鼻～至仏山頂は「上り」で利用し
「下り」には利用しないでください**



植生保護及び登山者の安全のため山ノ鼻～至仏山頂（通称：東面登山道）は、「上り」での利用をお願いします。
（山ノ鼻～森林限界の往復を除く）

平成19年7月1日

至仏山保全緊急対策会議

事例 入山届出制度（白神地区・青森県西目屋村、秋田県藤里町）



白神山地世界遺産地域（青森県側）の核心地域に学術研究や報道など登山以外を目的として入山する場合は「入林許可申請」を行い、登山や自然観察等を目的とした入山の場合は、登山者数、登山ルート、登山行程などを記入した「入山届出書」を自然保護官事務所、ビジターセンター、町村役場、森林管理署などのいずれかに提出し、その写しを携帯することが義務付けられている。入山届出書は、27 区間の指定ルートを利用したものであるかなどを森林管理署長等により審査される。（秋田県側の核心地域は、学術研究以外については原則入山できない。）

1997 年 6 月から 2003 年 7 月までは、登山や自然観察の場合も、入山申請と許可が必要であったが、2001 年に行った実態調査等により、実際の入山者が申請者の 3 倍以上にものぼり、イワナ釣りや焚き火、樹木の伐採などのマナー違反も目立ったことから、入山者数の正確な把握とマナーの向上を目的として、手続きを簡略化した届出方式に変更し、森林管理署以外の届出先を増やした。

また、入山者自身に「一日巡視員」となることをお願いし、マナーの自覚と核心地域の現状に関する情報収集を図っている。

参考：白神山地世界遺産地域連絡会議ウェブサイト

(http://www.jomon.ne.jp/~shirakmi/pages/main_nyuzan.htm)

事例 入域コントロールとガイドの同伴義務づけ（乗鞍山麓五色ヶ原・岐阜県高山市）



岐阜県高山市（旧 丹生川村）の「乗鞍山麓五色ヶ原の森」の入山には、有料の指定案内人の同伴が条件という、海外のネイチャートレイルなどをモデルとした制度がとり入れられている。

五色ヶ原は、北アルプス乗鞍岳の西側山麓に広がる約 3,000 ヘクタールの広大な森林地帯で、その大半は中部山岳国立公園に含まれている。かつては、この区域内に乗鞍登山道が開かれていたが、別ルートとして乗鞍スカイラインが開通したことにより廃道化し、幸いその素晴らしい自然環境が残されてきた。山地帯から亜高山帯にわたる豊かな植生や生態系が健全な状態で保たれているとともに、溶岩台地が作り出す地形と豊かな伏流水は、多くの溪流や滝、池、湿原などの貴重な自然景観を形成している。

2004 年度、当時の丹生川村では、「この区域の貴重な自然資源を損なうことなく多くの方々に堪能いただくためには一定のルールが不可欠である」と判断し、乗鞍山麓五色ヶ原の森条例を制定のうえ入山制限を開始した。条例には、①利用者への案内人の同行義務、②指定区域内での全面禁煙、③利用者の施設使用料等の納付義務などが盛り込まれている。

実際に行われているツアーでは、同行する案内人 1 人あたりの参加者は 10 人まで、2 つのルートの 1 日あたりの入山者数は、それぞれ 150 人までとした上限が設けられている。使用料には、施設の維持費や案内人の人件費、ガイドブック代、送迎のバス代、保険料などが含まれ、入山時に参加者が窓口で支払い、行政の会計に納付される。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

事例 青木ヶ原樹海におけるガイドライン（富士山北麓地区・山梨県）

富士山北麓地区では、青木ヶ原樹海におけるエコツアーの実施に関するガイドライン「富士山青木ヶ原樹海等エコツアーガイドライン」を策定した。このガイドラインは、「事業者及びガイド向けルール」、「エコツアー参加者（旅行者）向けルール」に整理された。

事業者及びガイド向けルール（抜粋）	
質の高いガイドランス	ガイドの同行 ガイドラインの熟知 事前のオリエンテーションの実施 ガイドの資質向上
踏圧被害の会費、貴重な生態系の保全	利用可能ルートの限定 各事業者等における1ルート1日当たりの利用者数上限の設定 1団体（1グループ）当たりの参加人数、ガイドの数
ガイドの禁止行為	マーキング ゴミの持ち込み 喫煙、飲酒 たき火、野営
安全対策	安全管理 保険加入 救急体制
遵守体制の担保	事業者・ガイドの身分明示 他の事業者・団体等との遭遇時の対応 違反行為発見時の対応

事例 アクティビティ別ガイドライン（知床地区・北海道斜里町、羅臼町）



知床地区では、ガイドの活動を通して自然環境を保全していくことを知床のあるべき姿として、「知床エコツアーリズムガイドライン」を取りまとめた。このガイドラインでは「エコツアーガイドに対するガイドライン」、「エコツアー事業者に対するガイドライン」だけでなく、「各アクティビティに対するガイドライン」と整理を行った。

「各アクティビティに対するガイドライン」では、各フィールドにおける将来目標像を定め、それぞれのフィールドに適したルールを策定した。

例）知床五湖でのガイド（概要）	
将来目標	混雑状況を緩和し、人の営みと自然の豊かさを利用者に伝える少人数のエコツアーを幅広い層を対象に実施する。
現状と課題	ガイド付きツアーによる渋滞や一般利用者の通行の妨げなど遊歩道内の混雑が常態化。 ヒグマの出没が多発する地域であるため安全管理に配慮が必要
守るべきルール	参加者に対するヒグマ遭遇時の対処法などのレクチャーの実施 参加者や一般利用者に対する飲食の持ち込み禁止の指導 ガイド一人に対して概ね10名の参加者とする 動植物の採取を行っている参加者・一般利用者を発見した際の指導の徹底

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑭

＜特定自然観光資源に対する規制・利用調整＞

①特定自然観光資源の規制

法では、「特定自然観光資源」の所在する区域において、その保護・育成等を目的として以下の行為に対する規制が設けられている。（法 第九条第一項）

- ・ 特定自然観光資源を汚損、損傷、除去すること
- ・ 旅行者等に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨てたり、放置したりすること
- ・ 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、旅行者等に著しく迷惑をかけること
- ・ 認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為

②立入り等による利用調整

特定自然観光資源が多くの旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがある場合、市町村長は、

- ・ 立入りの規制期間
- ・ 立入時における市町村長の承認の義務付け
- ・ 立入人数の上限の設定

を行うことができる。（法 第十条）

その際、立入制限区域への立入りにつき必要な承認に関する申請書および承認書は、以下の事項を記したものとする。（施行規則 第五条）

申請書	・ 立ち入ろうとする者の代表者の住所、氏名 （法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名） ・ 特定自然観光資源の名称 ・ 立ち入ろうとする日時、人数、目的 ・ 立ち入る巡路又は範囲、手段 ・ その他市町村長が承認に必要な事項として定めるもの
承認書	・ 立ち入ろうとする者の代表者の氏名 ・ 特定自然観光資源の名称 ・ 承認する立入りの日時、人数 ・ 承認する立入りの巡路又は範囲、手段

特定自然観光資源において、他の法令により立入りがすでに制限されているものは二重規制となるため設定できない。他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されているものは以下のとおりである。（施行規則 第六条）

1. 自然公園法第13条第3項第13号（同法第14条第3項第1号において引用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が指定する区域又は同法第15条第1項に規定する利用調整地区内の土地
2. 自然環境保全法第19条第1項に規定する立入制限地区内の土地
3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第38条第1項に規定する立入制限区内の土地（水底を含む。）

また、立入制限を行う区域において立入りの承認を要しない行為については以下のとおりとなる。（施行規則第七条）

1. 農林水産業を営むために必要な行為
2. 農山漁村における住民の生活水準の維持改善、森林の保続培養並びに水産資源の適切な保存及び管理を図るために行う行為
3. 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道又は道路法第2条第1項に規定する道路（次号において単に「道路」とい

- う。)の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築を含む。）。
4. 道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
 5. 測量法第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
 6. 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 7. 電線路の維持のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。
 8. 法令の規定により、又は保安の目的で、広告その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
 9. 野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
 10. 港則法第2条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。
 11. 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為
 12. 鉱業権を有する者が鉱物の掘採又は土石の採取（鉱物の掘採のための試すいを含む。）を行うこと。
 13. 文化財保護法第二条第四号に規定する記念物であつて、文部科学大臣の指定若しくは登録又は地方公共団体の指定に係るものの保存に係る行為
 14. 測量法第三条に規定する測量を行うこと。
 15. 法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと。
 16. 土地若しくは木竹の所有者若しくは管理者又は土地若しくは木竹の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者がその権利義務に係る土地において行う行為
 17. この条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舍を除く。）又は法令に規定する施設若しくは設備若しくは法令の規定により行う事業に係る施設を改築し、又は増築すること（工事用の仮工作物にあっては、新築を含む。）。
 18. 前各号に掲げるもののほか、特定自然観光資源の所在する区域内の土地又は区域内に存する施設若しくは設備を維持、管理又は操業するために必要な行為
 19. 特定自然観光資源が所在する区域外の区域においてこの条の各号に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過すること。
 20. 国又は地方公共団体が法令の規定によりその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。
 21. 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為
 22. 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により許可その他の処分を受けた行為
 23. 前各号に掲げるもののほか、法令の規定により国又は地方公共団体が行う行為
 24. 前各号に掲げるもののほか、特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ることが公益上又は社会通念上やむを得ないと市町村長が認める行為
 25. 前各号に掲げる行為に付帯する行為

③特定自然観光資源の立入制限に係る留意点

さらに、立入制限について次のことを留意すべきである。立入りの制限が設けられた場合には、当該期間中、市町村の承認を得ない者については立入りが禁止される。法第9条で規制する各種の行為と同様、市職員の制止又は退去命令に従わず、立入行為が継続して行われていると認められる場合にあっては、法第19条の罰則の対象となる。

立入制限は特定自然観光資源が所在し、一定数以上の観光旅行者が訪れる繁忙期において実施されることが想定される。この場合、市町村長は制限を実施する期間に先立ち立入制限の内容を公示し、立入りを希望する者（ツアー等の形態による場合は事業者などによる代理申請）が市町村長の承認を個別に得ることとなる。この承認に当たり、特定自然観光資源の保護の観点から市町村長が特定の基準（自然環境の保全活動への貢献等）を設けることも想定されるが、公平性の観点から、特定の事業者等を意図的に排除するものや、自然観光資源の保全その他エコツーリズムの推進と関連性を有しない基準が設定されるべきではない。また、このような基準は規制の実施主体である市町村長に

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

よって、あらかじめ明らかにされることが必要である。また、このような承認に係る事務を実施するに当たり、事務の外部委託、手数料などの徴収が検討される場合においては、条例などで必要な規定が明確にされることが必要である。

（3）ルール検討時の留意点



～ポイント～

ルールを検討する際には、

- ルールの根拠が明らかなこと
 - 保全対象と効果が明確であること
 - 誰がルールを守るのかがわかること
 - 他のルールと照らし合わせること
- などに留意する。

ルール策定にあたっては関係者に理解されること、遵守が可能であること、効果が期待できること、継続的な取り組みができること、必要に応じて改変が可能なこと、などに配慮することが必要である。ルールの検討に当たっては、特に次のような点に留意するとよい。

①検討のプロセスに関する事項

ア）幅広い関係者の意見を聞くこと

ルールの策定に当たっては、それが実行されることにより影響を受ける幅広い関係者が議論に参加することが望ましい。全ての関係者が出席することは困難な場合は、検討内容は確実に通知される必要がある。

イ）議論の土台となる情報を共有すること

ルールの対象となる地域の課題や目標を共有するだけでなく、ルールを遵守することによって得られる共通のメリットを分かりやすく共有し効率的に議論を進めていくとよい。

②ルールの枠組みに関する事項

ア）ルールの根拠が明らかなこと

エコツーリズムの基本方針、ガイドラインや関連法規、慣習・しきたりといったルールの根拠を明確に示して、関係者の理解を深める。人数や具体的な数値をルールに盛り込む場合は、その根拠を明らかにする。暫定的なものであれば、モニタリングを並行して実施し、事実に基づく数値を明らかにしていくとよい。

イ）保全対象と効果が明確であること

関係者の理解をより深く得るために、ルールを守ることにより保全される資源を明らかにするとともに、ルールの遵守によって達成される程度や目指すべき姿を明確にする。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

ウ) 誰がルールを守るのかわかること

誰がルールを守るのかを明らかにして、ルールごとに適用対象者を明らかにする。ルール対象者には旅行者、エコツアー事業者、地元住民の3者が挙げられる。

エ) 他のルールと照らし合わせること

エコツーリズム推進の取り組みのなかで関係する他のルールや法律、地域振興や環境保全に関する計画と、策定を目指すルールがどのような関係になるかを把握することが必要である。とりわけ、行政が主体となって作るルールの場合、他の関連部局との調整を十分に行い、それぞれが地域全体で見て二重規制や矛盾が生じないように配慮する。

特に、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定を検討する場合は、他の個別の法律により既にその損傷や現状変更などが規制されている自然観光資源は、「二重規制」を排除するためエコツーリズム推進法施行規則において、特定自然観光資源としての指定の対象に含めないこととしているため、留意しなければならない。

ただし、エコツーリズム推進法施行規則について、次のことに注意しなければならない。

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑮

＜条例に基づき特定自然観光資源に指定されうる自然観光資源について＞

エコツーリズム推進法施行規則第4条においては、適切な保護措置が講じられているものとして第1号～第8号まで特定自然観光資源に含まれないものが掲げられているが、「条例による行為の規制等（※）により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるもの」はこの適用除外に含まれない、つまり特定自然観光資源の対象になりうることでとされている。

これは、特定自然観光資源の内容は、多岐に及び、地域の特性に応じて柔軟な保護措置を講ずる必要があることから法第9条の特定自然観光資源への行為規制に「市町村の条例で定める行為」が明記されており、一般的に特定自然観光資源を傷つけない、滅失させないことを目的とした規制のほか、（産卵のため上陸したウミガメに光を当てないなどの）条例に基づく行為規制の対象となっている自然観光資源については一律に特定自然観光資源の対象外とはせず、特定自然観光資源として市町村の管理及び立入規制の対象としてその持続可能な利用を図るべきとの考え方に基づくものである。

※ さらに、行為の規制等の「等」には認定全体構想に基づく立入制限が含まれている。つまり、施行規則第4条各号に列記されている自然観光資源のうち、協議会において自然観光資源の保護及び持続可能な利用を目的として立入制限の対象とすべきと考えられる自然観光資源は施行規則第4条に含まれているか否かを問わず、特定自然観光資源の指定候補として、認定を申請することができる。

オ) 実効性を確保すること

策定されたルールが形式的なものにならないよう、ルールの運用まで含めた検討が必要である。その際に、観光事業者や旅行者、地域の住民に対する周知徹底の方法や運用状況のチェック体制まで念頭において、ルールを検討していくとよい。

特に、ガイドは自らルールを遵守することが求められるほか、旅行者などツアー参加者に接する中でルールの周知と遵守を促す役割を果たすことから、ルールの実効性を確保する上で重要な役割を担う。

③その他の配慮事項

ア）農林水産業や土地所有者への配慮

ルールの対象物や対象範囲が営農の場と重なる場合や何らかの影響を与える場合は、農林水産業従事者や土地所有者の理解を得ながら検討することが望ましい。

イ）生活や習わしへの配慮

ルールの策定による地域住民の生活や習わしに不利益等が講じないよう配慮する必要がある。

ウ）既存の公益に対する配慮

防災等の既存の公益に対しても配慮する必要がある。

以上の事項を確認し、制度づくりへとつなげるために、チェックシートを作成して、各地域の関係者間で情報を共有するとよい。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑯

＜二重規制の排除＞

「他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源」については、「二重規制」を排除する観点から、施行規則により特定自然観光資源には含めない事としている。

上記の「他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源」として定められているものは以下のとおりである。（施行規則 第四条）

1. 文化財保護法第109条第1項に規定する名勝又は天然記念物
2. 森林法第25条第1項又は第25条の2第2項の規定により公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存を図るために保安林として指定された区域内の土地
3. 水産資源保護法第4条第1項の規定又は同条第2項第1号に掲げる事項に関し同項の規定に基づき農林水産省令又は規則において採捕を禁止された水産動植物及び同法第15条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面
4. 都市公園法第2条第1項第2号に規定する都市公園内の土地
5. 自然公園法第13条第1項に規定する特別地域内の植物（同条第3項第10号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）及び動物（同条第3項第11号に規定する指定動物に限る。）、同法第14条第1項に規定する特別保護地区内の土地、植物（木竹を含む。）及び動物並びに同法第24条第1項に規定する海中公園地区内の海底及び動植物（同条第3項第2号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
6. 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域内の土地、植物（木竹を含む。）及び動物、同法第25条第1項に規定する特別地区内の土地、同法第26条第1項に規定する野生動植物保護地区内の当該野生動植物保護地区に係る野生動植物並びに同法第27条第1項に規定する海中特別地区内の海底及び動植物（同条第3項第5号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
7. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種、同法第5条第1項に規定する緊急指定種並びに同法第37条第1項に規定する管理地区内の土地（水底を含む。）及び野生動植物（同条第4項第7号の規定に基づき環境大臣が指定したものに限る。）
8. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第1項に規定する鳥獣（同法第2条第3項に規定する狩猟鳥獣並びに同法第13条第1項に規定する鳥獣及び鳥類の卵を除く。）並びに同法第29条第7項第4号に規定する国指定特別保護地区であって環境大臣が指定する区域又は都道府県指定特別保護地区であって都道府県知事が指定する区域内の植物（木竹を除く。）及び動物

※ただし、施行規則には適切な保護措置が講じられているものとして特定自然観光資源に含まれないものが掲げられているが、「条例による行為の規制等により特に保護する必要がある自然観光資源として認定全体構想に規定されるもの」はこの適用除外に含まれず、特定自然観光資源の対象となりうる。このことについては、「第4章 4-2 4-2-2 (3) ②エ 他のルールと照らし合わせる事」に詳細を記述しているので、参考にすること。」

＜ルール検討チェックシート例＞

ルール内容	ルールの根拠	ルールの保全	適用対象者
	1. 全体構想 2. ガイドラインや関連法規 3. 慣習・しきたり		1. 旅行者 2. エコツアー事業者 3. 地域（行政、地元住民）
決められたルートを外れない	1 （資源調査結果の記入）	〇〇ブナ林	1、3
一日の入場は〇〇人までとする	1 （資源調査結果の記入）	〇〇島の動植物 〇〇島の生態系	1、2
柵の中に踏み入らない	1 （資源調査結果の記入）	〇〇エリアの生態系	1、2、3
一人〇〇円の入場料を支払う	1 （基本計画の内容を記入） 2 （関連法規を記入）	〇〇地域	1
看板の色は〇〇に定めるものとする	1 （基本計画の内容を記入）	まちなみ景観	3

エコツーリズム推進法などの該当箇所⑪

＜自然観光資源・特定自然観光資源の保護及び育成の措置＞

自然観光資源や特定自然観光資源の保護及び育成の方法の検討に当たって、ルール・制度以外にも、木道や柵の整備といった物理的な方法、日々の手入れや管理による方法も挙げられる。

いずれにしても、管理の目標を設定し「誰が」「どのように」管理するのか、運用面まで含めた保護・育成の方法を検討することが必要となる。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

4-2-3 制度の検討

（1）制度の対象



～ポイント～

○制度はルールを保全資源別、適用対象者別に整理して検討する。

ルールが守られ、運用されるしくみとして、制度づくりの検討を行う。まずは、具体的な保全の対象資源ごとにルールを整理し、その上で制度の適用対象者別に制度内容の検討を行う。

①エコツアー事業者に対する制度

事業者登録制度など、エコツアー事業者やガイドの資格を明らかにし、資格に応じた事業展開を許可する。または資格を活用して市場における優位性の向上を目指すための制度である。

②エコツーリズム商品に対する制度

エコホテルやエコ土産の認定制度、エコツアー推奨制度など、エコツーリズムの考えにもとづく商品を明らかにして市場における差別化をはかり、旅行者の購買意欲を高める仕組みである。

③旅行者に対する制度

オーナー制度や入場税の徴収など、地域資源保全のための財源やマンパワーを確保する仕組みである。

④地域全体に対する制度

景観条例など観光地の魅力を高める仕組みや、開発手法の取り決めを守る仕組みである。

事例 ガイドの登録・認証制度（屋久島地区・鹿児島県屋久島町）



屋久島地区では、利用者や地域住民から信頼されるガイドとして地域振興に貢献し、ガイドの社会的地位を確立することを目的として「屋久島ガイド登録・認定制度」を策定した。

このルール・制度の策定に当たっては、「屋久島地区エコツーリズム推進協議会」の中に「ガイド登録・認定制度作業部会」が設置された。ガイド作業部会は、屋久島ガイド部会、ガイド連絡協議会やその他ガイドも含めて組織化され、2004年10月から多い月では1月に2～3回と話し合いを続けている。

その結果として、下記のガイド登録制度の仕組みを作り上げた。現在（2007年11月）では、その次の段階としてガイド認定制度についての話し合いを始めているところである。

屋久島ガイド登録制度においては、「屋久島ガイドとしての登録基準」、「屋久島ガイドの心得」、「屋久島ガイド共通ルール」を設定している。登録されたガイドは、屋久島観光協会HP等において「屋久島ガイド名鑑」として広く公表される。

一方で、登録後に申請内容に虚偽があった場合や「心得」に反した行動をとったことが発覚した場合は、登録を抹消される。

登録基準	基準
①保険の完備	ダイビング、登山、沢登り等の危険度の高い活動については、事故の補償がされる保険に入っていること
②救急法の受講	登録時、あるいは更新時まで、消防等で行っている普通救命講習以上の講習の受講経験があること
③世界自然遺産地域や自然公園法等及び各種法令に関する講習の受講	登録時、あるいは更新時まで、財団法人屋久島環境文化財団など専門家による講習などの受験経験があること
④基本的な屋久島の知識に関する講習の受講	財団法人屋久島環境文化財団が開催する屋久島ガイドセミナー及び屋久島研究講座の受講経験があること
⑤料金体系、ツアー形態の明確化など必要な情報の公開	ガイド名鑑情報記入シートに記入すること
⑥「屋久島ガイド共通ルール」に同意	屋久島ガイド共通ルールに同意すること
⑦屋久島の居住歴	屋久島に住民票をおき、2年以上居住していること。（年の半分以上は屋久島で生活）

＜屋久島ガイドの心得＞

1. 屋久島ガイドとして「責任」を持って、屋久島の自然環境の保全に努めます。
2. 屋久島ガイドとしての「自覚」を持って、屋久島の自然を通して自然のすばらしさ、大切さを伝えていきます。
3. 屋久島ガイドの「役割」として、地域に根ざした活動を行います。

＜屋久島ガイド共通ルール＞

1. 利用者の安全を最優先に考え行動する。
2. 大雨洪水警報発令中は、危険が予想される場所でのガイド活動は行わない。積雪通行止め等の時は、県道、町道には車を乗り入れない。
3. ツアーにあたって、安全管理上の注意やフィールドでの配慮事項を十分に伝える。
4. 屋久島世界自然遺産地域等に関わる環境保全関係法令を遵守する。
5. 特定資格を必要とする活動（スキューバダイビング等）については、資格を有さな

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

い者は行わない。

6. 各集落の水源の取水口箇所より上流（約一キロ）の沢でのガイド活動は、行わない。

7. 水場の上流を汚さない、踏み込まない、水質汚染防止に留意する。

8. トイレのないところで用を足すときは、湿原、水場、沢、美観地区を避け、環境を保全する。

9. 花之江河等の湿原には踏み込まない。

10. 怪我・事故には、ガイド同士協力しあって対処する。

11. 野生動物には餌を与えない。

12. 心得や共通ルールに基づいて、来訪者に対してより良い利用への協力を促す。

13. 山に動物を連れて行かない。（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）

14. 事業地域の農業者、林業者、漁業者、その他企業や居住者とのトラブルや苦情が発生しないよう、事前の理解を求めるようにする。

15. 祠などの神聖な場所の環境をけがさない。

(2) 制度効果の発揮



～ポイント～

○制度のメリットを明確にして、運用に有効性を持たせる。

制度の検討に当たっては、ルールを守る人々が受ける利益（メリット）と守らないことによる不利益（デメリット）を考慮することが重要である。法律や条例によるものであれば、営業停止処分、販売停止処分、氏名の公表、罰金の徴収などのデメリットを示すことができるものの、法的根拠の持たない制度については、対象者にとってのメリットを明確に示すことが重要である。

制度に盛り込むメリットやデメリットを何にするかが、ルールを維持するポイントであり、エコツーリズムの実現に大きく関わる事項である。この点については、各地域の実情に合った知恵や工夫が必要である。参考として、次にいくつかの制度の内容を挙げる。

①ガイド認定制度

対象	守ることのメリット(例)
エコツアー事業者	営業の許可を得る 登録することで、市場の信用性が高まる 商品や事業者が広く宣伝される

自然の回復や動植物の保護のためのルールなど、厳守を要するルールの運用では、ガイドの認定制度は効果的である。

国内で実施されている自然ガイドに関連する養成・資格制度のタイプは、許認可型と技術認定型（審査の有無）により3つのタイプに分類される。それぞれのタイプは制度・事業の目的や制度運営機関の方針によりその内容や運用は異なっている。

	タイプ①	タイプ②	タイプ③
資格	許認可型	技術認定型	
審査	—	あり	なし
制度の特徴	ガイドの資質を担保する 資源の保全と利用のルールを厳守する	ガイドの資質を担保する	自然体験活動の参加を促す
資格保有者は	入域や営業の許可を得る（制度の対象範囲において必要な資格である）	販売やガイドの機会などで、何らかの優位性が与えられる（ガイド行為のために必要な資格ではない）	

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

地域は	法制度のような強制力を持つ規則によって、保全と利用の取り決めが守られる	自然体験活動に取り組む人材を幅広く育成できる	
旅行者は	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	事前にガイドの資質が明確にされない
事例			
全国		・山岳ガイド認定制度 ・自然学校指導者	・自然観察指導員 ・自然体験活動リーダー
都道府県	・東京都自然ガイド資格の認定	・北海道アウトドア資格制度	・沖縄県自然体験活動指導者養成事業 ・富山県自然解説制度 ・岐阜県森林案内人制度
市町村など		・藤里町認定ガイド養成制度	

②エコツアー事業者登録の制度（エコツアー事業者対象）

エコツアー事業者の登録制度の導入によって、フィールドや施設の利用ルールの実効性を高めることができる。法律や条例で規定されるものであるならば、登録によって営業許可を得るといったメリットを得ることができる。自主的なルールによる制度であれば、商品や業者を広く宣伝する、登録することで市場の信用を得るといったメリットが考えられる。

③エコツーリズム商品の推奨制度

地元産品の積極的な利用を呼びかけるルールの実効性を高めるために、地元のエコツーリズム商品の推奨制度を導入することが有効である。この場合には、ロゴマークを使用して推奨商品の市場の優位性を高める、推奨商品全体の効果的な宣伝を旅行者や消費者に行うといったメリットが必要である。

④会員制度、オーナー制度

資源の保全を目的とした資金やマンパワーを調達するような仕組みとしては、観光地の会員制度や棚田や林檎の木などのオーナー制度が挙げられる。会員に対して観光地の季節の情報提供を行うことや、宿泊やエコツアー商品購入の際の割引特典をつけるとよい。実際に資源保全に貢献しているという満足感もメリットになり得る。また、オーナー制度では、特定のエコツアーに参加できる、収穫物がもらえるといったメリットが考えられる。

事例 ツアーの事前協議制度（飯能・名栗地区・埼玉県飯能市）



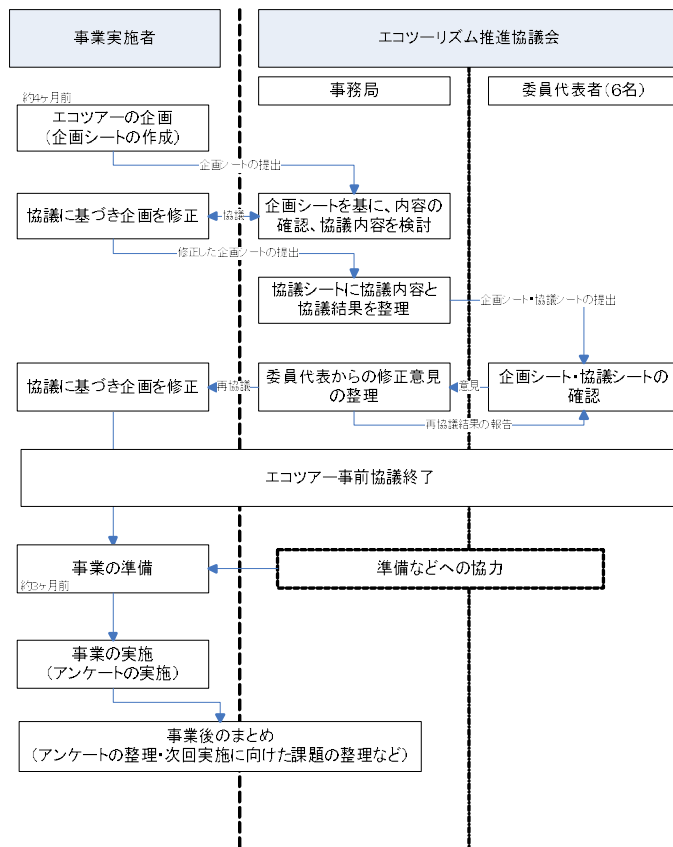
飯能・名栗地区では、ツアーの質を確保することを目的として「事前評価制度」というルールを策定した。この制度は、事前に実施するプログラムの内容について確認・協議を行うものである。この制度を利用し承認を得られたプログラムについては、飯能・名栗エコツーリズム推進協議会のHPやツアーチラシに掲載される。事前に協議を行うことが、よりよい企画につながることもあり、プログラム実施者の相談所としても機能している。

＜企画シート記入項目（一部抜粋）＞

- ・ エコツアーの名称、概要、日時、場所、募集人数等
- ・ 活用・保全する地域の資源（自然、歴史文化、産業など）
- ・ 安全対策（保険の有無、緊急連絡の体制など）
- ・ 地域住民の協力、参加

＜協議シート記入項目（一部抜粋）＞

- ・ エコツアーの素材
- ・ 地域の自然や文化の保全について
- ・ 安全対策について
- ・ 地域住民の協力、参加について
- ・ 参加者にとっての魅力
- ・ 地域経済、社会への貢献について



（3）制度検討時の留意点



～ポイント～

制度を検討する際には、

○メリットもしくはデメリットがあるか

○ルール内容の改訂に関する項目があるか

○エコツーリズムの社会システムを実現するものか

といった点に留意する。

制度は具体的な対象資源やエリアごとに検討する。いろいろな制度を組み合わせた制度をつくることも可能であり、工夫のしどころもあるが、まずは、ルールが守られるために必要な仕組みについて考え、次の項目の中で地域の実状に合った必要な項目と内容を検討する。

①メリットもしくはデメリットがあるか

ルールを守ることによって受けるメリットや守らないことによって受けるデメリットを明確にして、効力のあるものにすることが必要である。

②ルール内容の改訂に関する項目があるか

特に利用の制限に関して暫定的な数字を提示している場合は、モニタリング結果に基づいて、将来的にルールの内容を変更することを考慮する。一定期間ごとに改定することを制度に盛り込んでおくことが必要である。

③運用状況をきちんとチェックできるか

ルールを誰が、どのように運用していくのか運用の体制・方法を検討するだけでなく、そのルールが適切に遵守されていくように運用状況をチェックする体制を整える必要がある。

また、自然観光資源についてのモニタリングや評価の結果を、ルールの内容に反映できるような制度を構築する必要がある。

参考：第6章 6-1 モニタリング・評価（P181）

④エコツーリズムの社会システムを実現するものか

地域内の他の制度も合わせて、互いに連携し、地域全体でエコツーリズムの社会システムをつくりだしているかどうかを確認する。

⑤適切な範囲の設定であるか

ルールを適用する区域は、保護する自然観光資源を含み、過大又は過小にならないよう合理性のある範囲とする必要がある。

4-2-4 策定主体と策定方法

（1）策定主体



～ポイント～

- ルール適用対象者が策定主体に含まれることが望ましい。
- 制度の管理機関が策定主体となる。

ルールの策定は、協議会を中心として、行政、観光事業者、住民、旅行者等の幅広い関係者が参加することが望ましい。その際には、ルールの対象物の関係者や制度の適用対象者を集い作業部会のような形式でより実質的な検討を重ねていくとよい。このように、関係機関や関係者を策定段階で取り込むことにより、ルールの効力が上がることが期待できる。ルールが守られることを視野にいて、関係する複数の立場がルール策定時に関わり、その上で策定主体を絞り込むことが必要である。また、ルールの種類によっては、植生回復のための利用制限期間の設定や、貴重な動植物の生態系保護のもとでの利用など、策定の際に科学的な視点を必要とするものもあり、研究者や学識者の意見を取り入れることも考慮する。

（2）ルールの策定方法



～ポイント～

○ルールの検討は、幅広い関係者のもとで行うことが望まれる。

ルールの策定主体は、ルールの適用対象者はもちろんであるが、幅広い意味における地域内外の関係者を含めることが望ましい。関係者の策定への参加を促すことで、ルールの遵守が図られるとともに、様々な立場からのチェック機能が働くことにもつながる。

①アンケート・ヒアリング等の実施による意見の徴収

初期段階において、関係者に対してルールの必要性を伝え、ルール内容等の打診と意見の集約を行うとよい。さらに、直接ルールの適用対象に推定し難い関係者に対しても、アンケートやヒアリング調査を実施して、ルールに対する意見を徴収する。

②フォーラム・ワークショップの開催

フォーラムやワークショップを開催し、地域における広い範囲の関係者の参画や理解を求める。

③エコツーリズム推進協議会における部会・WGの設置

ルールの適用対象者や制度の関係機関に属する関係者に加え、有識者や専門家を含めた部会・WGを設置し、効率的にルールや制度の検討を行う。部会・WGでの検討をエコツーリズム推進協議会に諮り、最終的にこれを策定する。

取組み先進地からのアドバイス



～合意形成を図る上でのちょっとした工夫②～

ルールを策定していくなかでは、構成員の意見が対立して議論が進まないということも起こり得ます。全国のエコツーリズム先進地の取り組みでは、以下のような点に留意して議論を進めたらうまくいった、という声が聞かれています。

例)

- 議論が平行線になった場合、原則に立ち返り、話し合いの進め方を構成員で話し合って決めた。
- 自分の意見を通すことがないように、客観的事実や、第三者の意見などのさまざまな意見を根拠とするようにした。

4-3 ルールの共有

4-3-1 共有の考え方

（1）ルールの共有



～ポイント～

○ルールの共有とは、すべての関係者にルールを知らせ、お互いにルールの厳守を確認し合うことである。

ルールは関係者間で共有して、守られることが重要である。ルールの共有とは、すべての関係者がルールを知り、お互いにルールの厳守を確認し合うことである。

ルールを知らせる役割はルール策定主体である協議会にある。また、ルールを知らせる必要がある関係者とは、エコツアー事業者、地域内の様々な事業者、地元住民、そして旅行者である。ルールの内容に応じて関係者にルールを知らせるようにする。

ルールの遵守によりもたらされるメリットを共有化することにより、ルール遵守の原動力となり制度の実行性が確保される。

4-3-2 地域内での理解

(1) エコツアー事業者に知らせる



～ポイント～

○エコツアー事業者にルールを知らせる時はルールを伝えるとともに制度への理解と協力を得る。

地域資源を活用した商品（エコツアー、宿泊、土産物など）を提供するエコツアー事業者へのルールの説明と理解は欠かせない。ルールの理解と遵守のためには、策定されたルールを伝えるだけではなく、策定の前段階からルールの必要性を伝え、策定作業を協働で行うことによって当事者意識を持たせるとよい。策定段階で関わることができなかった事業者や新規参入の事業者に対しても、ルールの目的と内容を説明し、理解を得るように働きかける必要がある。

①知らせるポイント

エコツアー事業者の理解を得るためには、策定したルールが観光利用の際にどのように適用されるのかといった具体的な内容の提示が必要である。監視を行うのか、免許取消などの罰則規定があるのか、旅行者にはどのような方法でルールを伝えるのか、といった事業に関するルールの詳細な情報を伝える必要がある。

さらに、ガイド認定制度や事業者登録制度、エコツアー商品の認定制度といった、事業者の営業活動に関わる制度を設置する場合は、ルール内容とともに制度への理解と協力を得ることが必要である。

②知らせる方法

事業者への説明は、観光協会や商工会などの地域の事業者団体を通して行うと良い。また、地域外から訪れる事業者に対するルール周知も必要であり、他地域の事業者団体との連携や、各事業者への直接的な働きかけにより、ルールや制度の説明を行うとよい。

新たにエコツアー事業を始める事業者については、エコツアー事業を始めるにあたっての注意事項として、公共機関における配布物の設置やインターネットホームページへの掲載などで、事業を始める前に知らせることが有効である。

また、大手旅行会社などの商品を造成する役割を担っている機関に対しては、積極的にルールを知らせてルールに見合ったエコツアー商品の造成を促す努力が必要となる。旅行会社用にルールの概要をまとめたパンフレットなどを作成することや、現地の商品づくりに積極的に関わるような働きかけをするとよい。

(2) 地元住民に知らせる



～ポイント～

- 地元の人々に知らせる時は他事業者にはルールとともに観光振興の重要性も合わせて伝える。
- 住民にはエコツアー体験と合わせてルールについて説明し、体感してもらう。

エコツアーのフィールド利用に深く関係するため、農林漁業に従事する地元の人々の理解は欠かせない。地域内の関係事業者に対して、特に利用の方法についてのルールと制度、ルールづくりの背景について説明をするとよい。

さらに、地元住民の生活環境に配慮した利用のルールを策定する場合には、地元住民の理解を得ることが必要であり、ルールを守った上での観光利用の方法を知らせることが望ましい。また、エコツアーやエコツーリズムへの関心を高め、地域が一体となったエコツーリズムを推進するに当たって、ルールを伝えるというきっかけが大きなチャンスとなるともいえる。

①知らせるポイント

ルールを知らせると同時に、地域における観光業の役割や重要性を伝えることで、観光利用やエコツーリズムに対する理解や協力を得る。地場産品の活用によって地域の農林漁業などにも経済効果が期待できることや、自然保全への取り組みにより、生産活動にも良い影響があることをアピールする。

また、エコツアー体験と合わせてルールの説明を行い、エコツアーの実体験によりエコツーリズムへの関心を高める機会にするとよい。

②知らせる方法

ルールを知らせる方法は、農林漁業協同組合や同業者組合などを通じて行うとよい。生産活動と関わりの深いフィールド利用に関しては、ルールを決定する前に関係する他事業者との調整や意見交換が必要であり、その際に関わった人物による同業者への説明や働きかけが有効である。

また、エコツアーを主催して、実際の資源利用を通じたルールの説明を行うとよい。エコツアーに参加できなかった住民に対しても、ポスターの作成や市民だよりなどへの掲載を効果的に行い、ルール内容や住民参加のエコツアーの様子を広く知らせて、エコツーリズムへの気運を高めるきっかけづくりをするとよい。

4-3-3 旅行者の理解

（1）旅行者に知らせる



～ポイント～

○旅行者に伝える時はルールの内容とともにルールの必要性も伝える。

旅行者にルールを伝える際は、内容だけではなくルールの必要性もあわせて伝えることによって、ルールが守られるだけでなく、自然の保全に対する意識の高まりも期待できる。しかし、旅行者の行動を制約するような否定的な表現は極力避け、旅行者自身が理解した上で自主的に行動をとるように誘導するとよい。さらに、地域の方針やルールの背景にある制度の説明については、必ずしも必要ではなく、旅行者にはエコツアーを楽しんでもらうことを心掛けるとよい。

①必要なルールを伝える

旅行者が守る必要のあるルールを伝える。ルールの根拠や難しい制度のしくみではなく、具体的に旅行者がどのような行動をとったらよいのかを伝えるようにする。

②ルールの背景や目的を明らかにする

「～をしてはいけない」と禁止事項のみを伝えるのではなく、「～を守るために～をしてはいけない」といったように、目的や守ることにより達成されることなどのルールの背景を明らかにして、ルールへの理解と協力を求めることが大切である。

また、「〇〇協定により～してはいけない」といったルールの根拠を出した説明よりも、「〇〇を保全するために～をしてはいけない」といったルールの目的を説明するほうがよい。

③効果的なタイミングで伝える

ルールの性格を考えて、ルールの目的や内容が印象深く伝わり、伝達効果が最も高まるタイミングに伝えるようにする。

④効果的な媒体で伝える

ルールの性格を考慮して、口頭で伝える以外にもルールの内容が具体的に伝わるように効果的な媒体を活用するとよい。タイミングとも合わせて検討する。

（2）旅行者に伝えるタイミング



～ポイント～

○来訪前に伝える必要のあるルールと来訪中に伝えればよいルールに分けて考え、効果的なタイミングで旅行者に伝える。

ルールを知らなかったばかりにルールを守らなかったという不幸を招かないためにも、ルールを伝えるタイミングには十分考慮する。

旅行者に伝えるルールは、来訪前の旅行準備段階に必ず伝えなければならないルールと現地で伝えるとよいルールに分けられる。

①来訪前に伝える必要があるルール

ア）フィールドや施設の利用制限のルール

利用時間の制限など、入れない期間や場所がある場合は旅行前に知らせる必要がある。

イ）現地に入る前に守るルール

入場料の徴収や検疫検査など、現地に入る前に守るようなルールは、来訪前に伝える必要がある。

ウ）持参物に関するルール

歯ブラシの持参や衣服や靴に関する取り決めなど、旅行者が持参しなくてはならないことに関するルールについては、旅行前に伝えるようにする

エ）罰則規定のあるルール

罰則規定については事前に旅行者に伝え、ルール違反をした際にトラブルにならないようにする。現地において確実に伝えられればよいが、高額な罰金をとる場合や、現地に入ると即効力が及ぶようなルールに罰則が課される場合は、旅行者に事前に知らせることが必要である。

②来訪中に伝えるルール

ア）フィールドや施設の利用方法のルール

立入制限区域などフィールド利用に関するルールは、印象を強めるためにも現地で境界の目印を示すなどの方法で伝えるとよい。

イ）旅行者がルールを守るかどうかの選択ができるルール

ルールの中には「～をしよう」という呼びかけにとどまるものもある。資源保全のための募金の呼びかけや、宿泊施設にて環境にやさしいシャンプーの利用を推進するといった取り決めについては、現地あるいは現場でその内容と取り組みについて旅行者に知らせるとよい。

（3）ルールを伝える手段



～ポイント～

○旅行者にルールを伝える場合は、ルール内容に応じて効果的な媒体を選択する。

旅行者に義務づけるルールは、ガイドや宿泊施設などのエコツアー事業者は口頭でも内容や主旨を伝えることが必要である。ルールを旅行者に確実に伝えるために、内容に応じた的確な媒体を使用した情報発信が必要である。罰金や入場料をとるような規定に関しては、旅行前に旅行者に知らせることが必要であり、旅行者にルールに関する情報を効果的に発信するとよい。

①インターネット

主に旅行準備段階で伝える方法として、インターネットでの公開が挙げられる。観光協会や各事業者のホームページへの掲載や、ルール内容をまとめたウェブサイトを立て、各関係ホームページにリンクを掲載するなどして、ルールに関する情報を伝える。インターネットは、来訪前に宿やアクティビティの予約やエコツアーの検索、旅の情報収集などに使用するものと考えられるため、来訪前に伝えなくてはならないルールを掲載すると効果的である。

また、来訪前に伝える必要がないルールについても、ルールの背景や保全の状態などの詳しい情報と合わせて掲載することで、エコツーリズムの取り組みを他の観光地と異なる魅力としてアピールすることができる。インターネットでルールを伝える方法は、来訪するすべての旅行者にルールを周知させるツールとして使用するのではなく、観光地のアピールとしてルールに関する情報提供を行うという立場でおこなってもよい。

②一般雑誌、新聞

一般雑誌や新聞によるルール情報の発信は、対象が旅行決定者に限定されないため、ルール厳守という側面での効果は限定的である。しかしながら、観光地のイメージ戦略としては大きな効果を期待できる。

新聞では地方紙を利用した場合において、ルールの保全対象とする資源に関わるエリア全体の住民に広く知らせることができる。

③ガイドブック、旅行雑誌

インターネットと同様に旅の準備段階でルールを伝える手段として、ガイドブックや雑誌への掲載が挙げられる。ガイドブックについては旅行を決定した旅行者が購読していることが多いため、インターネットよりもより確実にルールを伝えることができる。内容は来訪前に伝える必要があると思われるルールを中心に、ルールのみを伝えるので

はなく、エコツアーの説明からルールについて触れるとよい。

④旅行会社

旅行会社を通じて、旅行者にルールを伝える手段も考えられる。パンフレットへの掲載や店頭での説明などのタイミングで、旅行者にルールを知らせることができる。ただし、ルールの伝わり方は旅行会社によって異なるので留意する。入場の人数制限や時間制限といった旅程に関わるルール以外についての情報提供はあまり期待できない。

⑤ポスター

観光地に向かう交通機関内での掲示や、観光地での掲示により、観光客にルールを伝える方法である。交通広告によるものは、費用がかかるもののキャンペーンとして効果的に情報発信をすれば、多くの旅行者にルールを伝えることができる。また、入り込み手段が限られるような離島では、効果的にルールを知らせることができる。ポスターは、観光地宣伝としてルールを掲載し、他の観光地との差別化や観光地の思いを伝えるようなツールと考えてもよい。

⑥ビデオ上映

ルールについて説明をするビデオを製作して、飛行機や船、列車などの交通機関内の移動中に旅行者に伝える方法や、エコツアー前にエコツアー参加者に見てもらうという方法である。

必ずしも見ることを強制できないため、旅行者が守らなければならないことを中心に簡単に伝えられればよい。また、映像の工夫によっては、エコツアーの楽しさとともに守ってもらうルールを伝えることができる。

⑦ルールブック

現地で持ち歩くガイドマップにルールを掲載する方法や、ルールブックを作製して配布する方法がある。配布方法は、現地の観光協会や主要な駅などに設置するほか、交通事業者と連携し、現地を訪れる前に交通機関内にて配布する方法も可能である。

⑧看板

現地で看板や掲示板にルールを掲示する。この方法は、保全対象のすぐ側に設置することができるといった点で即効性がある。旅行者の目にとまる配置に心掛けると同時に、資源の魅力を損なわないように、周囲の景観にあった素材や色に配慮したものとする。

⑨ガイド

ガイドがエコツアー実施前やエコツアー中のガイドダンスの一部としてルールの説明を行う。人による伝達は、看板やパンフレットなどの媒体よりも確実であり、ルールに対する旅行者の理解が深まる方法である。

第4章 資源を守りながら活用する（ルール）

第5章 資源の魅力を伝える（ガイドンス・プログラム）	131
5-1 ガイドンスとその内容	131
5-1-1 ガイドンス	131
5-1-2 「地域の魅力」としての価値付け	133
5-2 ガイドつきツアー	135
5-2-1 ガイドつきツアープログラムの企画	135
5-2-2 エコツアーの商品化・マーケティング	146
5-3 セルフガイドンス	164
5-3-1 セルフガイドンスの手段	164
5-3-2 ツールの開発	169
5-4 エコツアー事業の進め方	171
5-4-1 事業の運営とは	171
5-4-2 活動のための組織づくり	173
5-4-3 リスクマネジメント	178

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

5-1 ガイダンスとその内容

5-1-1 ガイダンス

（1）ガイダンスとは



～ポイント～

- ガイダンスとは、自然や文化などに関する詳しい説明や解説のことである。
- エコツーリズムの推進に当たっては、ガイドが直接案内するガイダンスが基本となる。

ガイダンスとは、自然や文化などに関する詳しい説明や解説のことであり、解説の内容とその手段によって構成される。

エコツーリズムにおけるガイダンスの対象は、原生的な自然、里地里山の自然、そこで繰りひろげられてきた人の生活と自然との関わり、地元につながる生活文化、歴史や地域産業など様々である。

エコツーリズムにおけるガイダンスは、単に植物や鳥の名前を伝えるだけでなく、何故ここにこのような植物や鳥が生息しているのか、植物と鳥の相互の関係や、生息している森全体の営みなどに関連づけた話が重要である。ガイダンスがうまく旅行者にうまく伝わることによって旅行者は自然の不思議さやそこで暮らしてきた人達の知恵に驚き、深く感動する。これによって、旅行者の自然感や生活感に影響を及ぼすことにもつながるのである。

また、エコツーリズムの取り組みにおいては、とりわけガイダンスによって環境教育の効果が発揮される。

具体的には、観光旅行者はガイダンス・プログラムへの参加をきっかけとして自然に対する理解が深まる。また、知識の取得や理解にとどまらず、人間と環境との関わりについて、正しい認識に立ち自ら責任ある行動をとることのできる人材の育成につながる。そのため、実施されるガイダンス・プログラムは、自然の奥深さ、大切さに気づく場となるようにする必要がある。

地域の関係者にとっては、エコツーリズムの一連の取り組みや観光旅行者などの参加者との関わりを通して、地域の宝としての自然観光資源の大切さを改めて認識し地域の理解や環境問題への関心を深めることになる。

このような取り組みの経過を住民に広報するとともに、小学校における自然体験・集団

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

宿泊体験などの学校教育活動や公民館などの社会教育活動との連携により、積極的に普及啓発していくことが望まれる。

（2）ガイダンスの手段

また、エコツーリズムにおけるガイダンスの手段としては、人（ガイド） 人以外、の2つの手段に大きく分けられる。

人によるガイダンスは、主に専門のガイドによって行われるガイドつきツアーや、ビジターセンター職員などによる自然の解説がある。人以外の手段としては、観光旅行者が自ら理解するための解説板や、ガイドブックなど印刷物による伝達、施設内の展示物、ウェブをはじめとする携帯端末などの情報機器（システム）を活用した伝達など、さまざまな手段がある。

エコツーリズムの推進に当たっては、上記のうち、ガイドが直接案内・解説を行う方法が基本となるが、旅行者の体験をより豊かにするためには、ガイドつきツアーとともに、ビジターセンターなどの拠点施設における展示や他の様々な手段を効果的に組み合わせるとよい。

5-1-2 「地域の魅力」としての価値付け

（１）「地域の魅力」とは



～ポイント～

- ガイダンスの解説内容は、訪れた地域の自然や、生活様式、文化、産業、人などの地域の個性的な魅力である。

ガイダンスの成功に重要な要素の１つである解説内容とは、訪れた地域の自然や、生活様式、文化、産業、人などにまつることであり、これらは全て地域の個性的な魅力である。地域の個性的な魅力とは、原生的な自然の中での動植物の様子に限らず、毎日耕している田畑の景観、周囲の自然と生活の関わり、土地に伝わる生活の知恵など、様々な日々の営みまでもが魅力となりうる。地元住民にとっては当たり前のことが、外部の視点によって地域の魅力として観光資源となることはよくある。

従来の観光の対象となっていた雄大な景色や歴史的建造物に加え、ガイダンスの核となる地域の魅力には、次のようなものが考えられる。

- ・自然資源の科学的な視点から生まれる価値
- ・古くから育まれてきた文化的、歴史的な価値
- ・快適性ややすらぎを感じる空間的な価値

（2）付加価値を与える視点



～ポイント～

- 魅力の発見には、文献調査や自らの研究による科学的な視点と、感覚的な視点が重要である。

地域の魅力をエコツアーに作り上げる最初の段階は、自然観光資源調査などによって発掘された自然観光資源のおもしろさを評価することである。その方法には、文献調査や自らの研究による科学的な視点や、人間の感性などの感覚的な視点がある。

科学的な視点

ア）文献調査

博物館や大学の研究論文など地域にストックされている文献をもとに、発掘された自然観光資源に関する知見を調べるなどして、魅力となるエピソードなどを整理・評価し、内容の正確さにつなげる。

イ）自らの研究

動植物の生態などを自ら観察することで得たデータや、そこから新たに発見できたことを整理し、面白さをまとめる。

感覚的な視点

ア）自分の感性

自分が感じるきれいな景色や気持ちがいい場所、おもしろい自然現象や日々の営みなど、人に誇れる「これ」というもの、「自分のとっておき」を整理する。また、どんな点がすばらしいのか、どうしてすばらしいのかを自問自答し、書き記しておくといよい。

イ）地元住民の感性

昔からその土地に暮らしているお年寄り、生業を営んでいる人たちに、自分が大切にしている場所や風景、現象などの話を聞く。

ウ）旅行者などの外部の感性

旅行者が立ち止まっている場所や、驚いている様子など、旅行者の行動を観察し、そこから、旅行者が感動した、おもしろかった、楽しかったと考えられることを整理する。

エ）子どもの感性

感受性の豊かな子どもの視点に立って、資源をチェックすると、これまでは気づけなかった面白さに出会うこともある。

5-2 ガイドつきツアー

5-2-1 ガイドつきツアープログラムの企画

（1）ガイドつきツアーとは



～ポイント～

- ガイドつきツアーとは、ガイドが同行して自然や文化のガイダンスを行うツアーのことである。
- ガイドによるガイダンスでは、資源の説明に加えて、資源の価値を五感を通して体感してもらうように旅行者に促すことが重要である。

ガイドが同行して自然や文化のガイダンスを行うツアーのことを、ガイドつきツアーという。ガイドつきツアーは、旅行者の消費を誘発する高付加価値な観光商品として、エコツーリズムのシステム中でも最も重要な役割を果たすものである。ガイドつきツアーの特色は、

- ・人が言葉によって伝える。
- ・ガイドとツアー参加者の双方向のコミュニケーションがある。
- ・ツアー参加者を見ながらガイダンスの内容や伝え方を替えることができる。
- ・ガイドの働きかけによってツアー参加者の興味や感覚を引き出すことができる。

などがある。この点において、セルフガイダンスと比べてガイドつきツアーでは、ガイダンスの内容をより効果的にツアー参加者に伝えることができる。

ガイドによるガイダンスの実施は、資源の価値を単に説明することではなく、その価値を五感を通して体感してもらうよう促すことが重要となる。ガイドつきツアーでは、次の点に留意して魅力を伝えよう。

楽しむ

人が楽しみながら何かを行う時は、心がおおらかで吸収力が向上し、そのことで、より印象深い思い出となることが多い。ガイドつきツアーの参加者は、旅行先での楽しみとしてツアーに参加している場合が多い。自然のことや環境のことなど、堅苦しく「これをしてはいけない」などと頭ごなしにうるさくいうことはできるだけ避け、同じことを伝える際にも、楽しませることを意識しながらメッセージを伝えるようにする。

感じる

見るだけでなく、さわる、聞く、臭いをかぐ、などの五感を使うことが、見ることだけでは知りえない価値を体感させてくれる手段となる。普段人工的なものに囲まれた生活の中で忘れてしまった「自然の臭い」に気づくような感性を、参加者への働きかけに

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

よって呼び覚ませるようにする。人間が本来持っている自然の中で感じる素直な感性を引き出すことが重要である。

考える

一方的に知識を伝えるだけでなく、ツアー参加者に「どうして」と働きかけ、考えてもらうことが重要である。問いかけなどを行いながら、その魅力へ興味をもってもらい、次にそこで謎解をすれば解説対象への理解が一層深まるという効果がある。

思い出づくり

旅先での思い出が、日常生活に活力をもたらし、さらに環境への意識を高めることにもつながる。ツアー中の驚きや楽しく快適な時間が印象深い思い出につながる。これらはすべてガイダンスの内容やガイドの演出にかかっている。

（2）基本コンセプトと事業の方向性



～ポイント～

- 他地域にまけない地元の「ウリ」を探しだし、エコツアーの商品コンセプトとする。

エコツアー事業者が独自の商品展開によって、様々な内容のエコツアーが実施されることが理想的である。しかしながら、観光振興の側面から見た他地域との競争、また地域が一体となったエコツーリズムの推進ということからすると、対象地域で実施されるエコツアーのコンセプトには一貫性をもたせた方がマーケットへのアピール、地域内での理解促進に効果的であることが多い。

エコツアー商品の基本コンセプト

エコツアーのコンセプトで最も重要なことは、

- ・他地域にまけない地元の「ウリ」は何か
- ・どのようなメッセージを旅行者に伝えたいのか
- ・何を感じて、何に喜び、何に驚き、何に感動してほしいのか

を明らかにし、それをガイドンス内容の核とすることである。このような商品コンセプトは、なるべく平易なことばで、簡潔に表される方が旅行者への到達度も高まる。抽象的な表現はさけて、地元の小学生でもわかる程度の表現で、紙に書き記すとよい。

エコツアー事業の方向性

エコツアー商品のコンセプトとともにエコツアー事業のおおまかな方向性をエコツーリズムの基本計画のなかでイメージしておくこととよい。エコツアー事業の方向性は、他の観光地域との相対的な比較から検討することによって自地域の立場がみえてくることが多い。対象地域の資源性（資源のポテンシャル、マーケット訴求力）と市場性（大市場からの到達性、既存の旅行者量）の二つの軸をもとに考えるとよい。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

< 市場性と資源性によるポジショニング >

		市場性	
		優れている	一般的
資源性	優れている	< ポジション A > 知床・尾瀬など	< ポジション B > 屋久島・小笠原など
	一般的	< ポジション C > 箱根・軽井沢など	< ポジション D > 飯山・飯田など

* 各地域の評価は、地域ポテンシャルのイメージをつかみやすくするために、便宜的に行ったものであり、各地域の現状を的確に表したものではない。作業は(財)日本交通公社が実施した。

< 事業の方向性の一例 >

ポジション A	- ターゲットマーケットは「大衆マーケット」「ニッチマーケット」ともに想定できる。 - エコツアーへの参加を目的として対象地域まで訪れる来訪者を増やすためのマーケティングと、一般の観光目的で当該地域を訪れる旅行者にオプショナルツアーとして販売するようなマーケティングも目指す。 - 商品に多様性をもたせ、2時間コース、半日コース、1日コースなど複数のコースを設定する。 - 価格は2時間で「2,000～5,000」円、半日で「4,000～8,000」円、1日で「8,000～12,000」円程度の価値のある商品づくりを目指す。
ポジション B	- ターゲットマーケットは「ニッチマーケット」に限定的である。若年の女性グループや熟年層の中でも自然に興味のある層をねらう。 - エコツアーへの参加を目的として訪れるような来訪者を増やすようなマーケティングが必要である。 - 高品質で高価格の商品造成が可能である。半日や1日かけてめぐる他地域ではまねできないような特色のある商品づくりを目指す。 - 商品の価格帯は、1日ツアーで「8,000～15,000 円」が想定できる。
ポジション C	- ターゲットマーケットは「大衆マーケット」である。 - 他の目的で当該地域を訪れた旅行者が、追加的な観光を楽しむために参加できるような商品づくり、販売方法を検討する。 - エコツアー初心者を含めて、一般旅行者が手軽に参加できるような商品展開とする。商品に多様性をもたせ、2時間コース、半日コースなど複数のコースを設定する。 - 商品の価格帯は、2時間で「1,000～2,000」円程度の商品づくりを目指す。
ポジション D	- 地域振興策の一環として当事業を位置づけることが必要である。ターゲットは、一般的な旅行者、その地域のファン層である。 - 地域特有のテーマに沿って、プログラムを作り込んでいく。プログラムは、エンターテインメント要素を強くする、最新の研究成果をふんだんに活用するなどによって特徴づける。 - あらかじめ2時間コースや半日コースなどを設定するとともに、参加者の要望に応じて柔軟にコースがくめるような準備をしておく。 - 商品の価格帯は、2時間で「1,000～2,000」円程度の商品づくりを目指す。プログラムの内容が充実するまでの当面は、事業採算面は厳しいことが想定される。

（3）エコツアーのプログラムとは



～ポイント～

- エコツアーのプログラムとは、シナリオにそって個々のガイダンスが配置された一連の行程である。

ガイドつきエコツアーのプログラムとは、シナリオにそって個々のガイダンスが配置された一連の行程である。より印象深いプログラムとするためには、プログラムの骨格として、プログラムを通じて貫かれるテーマが重要である。

テーマ

テーマ設定はまず、プログラムを通じて伝えたいメッセージが何かを考える。貴重な資源を対象としたプログラムであれば、その生態系のすばらしさでもよいし、1つの動物のおもしろい生態でもよい。テーマを表現するためには、

- ・メッセージを1つに限定する
- ・短く、簡単な一文で表現する
- ・プログラム実施の目標を明らかにする

などを念頭において決めるとよい。

シナリオ

テーマに沿って展開されるプログラムの台本がシナリオである。1つのストーリーに基づいて話題が進み、起承転結のような構成にも配慮するとよい。

ア）ストーリー性

シナリオは、ツアー参加者に飽きられないようにメリハリのある内容構成とする。プログラムの中心となるメッセージを伝える部分は、場所やタイミング、そこにいたるまでの過程を含めて最も盛り上がるような演出が必要である。

特に長時間のプログラムでは、ストーリー性がないと飽きられてしまう。

イ）オリジナル性

エコツアーのシナリオは、他の場所で同じことが楽しめてしまうようなものであってはならない。もし、資源が固有なものでない場合ならなおさら、オリジナルなプログラムでツアーを差別化する必要がある。例えば、具体的にその地域で生きたAさんの生き方を解説したり、今いる場所がどのように変遷してきたのかを伝えるなどする。その地域ならではのオリジナルをプログラムを通してどのように見せるかが重要となる。

プログラムの構成

プログラムの基本的な構成は次のとおりである。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

ア）導入（つかみ）

プログラムの始まるの部分である。今から何がはじまるのだろうとツアー参加者の興味を刺激し、これから始まることに期待をみもたせ、集中力を高める。プログラムのテーマを紹介し、参加者に見通しを持たせたりする。

イ）プログラム本体

シナリオにそって個々のガイダンスを行う部分である。効果的なテクニックをもちいて、印象深くメッセージを伝えるように心がける。

ウ）まとめ（ふりかえり）

プログラムを振り返りながら、自分の伝えたかったメッセージが伝わったかを確認したり、テーマを要約して再度説明する部分である。

（４）フィールドの利用と整備の方向性



～ポイント～

- エコツアー参加者の楽しみと、資源の保全の両面からフィールド利用の方向性を検討する。

全体構想ではエコツアーで活用するフィールドを明らかにし、その利用の方針や、整備の方向性を検討する。

ルートの設定

エコツアーのルートの設定に当たっては、希少な生物種が存在したり、生態系のバランスが危機に瀕しているため利用を制限すべき場所や、環境教育や自然体験に適した場所、利用が集中しても既存の自然環境に大きな影響を与えない場所など、それぞれの場所の特性に配慮する。ただし、知名度が高く、利用者が鑑賞したいと考えられる資源は、できる限りルート上に取り入れて巡るようにする。これは、利用者が決められたルートを勝手に外れて、保全すべき植生などを踏み荒らす可能性もあるためであり、保全と利用のバランスを取りながら、利用者の要望も取り入れたルート設定とする。

また、利用者が特定の路線に集中したり、距離が長すぎたり、あるいは動線が重複したりして快適に利用できないルートや、利用者に分かりにくいルートなども、利用者がルートから外れたり、偏った利用がなされることにより、遊歩道設備や環境に負荷をかけることにつながるため、利用者心理に配慮するとともに、道筋が分かりやすいように案内図やサインを適宜、配置する。

ルート設定は、場合によっては柔軟性が必要であり、一部の路線を開閉することによって、利用が集中して損傷した植生の回復を待ったり、希少動物や危険動物の出現期間だけ立ち入りを禁止するようなルートの変更が可能な仕組みも求められる。

自然環境に配慮した施設整備

各施設の整備に当たっては、まず、その施設の必要性自体を必ず検討し、大規模な地形改変や樹木伐採など、生態系や景観に与える影響が大きい施設は避け、野外スポーツ施設など地域性が薄い施設の導入は慎重に行う。また、既存施設での代替可能性をできる限り検討する。導入が決まった施設については、想定利用者数に応じた適正な規模と、耐久性などの設備の質を設定する。

整備にあたっては、以下のような点に特に配慮すべきと考えられる。

- ・環境への負荷が少なく、しかもその効果が長く持続する設備とする。
- ・地形の改変や木竹の伐採など自然環境の改変を最小限にする。
- ・風景や地域特性と調和する素材、色彩、大きさ、形状、デザインを採用する。
- ・土砂の流出が起きやすい裸地は避け、植物による修景緑化を図る。
- ・施設の排出物やエネルギー消費量をできる限り低くする。
- ・雨水・中水、太陽エネルギー、陽当たり、風通しなど、自然エネルギーをできるだ

け活用して省エネルギー化を図る。

- ・工事期間中の環境への影響もできる限り少なくする。

エコツーリズムに供する施設を整備する場合は、以下のような基本方針を定める。（施設整備の基本方針）

- ・自然環境の保全を図り、環境への負荷を最小限に留める
- ・周囲の風景や地域の風土との調和を図る
- ・自然への理解や、自然とのふれあいを推進する
- ・快適な利用が行われるようにする
- ・安全性を確保する
- ・社会的弱者による利用に配慮する
- ・経済性や維持管理の容易性を確保する
- ・地元地域への負荷を最小限に留め、地域に貢献する
- ・地域参加には開かれたものとする

資源保護に配慮した遊歩道の整備

自然環境の中に整備された遊歩道は、利用者が移動するための機能だけでなく、利用者がむやみに植生の中に立ち入って生態系などに影響を与えるのを防ぐ役割を果たしている。特に保全が必要な資源の近くを遊歩道が通る場合は、この役割を強化すべく、手すりを設置したり、ボードウォークを整備するとよい。また、ボードウォークは、踏み固めによる植生への影響や浸食を防止する機能も果たしている。最近では、キャノピー・ウォークとよばれる宙づりになった遊歩道が海外などで見られるようになったが、利用者は、この上から、樹幹に止まっている野鳥を間近に観察できるなどの新しい体験を提供している。

なお、耐久性を考えて木道に防腐処理を施したり、擬木等のコンクリートの支柱を使用する場合は、溶解した防腐剤やコンクリートの浸出物質が植生等に影響を及ぼさないように注意する必要がある。また、やむを得ず、アスファルトによる舗装が必要な場合は、透水性のものとする。

遊歩道自身も整備の仕方によっては、景観を阻害する要素となるため、風景と調和したデザインを心がける。例えば、遊歩道の縁取りは、できるだけ緑化を図り、路面や手すりなどの素材は、できるだけ木材や自然石などを使用し、やむを得ずアスファルトやコンクリートを使用する場合は、自然色とする。遊歩道に付帯する案内板、解説板、サイン等は、統一的なデザインを採用するとともに、一目で見た分かりやすさと、風景の中で目立ちすぎないことを両立させるとよい。

（5）魅力を伝えるテクニック



～ポイント～

魅力を伝えるテクニックには、

- コミュニケーション
- 体験
- 道具の活用

などの方法がある。

解説対象の魅力や、ガイドが伝えたいメッセージを効果的に参加者に伝え、印象を深めるためには、数々のテクニックを駆使することが大切である。

プログラムの企画・実施に当たっては、表面的な情報や知識を伝えるだけでなく、その背景にある歴史や文化、地域との関わりなどを観光旅行者に効果的に伝えることが重要である。また、観光旅行者が楽しみながら生物多様性の奥深さなどに気づき、深い感動を得られるような内容となるよう留意する必要がある。

コミュニケーション

コミュニケーションには、言葉によるコミュニケーションと言葉以外によるコミュニケーションがある。言葉によるコミュニケーションは、会話を楽しむだけでなく、トーンや速さなど声の調子をかえることによって、話しにメリハリがつきツアー参加者の集中力を高めることができる。わかりやすい平易な言葉づかいに気をつける。身振り手振りなどのジェスチャー、表情の変化を交えた言葉以外のコミュニケーションもうまくからませて、ツアー参加者に効果的にメッセージを伝える。

体験

解説を一方的に聞くだけでなく、自らさわってみたり、匂いをかいでみたり、五感を使い実体験を行なうことで、より実感がわき、解説の理解促進が強まる。ガイドは、ツアー参加者を積極的に実体験させるよう促すことが重要である。

小道具

口頭の説明だけではなかなかイメージがわからない事象の説明をする際、小道具を使って理解の促進を図ることができる。遠くからしか見えない、どこかで鳥の鳴き声がする、季節をかえればここで遭遇する動物がいる、今はなくなってしまったが昔はここに建物があつた、などは、あらかじめ用意した図鑑や写真などを見せながら説明するとよい。小道具には、例えば図鑑、地図、写真、紙芝居、音声テープ、サンプル等がある。

（6）プログラムの魅力アップ



～ポイント～

プログラムの魅力は、

- 意外性
 - 不便性
 - とっておきのサービス
- を加えることでより高まる。

明確なテーマと優れたシナリオにさらにスパイスとして意外性やとっておきのサービスなどを加えることによってプログラムの商品価値は高まる。

意外性

「まさか」「えっ」という参加者にとって意外なもの（こと）が楽しみにかわる。意外性を与えることができれば魅力はさらに付加価値を増す。

不便性

利用の仕方に制約があるようなもの（歩かなければいけない場所、この時期でないと入れない場所など）を逆に楽しむという発想がある。「不便」がエコツアーでは逆に意味があるものとなる。「特別」が付加価値を生み、不便が環境行動につながるのである。

とっておきのサービス

長時間歩き回ることにより、参加者の集中力は低下する。例えばコースの折り返し地点や、ガイドのお気に入りの場所での休憩時、暖かい甘い飲み物などのサービスがあると、疲れた体にしみ、後半へのよいいきりかえとなる。また、リラックスしながらガイドと参加者とのコミュニケーションの時間ともなる。このようなちょっとしたサービスは、タイミングや場所等の演出で参加者にとってはとっておきのサービスとなる。

（7）ガイドの役割



～ポイント～

- ガイドは、参加者のニーズに応え満足度を高める、危険回避、環境への影響を軽減するための誘導などの役割をもつ。

ガイドにとって最も重要なことは、参加者のニーズに応え、いかに満足度を高めるかである。一方で、ガイドは、自然の中での活動で発生しうる危険を回避し、また自然環境などへの影響を軽減するようにツアー参加者を誘導しなければならない。

さらにツアー参加者が自然や地域文化などへの興味をもち、自然を見る力をつけて最終的に環境行動へつなげていくようなきっかけづくりの役割も期待されている。そのためには、「楽しく安全に」を基本とし、

自然や文化を解説する「ガイダンス」

野外活動技術を指導する「インストラクション」

参加者の活動への参加意欲を高めたり、活動を促進させたりする「ファシリテーション」

交渉・調整する「コーディネーション」

という役割が必要となる。

ガイドは、自然環境の成り立ちや保全の必要性、観光利用とそれに伴う自然環境への影響の現状、人の生活と自然の関わりなど、地域の自然観光資源に関する情報を収集することにより、深い知見を有していることが基本となる。

上記に加えて、観光旅行者の関心に応えられるように、文化や伝統、習慣、食、言語といった地域についての広範な知識をあわせ持っていることが望まれる。さらに、観光旅行者が楽しみながら上記の情報や知識を理解できるようにプログラムを企画する能力や、効果的に情報を伝える能力（インタープリテーション技術）、参加者を楽しませる能力（エンターテインメント性）、ホスピタリティー、観光旅行者の知識レベルや関心の度合いに応じた柔軟な対応、安全確保といったさまざまな能力もあわせて望まれる。

上記のような能力を備えたガイドによって実施されるプログラムは、内容に見合った対価を得られる高質なものとなる。

エコツーリズムにおけるガイドとは、ガイダンスを行う者全般を指す。自然解説員や自然ガイド、またはインタープリターと呼ばれることもあるが、職業的なガイドのほか、ボランティアガイド、あるいは地域の住民や農林漁業者とのふれあいや協働を通しての地域密着型の伝達といったさまざまなレベルが想定される。

エコツーリズムの推進に当たっては、各種のガイドによるガイダンスを地域の現況やゾーニングの状況に応じて、適切にプログラムとして組み合わせながら計画、実施していくことが重要となる。

5-2-2 エコツアーの商品化・マーケティング

（1）プログラムの商品化



～ポイント～

- プログラムを販売するために、価格、食事の有無、募集人数、保険加入の有無などの諸条件を加えてツアーとして商品化する。

エコツアーはガイダンスが配置されたプログラムに加えて、移動、食事、休憩、宿泊などの一般的な旅行を構成する要素が加わり、さらに募集人数、保険加入の有無、そして価格が明示されて商品となる。それぞれの要素の組み合わせにおいても、参加者満足度の向上を目指した演出意識と、環境への負荷に配慮することが望まれる。

移動

交通手段を使った移動をとまなう場合は、エネルギーを最小限に抑えるように配慮する。車を利用した移動の場合は、車でしか行けないのか、距離を短くすることはできないか、低燃費な車へ切換えられないか、などを考慮する。また、車以外の他の代替手段がないか考え、きりかえてみるのもよい。マウンテンバイクや馬など、それに乗ることが、ツアー参加者にとってかっこよく、それ自体が楽しいものであるとなおよい。

食材

ツアーで使用する食材は、地元から調達するよう心がけるようにする。また、食べ残しがないように食事のメニューや量に配慮する。食事は、旅行の中でも、最も楽しみにしている要素の1つである。食事場所の環境に気を配りながら、驚きや楽しむ演出があるとよい。

備品

ツアーで使用する備品は、地元から調達するよう心がけるようにする。自然素材を用いるなど、環境にも配慮するとよい。紙コップや紙皿など使い捨てのものを利用しないようにする。

休憩（トイレ）

ツアー実施前に、必ずトイレを済ますよう説明する。また、エコツアーのルート上はトイレの設備があるところで休憩をとるようにする。長時間トイレの設備がないコースでは、携帯トイレを持参するよう心がける。

（2）資源性に応じた付加価値創出の考え方

豊かな自然を有する地域では、人為を超えた自然の雄大さや神秘性などに対する気づきを直接体験させるような構成が望ましい。ガイドによる解説は参加者の興味や関心に応じて補足的になされると効果的である。

対して、里地里山のような地域では、まずは楽しみながら知識を得られるような内容とすることで他の地域との差別化が可能になる。そのためにはガイドによるガイダンスの質が体験の質を大きく左右する。

また、農林漁業を取り入れた体験プログラムとし、たとえば都市部からの参加者が日頃口にしている食材の生産や収穫の現場を知る機会とすることも可能である。

自然と結びついた地域独自の生活文化を組み入れたプログラムとすることによって、人間の営みが自然と関わりを持って成り立っていることに気づくこととなる。

さらに、特徴的な郷土料理体験や特産品の製作体験などもプログラムやガイダンスに組み込むことにより、より地域の生活文化をを反映させた内容とすることが可能となる。

参考：第7章 7-1-5 特徴的な料理の維持と形成（P200） 7-1-6 特産品や土産物の開発（P201）

事例 農林水産業と連携したツアー開発（知床地区・北海道斜里町、羅臼町）



モデル事業期間中、地域産業と連携したエコツーリズムを展開していくために、地元の農林水産業者関係者を中心としてワーキンググループを立ち上げた。その中で、羅臼町において羅臼遊漁船組合の協力のもと、漁業体験プログラムを実施している。このプログラムは、元漁師等により構成された羅臼遊漁船組合の船に参加者が乗り込み、実際のスケソウダラの漁を間近で見学できるというものである。平成17年度に始まったこの体験プログラムは、現在も引き続き実施されている。

さらに、羅臼漁業協同組合の協力によりウニの殻剥き体験や加工場の協力によりスケソウダラの加工体験を実施している。実際に、漁の時期に重なることなどから、現役の漁師の協力を得ることは難しいが、町民ガイドにより案内されている。

（3）地域経済効果を高める方策の検討

宿泊は食材の調達など、地域への経済波及効果が大きい。プログラムの組み立てに当たっても、できるだけ宿泊を組み込むことにより、地域に対する経済効果が大きくなり、何より滞在時間を増やすことで、より地域への理解が深まることにもつながる。

（4）民間事業者や住民主導によるツアープログラム開発

民間事業者や住民が自ら主導してプログラム開発を行うことで、より地域の特徴や魅力を生かした内容とすることが可能となる。

事例 民間主導のツアープログラム開発（佐世保地区・長崎県佐世保市）



推進組織である佐世保地区エコツーリズム推進協議会の構成員のうち、佐世保市が出資する第三セクター（させぼパールシー）が中心となり、漁協や農協、森林組合といった農林漁業者や、陶器製造などの工業事業者、自然保護活動団体などの参画によって「エコツアー部会」が組織され、地域の豊富な資源を生かしたプログラムの開発と実施を行った。

その結果、無人島上陸体験ツアーや、陶芸体験、牧場体験（ミルクツーリズム）など、多彩なプログラムが実現している。

事例 住民組織によるエコツアー開発（飯能・名栗地区・埼玉県飯能市）



モデル事業をきっかけとして「飯能名栗エコツーリズムオープンカレッジ」が実施されている。これまでは講座形式であったが、2007年の秋から実践コースが開始され、天覧山に設けられた案内コースを使ったガイドの訓練などを行っている。

このオープンカレッジの卒業生により「飯能名栗エコツーリズム活動市民の会」が設立されている。「面白そうだから自分でもやってみよう」という意識を持った市民により設立され、これまでの主な活動は交流会の開催や通信の発行となっている。実質的に活動しているのは70～80名のうちの5人ほどだが、着実に活動は進みつつある。2007年にはオープンカレッジ受講者による自主的な取り組みとして、活動市民の会が主催するツアーが立ち上がっている。

（5）エコツアーの特性



～ポイント～

エコツアーには、

- 自然を対象としている
 - ガイダンスが商品力に直結する
 - 商品内容が事前に伝わりにくい
 - 間際申し込みが多い
 - 形のないサービス商品である
- などの特性がある。

エコツアーには、一般の観光商品とは異なる以下のような特性があるので、ツアー商品化の際には留意が必要である。

自然を対象としている

ア) 悪天候

雨が降ってしまった、台風が通過予定である、といった悪天候への対応策が必要である。代替プログラムの準備や、どのくらいの雨だったら催行するのか、という催行基準をあらかじめ用意する。特に旅行会社を通じた委託販売の場合、催行判断を誰が行うのかをあらかじめ契約事項に入れておく必要がある。

イ) 季節性

季節によって解説の素材が異なるので、季節性に応じた複数のプログラムを販売する。また、一般に観光地への入り込み客数は、季節変動が大きいのでオフ期対策として閑散期の魅力的なプログラムの開発、会員組織を作るといった、リピーター作りの販売促進手法の導入などを考えるとよい。季節による利用客数の変動の問題は、エコツアーだけではなく、四季の特徴が明確な観光地であれば抱えている悩みは同じである。地域内で連携した対策づくりを考えるとよい。

ウ) 自然環境対策

人間が出したごみに熊が近づくようになった、登山道の侵食が激しく幅が広がってきた、といった不適切な利用にともなう自然環境改変への対応が重要である。野生生物には餌をあげない、ごみは持ち帰る、植物は採取しない、といった基本マナーに関する説明の実施や、少人数でツアーを実施する、同じ場所を歩かないようにし分散を図る、といった自然への負荷を最小限に抑える行動などが考えられる。

ガイダンスが商品力に直結する

ア) ガイドの力

エコツアーへのクレームの中で最も多いのは、ガイドの説明がおもしろくなかった、違う参加者とばかり話しをして花の名前を聞いても答えてもらえなかった、といったガ

イドへのクレームである。ガイドの資質向上には常に留意する。

イ）ガイドンスの内容

内容がつまらなかった、などガイドンスの内容に関するクレームも多い。対応としては、ガイドンスの内容を定期的に見直し、魅力の伝え方や季節ごとの素材の選定、シナリオの変更などを行う。また、間違った情報を伝えないよう専門家との連携も欠かせない。

商品内容が事前に伝わりにくい

こんなに長く歩くとは思わなかった、双眼鏡をもっていればもっとおもしろかったはずだ、といった不満に代表されるレベル設定や備品などの情報不足が原因のミスマッチへの対策が必要である。そのためには、販売ツールへの必要情報の記載漏れ防止、申し込みを受ける接客サービスの見直しや事前情報提供システムの構築などにより、服装や装備、レベル設定などのツアー内容に関する事前インフォメーションの徹底を図る。

間際申し込みが多い

天候や体調、その日の気分に応じて、現地に着いてから時間の過ごし方を決めるという旅行スタイルが定着しつつある。突然の申し込みに対しても対応が可能なように、ガイドを常に確保しなければならないなど、間際対応は手間もコストもかかる。そこで、周辺観光事業者などとの連携による間際予約システム（キャンセルポリシーなどのルール作りなども含む）の構築を検討するとよい。滞在客の増加をめざす観光地であれば、そのためのソフトづくりが欠かせないが、エコツアーはそういった地域ニーズにマッチしたものといえる。

形のないサービス商品である

エコツアーを含めツアー商品に共通する特性として、人が提供するサービスなので利用前に見たり試すことができない、在庫として保管できない、再販できない、同じ体験を提供できないといった点が挙げられる。

（6）ターゲットの設定



～ポイント～

- ターゲットのニーズに応じた商品展開やガイドンスを実施することが重要である。
- エコツアーのターゲットは、解説の対象となる自然と文化に対する興味の度合い、によって区分するとよい。

エコツアーの継続的な実施のためには、喜ばれる商品とはどのようなものか、どのような「お客様」に、どのような方法で販売すると効果的か、ということを調べて、それに対する有効な戦略をうつことが、他の観光商品と同様に必要となる。「自信をもって作ったエコツアーなのに、なぜか喜んでもらえない」、「なかなか参加者が集まらない」といった悩みをよく耳にするのは、参加者が望むサービスや体験を提供する、という基本的な視点を、エコツアー実施者が軽視しがちであることに起因する場合が多い。エコツアーは、あくまでも「人」を相手に行うビジネスであることを忘れてはならない。

ターゲットを決めるに当たって、まずはどのような観光客が、いつ、どのくらい訪れているのかを調べる。地域の観光統計（各市町村などの観光課、観光協会など）や、観光ブックなどの文献調査を行うとともに、既に多くの観光客が利用しているホテルや観光施設などへのヒアリング調査を行うとよい。データでは見えない観光客の行動や意識などに関する考察が得られることもある。調査の項目としては次のようなものがある。

観光客を調べる

- ・観光客はどのくらいの人数が、どこから来ているのか
- ・通過客、宿泊客はどの程度か
- ・観光客は増えているか
- ・オンシーズン（繁忙期）、オフシーズン（閑散期）はいつか、またその客数は
- ・どのような観光客がきているのか、個人客か団体客か、修学旅行などの学生か、旅行会社経由なのか個人手配なのか
- ・誰と一緒に来ているのか
- ・旅行の目的と移動手段はなにか
- ・どのくらいのお金を使っているか

宿泊施設関連情報を調べる

- ・宿泊収容人員はどの程度か
- ・どのようなタイプの宿泊施設があるのか
- ・エコツアー実施場所からは距離はどのくらいか、その交通機関は、所要時間は

観光施設関連情報を調べる

- ・どのような観光施設があるのか
- ・エコツアー実施場所からは距離はどのくらいか、その交通機関は、所要時間は

エコツアー関連情報を調べる

- ・どこでどのような（ライバル）エコツアーが実施されているか
- ・どのようなエコツアーガイドがいるか
- ・どのような人が参加しているか

旅行者は、様々な切り口でタイプ分類される。そのタイプごとの特性をつかみ、基本情報の収集と分析で発見した地域を訪ねる観光客特性や自分が提供するエコツアーの強みや弱みを活かしながら、ターゲットを設定する。旅行マーケットは、性別や年齢、子供の有無といったライフステージによって区分され、それぞれ同じマーケットとして特徴づけることができるので、既存のマーケットデータなど参考にして、主なターゲット、補完するターゲットを季節に応じて設定するとよい。

しかし、エコツアーは一般に、目的が明確に設定された旅行であり、ターゲットのニーズに応じた商品展開やガイダンスを実施することがターゲットの設定では重要である。この点においてはエコツアーのターゲットの区分は解説の対象となる自然と文化に対する興味の度合いによって、対象となる旅行者を区分するとよい。自然に対する興味水準の似かよった参加者を1つのグループとしてエコツアーを実施することによって満足度を高めることにもつながる。

（7）販売の方法



～ポイント～

- エコツアー商品の形態は、募集型企画旅行と受注型企画旅行にわけられる。
- 販売の方法は、直接販売と委託販売の2つの方法がある。

エコツアー商品の形態は、「募集型企画旅行」と「受注型企画旅行」にわけられる。募集型企画旅行は、エコツアーの内容に諸条件を加え、条件を提示して不特定多数を対象として広く募集を行う方法である。販売手法としては、パンフレットやチラシ、ホームページ等による直接的な募集告知や、旅行業者との契約により、「現地発着ツアー」「オプションツアー」としてそのままの商品内容を委託販売してもらう、などがある。

受注型企画旅行は、旅行業者、学校や職場、地域などの団体や個人旅行者などからの依頼により、エコツアーの商品内容をその要望にあわせて企画・提案し申し込みを受け付け販売する方法である。販売手法として、「ご要望にお答えできます。気軽にご相談ください」といった形の手配が対応可能なことや、モデルプランなどを記したパンフレットなどを事前に作成して関係各所へ配る、などが考えられる。

また、エコツアー商品には、目的地に着いてから参加する「現地発着ツアー」と、「目的地までの往復旅程を含むツアー」があることに留意する。

販売の方法は、「直接販売」と「委託販売」の2つの方法がある。直接販売とは、ツアーの催行者が参加希望者から直接申し込みを受ける方法である。委託販売とは、旅行会社や宿泊施設などの関連事業者などに広くツアー販売をお願いする方法であり、その際契約をしてツアー代金の一部を販売手数料として支払うのが通例である。

エコツアーだから、この方法でなくてはならない、ということはなく、この2つの方法の特徴を理解したうえで、エコツアーの特性を加味しながら、ターゲット、プログラムの内容にあわせて様々な販売経路を効果的に使い分けるとよい。

（8）旅行業者等との連携・協働

マーケティングや商品化は、本来、旅行者のニーズを把握し、観光素材の旅行商品化・流通を業としている旅行業者が本来強みとしている。国内旅行需要の変化に伴い、各地域の持つ固有の魅力を反映させた、より創意工夫豊かな企画旅行商品が求められている中で、各旅行会社はこれまでの発地からの送客を中心とした取り組みから、着地の地域との連携・協働による地域観光振興を基軸とした取り組みへとシフトし始めている。地域においては、旅行業者との連携・協働を深め、商品化・マーケティング活動の推進を図っていくこともひとつの手段となる。

地域と旅行会社の役割分担を次のように明確にしながら「連携」・「協働」を図ることによって、地域として多くのメリットを期待することができる。

旅行業者に期待しうる役割

- ・観光資源の発掘と分析
- ・マーケットに応じた商品開発
- ・旅行商品の販売と送客
- ・観光情報の発信とプロモーション
- ・運輸事業者（鉄道会社・航空会社）への協力要請の窓口 等

旅行業者が地域に対して期待している役割

- ・着地としての受け入れ対応組織体制・窓口の整備
- ・地域住民を巻き込んだ、地域の観光素材情報の提供協力
- ・観光素材の組み立てによる、地域側からの旅行商品モデル（案）の提案
- ・現地のガイドの紹介・手配、活動プログラムの提案
- ・旅行者へのおもてなしによるリピーターの創出
- ・（行政に対して）民間では出来ない中長期を見据えた観光インフラ面の充実（標識、駐車場、道路等） 等

旅行業者との連携・協働における留意事項

ア）受入体制の整備とマーケティング戦略の確立

a.地域の受入体制の成熟度

- ・地域のビジョン・目的が明確であるか。
- ・民間と行政が連携し、地域の一体感が醸成されているか。
- ・地域に熱意に溢れたリーダーが存在するか。
- ・事業の継続性が見込まれるか。
- ・中期の事業計画に耐えうる予算確保ができるか。
- ・発地からのアクセスが容易か。
- ・周辺環境・施設は整備されているか（駐車場、トイレ・飲食施設、土産店など）。
- ・地域全体がホスピタリティを持っているか。

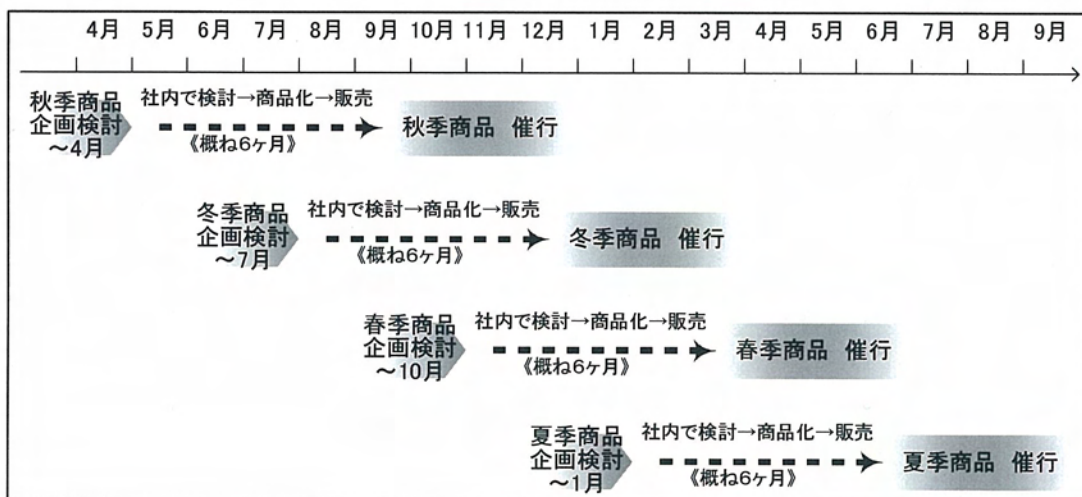
b.マーケティング戦略の成熟度

- ・地域の観光素材を、顧客の観点から客観的に分析・評価できるか。
- ・顧客の視点から見た、オンリーワンの観光素材があるか、地域らしさを具現化し、消費者に訴求しうる観光素材があるか。
- ・地域としてターゲットとすべき客層を把握しているか。

イ) 旅行会社の商品造成サイクルの理解

企画旅行商品の造成を旅行業者に働きかけるには、送客の6～8ヵ月前に旅行業者に提案する必要がある。こうした商品造成サイクルを理解した上で、連携・協働を図ることが効率的である。

旅行商品の造成スケジュール（例）



ウ) 旅行商品開発経費等の理解

観光資源の商品化に当たっての開発経費について、特に初期段階では、地域の実情に応じて、広告宣伝費用を地域で負担するなど、相互に無理のない事業計画を立てることが重要となる。

(9) 販売促進の方法



～ポイント～

○エコツアー事業では、商品品質の向上と同時に販売促進が事業成功のカギを握る。

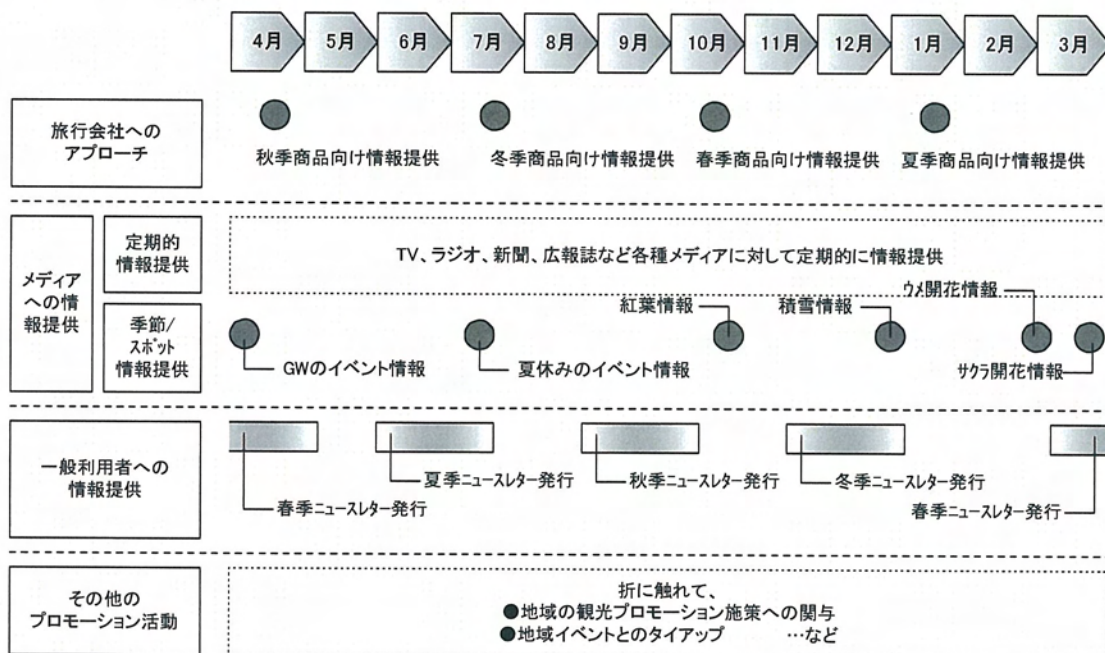
販売促進とは、市場に情報を与え、購買を促す活動のことである。ターゲットやツアー内容、販売経路によって、効果的な販売促進手法はかわる。ここでも様々な販売促進手法を組み合わせるとよい。

多様なニーズを持つ旅行者に対応して、求められる情報を適切に発信してゆくことが必要となる。代表的な発信方法としては、以下のような方法が挙げられる。

①年間を通じたプロモーション計画の必要性

プロモーションは必要とする経費が大きく、また実施のタイミングが非常に重要になる取り組みである。従って限られた予算の中で効果的・実質的なプロモーションを実施するためには、計画的・戦略的な取り組みが求められる。

年間プロモーション計画の考え方（例）



直接販売の主な販売促進手法

ア) インターネットのホームページ作成

旬の情報を発信し、旅行者の「生の声」を取り入れることのできるサイトの提供（旅行者の「生の声」は、旅行先を選択する際の有力な手がかりになるとともに、観光地にとってもマーケットの動向を知るツールとなり、リピーター対策としても有用。）

イ) 募集パンフレットの作成

ウ) 地域観光情報（イベント情報）誌の活用

エ) 新聞やテレビなどのパブリシティの利用

マスコミに注目されるような「話題づくり」やプレスリリース等を頻繁に行い、取材機会を増やすことで、広域的に情報発信を行う機会を得る。このような方法をパブリシティと呼ぶが、比較的広告宣伝の費用をかけずに、しかも広範囲にわたって情報発信を行うことができる有効な手段である。

オ) 旅行雑誌の活用

出版社と連携し、旅行雑誌の形で情報発信する。出版社としても一定部数の売り上げが見込めないと実現が難しいため、場合によっては相応の費用が必要になる場合もあるが、書店で手に取る読者はそもそもその地域に興味のある潜在的な客層とも言えるため、効果的に情報提供を行うことができる方法である。

事例 出版を通じた情報発信（六甲地区・兵庫県神戸市）



山と溪谷社より出版されている「六甲山へ行こう」をエコツーリズムという切り口で全面改定した。モデル事業をはじめ、共通ガイドラインの掲載、NPOが実施しているエコツアーの紹介など、エコツーリズムに関する情報が多数掲載された。



第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

カ）口コミ

キ）一定顧客への直接的な情報発信

ダイレクトメールや口コミ等により明確な地域イメージを訴求する。

事例 湖西まるごと体験博（湖西地区・滋賀県高島市）



平成 17～18 年にかけて、秋期（10 月～11 月）に地域で実施されるガイドツアーや体験プログラムを、共通のパンフレットに掲載誌、一体的に PR する「湖西まるごと体験博」を実施した。



主なリピーター対策

- ・ 会員組織
- ・ メールマガジン、情報誌の発行
- ・ 業界団体や同じ地域での協力

モニターツアーでの販売促進

観光のPRによく使われる手法にモニターツアーの実施がある。新しいツアーを実施する際は、販売促進手法として以外にも、導入のテストとしてモニターツアーを実施することは有益であると考えられている。実施後、不具合などを修正して本番へとつなげる。対象としては、旅行会社の企画担当者や販売担当者、メディア関係者、一般の消費者、地元住民などが考えられる。

事例 民間企業と連携したツアー開発（田尻地区・宮城県大崎市）



民間団体（NPO 法人田んぼ）が、JA が実施する産地見学ツアーに協力し、都市住民に生き物調査に参加してもらい、水田環境を考えてもらうプログラムを提供している。

参加者の募集に当たっては、生協が展開する産直宅配サービス（パルシステム）とも連携し、同サービスの会員を中心に実施してきており、10 年間の取り組みの蓄積がある。

平成 18 年に開催した「産地へ行こう。田尻町エコツーリズム」ツアーでは、パルシステムの生協組合員ら 23 名が、一泊二日でパルシステムの産直産地、JA みどりのがある宮城県田尻町を訪れた。参加者らは冬季湛水水田の取り組み（ふゆみずたんぼ）や、主要なプログラムのフィールドである蕪栗沼（ラムサール条約湿地）やその周辺の湿地を訪れた。

（10）価格の設定方法



～ポイント～

- 価格の設定は、ツアー参加者当たり一人いくらという設定にするとよい。

エコツアーの販売価格には、「ガイド料」という考え方と「ツアー価格」という次の二通りの考え方がある。それぞれに利点はあるが、今後エコツアーを市場に浸透させていくためには、「ツアー価格」という考え方が適当である。

ガイド料

ガイド一人当たりの人件費という考え方で、ツアー参加者が負担する料金は、ガイド一人の日当をツアー参加者で割った額となる。分かりやすく、一面では納得しやすいが、ガイドにとって集客人数拡大へのインセンティブがなく、個人事業ならともかくビジネスとしての発展的発想になりにくい点がマイナスである。

ツアー価格

ガイドが案内する人数がある程度の範囲内であれば、各ツアー参加者が受けるサービス内容は、参加者数にかかわらず誰もが同じであるので、そのツアーに何人参加しても一人の支払うツアー参加費は一律であるという考え方である。一人あたりのツアー価格としてあらかじめ設定できるので商品として販売しやすい。また、参加人数によってツアー価格が変わらないので、複数の異なるグループが相乗りでツアーに参加することも容易にできる。参加人数が多すぎると参加者によって受ける情報量に大きな格差が生じるので、ツアーとしての催行する最大参加者数は前もって決めておくことが望ましい。

取組み先進地からのアドバイス



～エコツアーの価格設定の考え方～

エコツアー商品の価格設定に当たって、地域側で設定したい価格と、参加者や旅行会社などが適正と考える価格（市場価格）との間に差が出る場合が多く見られます（多くの場合、参加者や旅行会社は、地域で設定した価格より低い価格を考える場合が多いでしょう）。

この差を埋めるには、まずはプログラムの価格について、参加者や旅行会社が理解し納得できるよう、その内容を十分に説明することが求められます。また、プログラムそのものについても、金額に見合った価値を提供できるような魅力ある商品のようにブラッシュアップしていくことが必要でしょう。

その上で、地域内の関係者だけではなく、モニターツアーなどを重ねて外の視点からの意見やアドバイスも参考にしながら、実施する側と参加・利用する側の双方に納得の行く価格が自然に形成されることが望まれます。

（11）ツアーの内容改善



～ポイント～

- 品質管理のために、継続してツアー評価をおこない、商品改善につとめることが必須である。
- 自然観光資源の維持のために、必要に応じてモニタリング・評価の結果を反映させる。

人気の高いエコツアーを長期にわたり継続的に実施するためには、お客様の目に自分達のツアーがどのように映っているか、テーマはねらいどおりに伝わっているかなどに関する「評価」は不可欠である。

また、エコツアーが、将来に渡って基盤とするフィールドの状態を注意深くモニターする必要がある。さらに、エコツアーを息長く、地元で愛される事業として育て、続けていくためには、フィールドとする地元から良い評価を得ることが重要である。地元での評判が良いツアーは、地域の自慢にもなり、情報の伝播力や地域ぐるみで歓迎する雰囲気からツアー参加者の満足を一層高めることにもなる。

ツアーの評価

ア）自己評価

ガイドが自らのプログラムを評価する。自分やツアー参加者の行動を録音テープ又はビデオテープにとることもある。

イ）第三者の評価

同僚や同業者などの「第三者」が、目立たないようにツアーに参加して、ガイドの行動、参加者の反応や態度などを観察する。

ウ）ツアー参加者の評価

ツアー参加者にアンケートを依頼し、記入してもらう。

地元からの評価

ア）評価の方法

地元の人向けのツアーを割引価格で行い、その評価をヒアリングする。

イ）説明責任

ここで受けた評価については、改めるべきところは改め、できないものは、きちんとその理由を説明し、理解を求める。

モニタリング・評価結果の反映

対象とする自然観光資源のモニタリングと評価の結果によっては、ガイダンスやプログラムの内容を変更することも重要となる。

参考：第6章 6-1 モニタリング・評価（P181）

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

< アンケートシートの例 >

エコツアー名：	
日付：	場所：
ガイド氏名：	評価者氏名：
天候／状態：	
グループ構成（年齢、性別、出身地等）：	

ガイダンスの原則	劣	優
・情報ではなくインタープリテーションを提供	1 2 3 4 5	
・明確で十分吟味されたテーマ又はメッセージ	1 2 3 4 5	
・聞き手を参加させた	1 2 3 4 5	
・聞き手に関係があった	1 2 3 4 5	
・ストーリー性	1 2 3 4 5	

内容	劣	優
・知識の深さ	1 2 3 4 5	
・情報の正確さ	1 2 3 4 5	
・ひきつける導入部	1 2 3 4 5	
・効果的な場面展開	1 2 3 4 5	
・印象的、効果的な締めくくり	1 2 3 4 5	
・現実に応じた期待	1 2 3 4 5	
・影響の最小化を促した	1 2 3 4 5	
・適した行動のガイダンス	1 2 3 4 5	

A V 機器又は小道具の使用等	劣	優
・環境に適していた	1 2 3 4 5	
・グループサイズに適していた	1 2 3 4 5	
・能率よく行われた	1 2 3 4 5	
・コミュニケーションテクニク	1 2 3 4 5	
・プロの振る舞いと外見	1 2 3 4 5	
・自信と熱意の裏付け	1 2 3 4 5	
・型にはまっていた	1 2 3 4 5	

コミュニケーション戦略の多様性	劣	優
・ほかの感覚を使うよう参加者に促した	1 2 3 4 5	
・聞き取れた	1 2 3 4 5	
・適したスピード	1 2 3 4 5	
・声の抑揚と発音を効果的に使った	1 2 3 4 5	
・間を効果的に使った	1 2 3 4 5	
・アイコンタクト	1 2 3 4 5	
・効果的な身振り（ボディランゲージ）	1 2 3 4 5	
・適当なユーモアの使用	1 2 3 4 5	
・適当な語彙の使用	1 2 3 4 5	
・適当な技術的レベル	1 2 3 4 5	
・聞き手を参加させた	1 2 3 4 5	

参加者の管理 / グループリーダーシップ	劣					優				
・参加者のニーズに応えた	1	2	3	4	5					
・グループコントロール	1	2	3	4	5					
・個人とグループのニーズのバランスが取れていた	1	2	3	4	5					
・グループ内のやり取りを促した	1	2	3	4	5					
・グループ内の摩擦を解消した	1	2	3	4	5					
・答えを与えた	1	2	3	4	5					
・予期せぬ状況に対応した	1	2	3	4	5					

影響の最小化 / 環境上の持続性	劣					優				
・グループの行動に注意していた	1	2	3	4	5					
・影響を最小化するやり方を実演した	1	2	3	4	5					

聞き手の反応	劣					優				
(良い反応)										
・ 笑顔、笑い声	1	2	3	4	5					
・ 拍手	1	2	3	4	5					
・ 質問	1	2	3	4	5					
・ 賛辞	1	2	3	4	5					
・ 注目	1	2	3	4	5					
・ 参加とかかわり	1	2	3	4	5					
・ 顧客の環境とのふれあい	1	2	3	4	5					
・ 周囲への関心	1	2	3	4	5					
(悪い反応)										
・ 無関心	1	2	3	4	5					
・ 私語	1	2	3	4	5					
・ アイコンタクトなし	1	2	3	4	5					
・ 離れている	1	2	3	4	5					
・ 苦情	1	2	3	4	5					

追加コメント / メモ——改善 / 変化のための助言を含む。（自由記述）

（「Plan and develop interpretive activities」 A. Crabtree, 2000, SOUTH WEST INSTITUTE OF TAFE をもとに（財）日本交通公社作成）

5-3 セルフガイダンス

5-3-1 セルフガイダンスの手段

（1）セルフガイダンスとは



～ポイント～

- セルフガイダンスとは、人による案内をとまなわない詳しい説明・解説のことである。

セルフガイダンスとは、人による案内をとまなわない詳しい説明や解説のことである。ビジターセンターなどの施設における看板や資料を活用した案内、地図やガイドブックを活用した周辺資源の情報提供、標識や看板などの解説版による情報提供などが代表的なセルフガイダンスの方法である。

セルフガイダンスは、施設でのガイダンスと野外でのガイダンスに大きく分けられる。セルフガイダンスでは、伝える内容とともに、旅行者とのやりとりを伴わない情報提供側からの一方的な解説行為なので、解説ツールの役割は非常に重要である。

（2）施設におけるセルフガイダンス



～ポイント～

- セルフガイダンスは旅行者が立ち寄る全ての施設で実施が可能である。
- ガイダンスの主な内容は、地域資源の魅力情報、ガイドつきツアー（エコツアー）実施情報、自然の利用に関するルールである。

セルフガイダンスは、自然公園のビジターセンターや博物館や各種資料館、道の駅や観光施設など、自然や歴史などを解説・展示する施設など、旅行者が立ち寄る全ての施設で実施可能である。

セルフガイダンスが行なわれるこのような施設は、地域の魅力を収集、整理、分析、研究、蓄積、展示、解説、発信する情報拠点ということができる。

施設でのガイダンスの役割は、訪れた旅行者への周辺の自然環境に関する知識情報の提供、ガイドつきツアーの実施内容や日時に関する情報提供である。また、そこでの解説が旅行者の関心を引き出して野外に導くこともある。さらに、旅行者が自ら野外を歩くことができるように自然情報などを解説した小冊子などのツールが入手できる場所であることが望ましい。

施設内でのセルフガイダンスでは、次のような解説ツールを用いるとよい。

- ・パネル、標本、ジオラマ
- ・上記と一体になった音声システム
- ・ビデオやスライド
- ・パソコン
- ・ホワイトボード、掲示板などの情報ボード

この他、望遠鏡、拡大鏡をうまく活用することによって、体験をともなったガイダンスが可能となる。

ガイダンスの内容

ア）地域資源の魅力情報（静態情報）

その地域内の動植物などの自然資源や、地域の歴史、文化、産業、景観、暮らし、習慣、伝説、言語、祭り・行事、事件、知恵、名人など、あらゆる事象の解説情報を提供する。解説のツールは、単に情報だけを記載したものとせず、解説対象の大きさや重さなどの実感がわくような仕掛けを行ったり、手作りで工夫したものであるとよい。

イ）最新の地域資源の魅力情報（動態情報）

施設でのガイダンスは、最新情報の提供が重要である。今、どのような花がどこで咲いているのか、危険な動物がいつどこで出没しているのか、といった来訪者が知りたい旬の情報をわかりやすく利用者に伝える。旅行者が持ち寄る情報を共有化するシステムがあると、リアルタイムな情報が提供できるようになり有益である。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

ウ）野外の歩き方情報

みどころとなるポイントや、そこへのルート、距離、時間、途中の険しい箇所や危険箇所などを地図に記載して、見たいものをどのように見ることができるのかを紹介する。

エ）ガイドつきツアー（エコツアー）実施情報

その周辺で参加できるガイドつきツアーの情報を提供する。催行日時、ツアー内容（体験）、出発場所、所要時間、参加に当たっての注意事項、持ち物、申し込み方法などもあわせて伝えるとよい。

オ）自然の利用に関するルールとマナー

どのように行動するとよいか、それはなぜか、という自然の利用に関するルールやマナーを伝える。自然環境への負荷の様子や自然保護に関する最近のトピックスを、写真や新聞などの切り抜きなどで紹介展示すると効果的である。

（3）野外におけるセルフガイダンス



～ポイント～

- 野外におけるセルフガイダンスは、ルート上（自然探勝路や街並み散策コース）や広場、野外ステージなどで行われる詳しい説明・解説である。

野外におけるセルフガイダンスは、ルート上（自然探勝路や街並み散策コース）や広場、野外ステージなどで行われる詳しい説明や解説であり、標識や看板を活用したガイダンスが多く見られる。解説版の設置は、利用者の視点に立つて行うとともに、周辺の自然景観にも十分に配慮することが重要である。

ルート全体の案内

ルートの入口などでは、ルート全体の概要をわかりやすく図などで表現して解説する。ルート上でのルールやマナーの情報提供もスタート地点でなされる場合が多い。また、一目でわかるシンボルマークを記した標識の活用によって、現在地を知らせる工夫も大切である。

資源に関する解説

資源の解説では、種の識別方法や資源の名前を伝えるだけでなく、その資源と周囲の自然環境との関わりなども含めて伝えるとよい。とりわけ、何故ここに生息しているのか、何故この地ではこのような習慣が生まれたのかといった、その土地との関わりもあわせて伝えることによって、旅行者がここを訪れた意義を深めることにもつながる。

ア）自然の仕組みの紹介

イ）生息する動植物の紹介

ウ）資源に関する科学的調査の紹介

ルート上の誘導案内、ルートのレベル案内

目的地やルートの方向、距離、所要時間の情報を、スタート地点や分岐点などで提供すると、旅行者はそれらの情報を参考にして、その後の行程を決めたり、時間配分を考えたりでき、迷うことも少なくなる。

ルールやマナーの啓発のための解説

立ち入り制限や活動の限定や、植物採取の禁止や動物へのえさやり禁止などの一般的なマナーと、そのエコツーリズム推進地域に固有のルールを解説する。

（４）セルフガイドシステム



～ポイント～

- セルフガイドシステムは、旅行者が各種ツールによる解説を受けながら自分でルートをめぐることができるシステムである。

ガイドをとまなわないうで、旅行者が各種ツールによる解説を受けながら自分でルートをめぐるようにつくられた仕組みをセルフガイドシステムという。地図と解説内容を記したセルフガイドシートの活用や、解説ポイントに配置された番号標識と解説シートを組み合わせた手法などが一般的である。

セルフガイドシート、地図・パンフレット・ガイドブック

自然などのみどころの情報が解説したもので、ルート（自然探勝路や街並み散策コース）をめぐる目的のものであれば、地図と一体化した解説がわかりやすい。

ルートの入り口などにBOXを設置し、その中に、セルフガイドシートや地域の自然情報などをまとめた資料を入れておく。トレイル利用者が必要に応じて自由にとることができる。

野外展示とセルフガイドシートの一体的なシステム

セルフガイドシートをもって自ら自由にめぐることができるシステムで、ルート上の資源に設置された番号標識とセルフガイドシートの解説を対応させた番号標識型が一般的である。同じルートでいくつものテーマをもたせたり、専門家の深い解説をまとめたりして、深みをます。

5-3-2 ツールの開発

（１）ツールの種類



～ポイント～

- セルフガイダンスでは、ツールがガイドにかわって情報を解説する。
- ツールは、現地で解説される設置型と、現地での解説だけでなく訪れる前や訪れた後にでも解説をうけることができる携帯型がある。

セルフガイダンスでは、ツールがガイドにかわって情報を解説する。わかりやすさを基本に、地域がもっている魅力が十分に伝わるようにツールを作る際にはおおいに工夫するとよい。

ツールは、現地で解説される設置型と、現地での解説だけでなく訪れる前や訪れた後にも解説をうけることができる携帯型の、大きく2つに分かれる。設置型（標識など）は、既にとりあげたので、ここでは携帯型のツールを紹介する。

地域資源情報

植物、動物、地質など、地域で見ることができる資源情報をまとめたものである。図鑑のように種ごとに解説したものと、ルート上にそって見所と資源の内容を解説するものに分けられる。ともにハンディタイプの携帯型にして持ち運びが楽なものがよい。セルフガイドシートや地図・ガイドブックなどの他、以下のようなツールがある。

ア）テーマ別資源情報

ルートに沿って見所を広く解説するセルフガイドシートの他、植物や動物、地質、歴史、などにテーマわけをして、地域の魅力を解説する方法がある。興味に答える仕掛けである。

イ）フェノロジ - カレンダー

この時期何が見ることができるか、この時期の自然条件はどうか、といった、地域の動植物や人の生活などの歳時記を年間のカレンダーにしたものが、フェノロジーカレンダーである。季節ごとのその地域の魅力が満載されており、他の季節の理解促進が、リピート化やオンオフの平準化にもつながる。

環境教育効果を狙ったツール

地域特有の資源を、わかりやすく親しみをもち、さらに楽しみながらみたり作業したりできる環境教育効果を狙ったツールがあるとよい。特に子供向けには、塗り絵や、紙で作ることができるキット、すごろくや組み立てブロックなどのゲームがうけいれられやすい。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

販売促進を狙ったツール

地域の利用方法や自然などの資源情報だけでなく、適切な利用を促進させることを目的として、エコツーリズム推進の基本目標や方針、地域のルールや制度などをまとめて、来訪者に向けて情報発信するとよい。

ア）旅行会社向けマニュアル

旅行会社にむけて、対象地域に旅行者を紹介する立場としてあらかじめ知っておいてほしい情報をまとめる。内容は、地域の基本情報（アクセス、宿泊情報、土地の歳時記など）や、地域内の利用方法（エコツーリズムの基本方針やルール、地域の魅力情報（資源の解説）などである。

イ）学校団体向け題材ブック

修学旅行や、総合学習などで地域を訪れる学校団体に向けて、主にその地域で実施可能な環境教育プログラムと自然情報を掲載したものである。地域の基本情報（アクセス、宿泊情報、土地の歳時記など）や、地域内の利用方法なども旅行会社向けと同じようにあるとよい。

5-4 エコツアー事業の進め方

5-4-1 事業の運営とは



～ポイント～

- なぜエコツアー事業をはじめようと思ったのか、その「思い」を書き記す。
- 事業成功のためには事業計画の立案と見直しが必須である。

高い理想を掲げてエコツアーの実践に取り組む事業者も多いが、利益を生み出していかなければ、継続的な運営はできない。商品と利潤のバランスをとり、持続的に適正な事業運営を行っていくためには、先を見通した全体の事業運営計画をたてる必要がある。目先のことにとらわれず、将来に渡ってエコツアーが地域でどのような役割を担っていくのか、といった長期的なビジョンも重要となる。運営計画にもとづき着実に事業を進めることが、エコツアー実施目的の「思い」を果たすことにつながる。

エコツアー事業を実施していくに当たっての柱となるもの、それが事業理念である。なぜエコツアーを実施しようと思ったのか、まさにその背後にある思いを言葉にしたものが理念である。

事業理念は、事業運営計画をたてる前にまず考えなければならない重要なものである。最近、企業の姿勢が問われるような社会的信用問題が多発し、企業理念の重要性があらためて問われている。自分たちの存在意義は何であるのか、また、何を大切にしたいのかを決めておかなければならない。

また、事業計画の中でも最も大切なことは資金に関することである。事業の継続のためには志とともに現実に即した資金計画の立案が必要である。

なお、事業の運営は、「Plan」→「Do」→「See」の繰り返しを強く意識しながら進めるとよい。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

< 事業計画書の構成例 >

A. 環境分析

- | | |
|-----------|--|
| 1. 外部環境分析 | マーケットの現状、見通しなどを概観する |
| 2. 内部環境分析 | フィールドの可能性、想定するインタープリテーションプログラムのテーマや商品力を検討する。 |

B. 基本理念の策定

- | | |
|----------------|---|
| 1. 基本理念 | |
| . 基本理念 | 自然ガイドツアーの開発と実施における全ての行動のよりどころとなる基本的な考え方 |
| . 社会的責任の明確化 | プロジェクトの地域社会に対する貢献 |
| 2. 開発プロジェクトの目標 | プロジェクトの到達目標。年間目標、3年程度の中期目標など段階的な目標。 |

C. 推進体制

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 役割分担と連携 | 事業主体、行政、観光関連団体、地域住民等との役割分担と連携のあり方 |
| 2. 組織デザイン | 組織構造及び各部門の責任と権限の明確化 |
| 3. 支援体制と地域のメリット | 事業の立ち上げ期における地域の支援体制と地域が得られるメリット |
| 4. 自立に向けた運営目標 | 上記の支援を得た状態から自立した事業経営に移行するためのステップの整理及び具体的な目標設定 |

D. 資金計画

- | | |
|-------|-------------|
| 1. 収入 | 資金源の検討、収入概算 |
| 2. 支出 | 支出概算 |

E. ツアーの基本コンセプト

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1. 基本コンセプト | 催行するツアーの基本的な考え方 |
| 2. 使用エリア | ツアーに使用するエリア |
| 3. 想定ツアー人数 | 1 ツアーの参加人数及び年間目標人数 |
| 4. 料金 | 原価及び料金設定の考え方 |
| 5. 設定量 | 実施日を概算したおおよそのツアーの実施スケジュール |

F. 人員計画

- | | |
|----------|-----------------|
| 1. 人材の確保 | 必要となる人材、人数、確保方法 |
| 2. 人材育成 | 人材育成のシステム、能力目標 |

G. プログラム開発

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1. 開発手法 | プログラム開発に採用する手法の検討 |
| 2. スケジュール | 開発、実施、評価を含んだ全体スケジュール |

H. マーケティング

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. ターゲットの設定 | ターゲット設定の考え方 |
| 2. プロモーション | プロモーションの考え方 |

5-4-2 活動のための組織づくり



～ポイント～

- エコツアー事業の継続的な運営のためには法人化を視野に入れた組織づくりが大切である。

エコツアー事業の実施は免許制ではなく、多額の設備投資も不要なので、参入障壁は低く、誰もが比較的容易に事業をはじめることができる。しかし、現段階では社会的に十分に認知された業であるとはいえないため、事業進展の様々な段階で、「信用」の壁に直面することが想定される。

開業に向けた資金調達においても、ガイド個人に対する理解が得られず融資が困難となるケースも考えられる。また、保険加入においても個人での事業展開では不利になるケースもみられる。

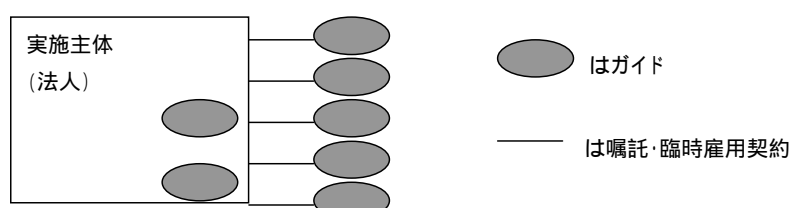
このような社会的信用の確保という面においても、エコツアー事業をすすめる核となる組織を十分に検討する必要がある。

理想的には、法人格を取得し、株式会社や有限会社としての事業展開が望ましいが、初期の段階では他の仕事との兼業でエコツアー事業を行うケースなども多くみられ、当初から法人化が難しい場合は、関係者との連携による組織づくりによって、事業運営を安定化させることも考えるとよい。

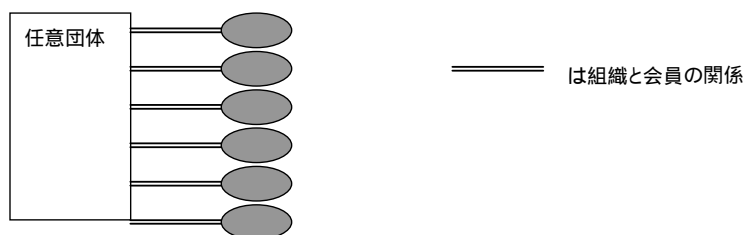
（1）事業運営組織の検討

ツアー実施主体の性格とガイドとの関係から、次の3つの事業運営の組織構造を検討する。ツアー実施の責任を明確にするという面では、type - 1が望ましい。地域で新たにエコツアー事業を開始する際の資金や準備のための労力を考えると、一般的には法人格をもった既存の団体をベースに、その団体が行う一事業としてエコツアーを位置づけ、エコツアーを実施する専門の事業部を設けるなどによって事業をスタートさせ、事業の見通しがたった時点で法人化への移行を検討するという手順が比較的容易である。一方で、経費面でのリスクや、インタープリターの現実的な就業状況を考えると type - 2にも多くの利点がある。Type - 3は、この両者の利点をあわせた複合形である。ツアー実施の責任主体は、法人格のある団体（例えば、観光協会など）だが、そこがガイドが集まってできる団体（ガイド連絡協議会）に、ガイド業務を委託するものである。ツアー実施主体は、ツアー実施の責任者として、このガイド組織に対して指導的な立場にあるので、各ガイドの育成状況にも関与することが必要である。

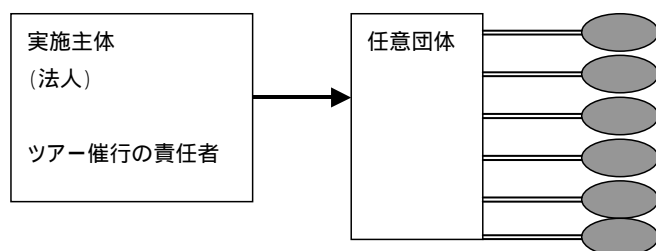
Type-1: 実施主体が法人格をもち、ガイドと直接雇用契約を結ぶケース



Type-2: 実施主体が、ガイドを会員とする任意団体のケース



Type-3: 法人格をもつ実施主体がツアーの案内をガイドによる任意団体に委託するケース



(2) エコツアー実施運営組織の形態

法人

株式会社や有限会社、NPO法人などが多くみられる。社会的な信用を得ることができ、資金調達がしやすくなるのが最大のメリットである。そのため、事業拡大もしやすく、旅行業者との契約や、ガイドの採用に有利になる。

<メリット>

- ・社会的信用が高まる
- ・融資を受けるなど
- ・団体名で契約できる
- ・事業委託、補助金が受けやすくなる
- ・雇用が安定する 等

個人

ガイド1人で屋号を作り、活動を行う。旅行会社から、ガイドの依頼を受けるという形でエコツアー実施者となる場合が多い（契約ガイド）。そのため、プロガイドとしてある程度経験がないと厳しい。また、ペンションなどの経営と兼業で行われるエコツアーもこの個人経営となる。保険加入に、無限責任を負うという問題がある。リスクが大きくなりかわりにあわない場合が多いが、自分の思いを実現するのはこの方法が早い。

任意団体

法人格をもたない団体で、有志があつまった団体である。ガイドの団体や観光協会などが多い。旅行業者や観光客などからの窓口になり、ガイド派遣の依頼を受けたり、ツアーの募集を行なう窓口になったりする。任意団体は法律上、個人と同じであり、無限

責任を負う。また、成功はリーダーの資質が鍵となる。団体としては組織化されていないため、提供エコツアーの品質にガイドによって差がでる可能性があり、ガイドの教育の機会を作るなどしてレベルアップや、目指す方向性の共有を図る必要がある。

事例 人材育成事業を契機とした民間の推進組織の設立(裏磐梯地区・福島県北塩原村)



裏磐梯地区では、エコツーリズム推進モデル事業の終了に伴い、エコツーリズムの活動に取り組んでいくための新たな組織として「裏磐梯エコツーリズム協会」(以下、協会)を2007年に立ち上げた。

組織化に当たっては、裏磐梯エコツーリズムカレッジのサポーターや地元の観光協会や商工会、ペンションクラブ、パークボランティアなどの幅広い主体20名程度で準備会を設立し検討を重ねた。モデル事業期間中に取り組んできた活動を継続させていくためにも、まずは組織が必要であると検討され、ガイドや一般住民の有志により設立されたものである。現段階(2008年3月)では任意団体として活動しているが、今後はNPO法人等の法人化についても検討を進めていく。

組織の活動については、人材育成事業である「裏磐梯エコツーリズムカレッジ」の運営に取り組んでいる。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイドンス・プログラム）

参考 旅行業についての理解

1.旅行業とは

「旅行業」とは、報酬を得て、旅行業務を行う事業をさす。「旅行業法」では、「旅行業務」に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保および旅行者の利便の増進を図ることを目的として、「旅行業」を営む者に対して登録制度を実施しており、登録を受けずに旅行業を営んだ者に対しては罰則が適用される。

エコツアー、プログラムの実施に当たっても、実施する場所までの移動や宿泊などを伴う場合、これらの「旅行業」に該当する場合があるので、留意が必要である。

旅行業の業務

手配旅行	旅行業者が旅行者からの依頼を受けて 旅行者のために代理、媒介、又は取り次ぎをして 旅行者が、運送・宿泊その他の旅行に関するサービスの提供ができるように 旅行業者が手配し 実施される旅行
受注型企画旅行	旅行者からの依頼により 旅行業者が旅行に関する計画（旅行目的地、旅行日程、運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金等）を作成し、 作成された計画により 実施される旅行
募集型企画旅行	旅行業者があらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容を定め 旅行代金の額を定め 参加する旅行者を募集し 実施する旅行（第2条代項）

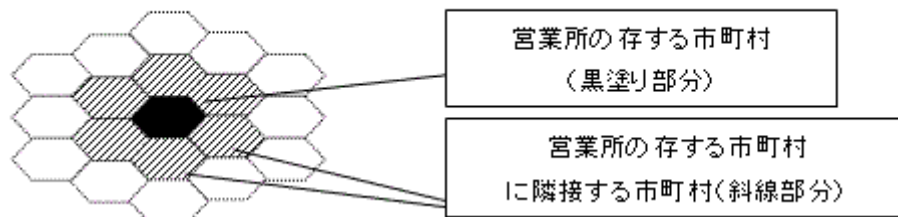
2.旅行業の区分と業務範囲

旅行業者は、取り扱い業務の範囲により、第1種旅行業・第2種旅行業・第3種旅行業に区分される。

業種区分	業務内容					
	募集型企画旅行		受注型企画旅行	手配旅行	旅行相談	渡航手続代行 他社実施の募集型 企画旅行の代理販売
	国内	海外				
第1種旅行業	○	○	○	○	○	○
第2種旅行業	○	×	○	○	○	○
第3種旅行業	○	×	○	○	○	○

上記のうち、第3種旅行業務については、2007年5月19日より業務が拡大され、一定の条件下（一つの募集型企画旅行ごとに、出発地、目的地、宿泊地および帰着地が、原則として自らの営業所が存在する市町村および隣接市町村に限ること など）であれば、第3種旅行業者も募集型企画旅行を催行できるようになっている。

※ 実施可能な区域のイメージ(黒塗り部分および斜線部分)



出所) 国土交通省 HP (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanko/3syu.html#4-1>)

今後交通や宿泊の手配を含めたエコツアーの取り扱いを行っていく場合は、協議会として第3種旅行業法などへの登録を検討することも考えられる。

5-4-3 リスクマネジメント



～ポイント～

- エコツアー事業の継続の阻害要因となるリスクを書き出し、あらかじめ対応策を講じておく。

リスクマネジメントとは、エコツアー事業を継続的に実施するために、起こりうるリスクを事前に回避する方策、起こった事故に対処するための考え方や具体的な方法を身につけ、その能力を維持し高めることを実践することである。

（１）リスクの原因

エコツアー事業におけるリスクは、原因別には次のようものが考えられる。

自然環境の危険

- ・気象：気温・大雨・吹雪・強風・落雷など、
- ・大規模な自然現象：地震・津波など、
- ・地形：山崩れ・落石・急斜面など、
- ・動植物：ハチ・毒ヘビ・ケムシ・ウルシ・クマなど、
- ・水：激流・水深・水温・潮流など、
- ・その他：洪水・雪崩など、

身体的な危険

- ・病気：伝染性病原体や寄生性病原体による疾病・食中毒・その他の疾病、
- ・怪我：すべる・ころぶ・ぶつかる・落ちるなど

人為的な危険

- ・人間関係：人間関係のこじれなどによる精神や身体的な危険、
- ・もの：刃物や火・道具の使い方のミス・交通事故、
- ・主催者・指導者の過失：無理な計画・技術不足な指導者による事故

（２）リスクの対象

エコツアー事業におけるリスクの対象には次のようなものが考えられる。

- ・エコツアー参加者：賠償事故
- ・ガイド・従業員：労働災害
- ・フィールド：植生の破壊など
- ・その他：財物の破損・盗難や費用損失

（３）リスクへの対応

ガイダンス・プログラムの企画・実施に当たってリスクへの対策としては、あらかじめ

め危険の可能性を想定して、それらを事前に回避する方策を立てることにより損害の発生頻度や規模を小さくする方法と、予想される損害に対して保険を利用する方法がある。エコツアー実施にともない特に次のような対応策が必要である。これを実施するには、段階（プログラムの企画、ツアー準備、ツアー実施（出発前、フィールド、ツアー終了後））別・フィールド別のチェックリストや、安全管理マニュアルを作成し、常にガイド等に周知徹底できるようにする。

危険の告知

エコツアー実施中におこる可能性がある危険について、参加者に事前に十分に説明して注意をあたえる。季節や実施する場所によって危険はかわるので、その場に応じた危険の告知も必要となる。例えばウルシがあれば、「これにさわると手があるるのでさわらないように」との注意説明を行う。また、服装や持ち物などの注意も欠かせない。

安全の確保

危険な場所はどこか、行程が無理でないか、天候やフィールドの状況はどうかについて常に確認をする。この天候の場合は催行しない、などの催行中止基準を作成する。ツアー実施前に参加者の健康状態をチェックする。状況によっては参加させないなどの措置をとる。ツアー実施前に、使用する機材・装備の点検、準備を行う。

緊急時の対策

万が一の事故など緊急時に備えて、安全確保や連絡体制の整備など、地域で安全対策を協議する関係諸機関と日頃から連携を図り、緊急連絡表を関係者に配布しておくなどの対策が必要である。

また、現場で応急措置ができるよう、ガイドは救急法についての知識をつけ常に訓練を行う。緊急連絡は通信機器を使って行われるが、携帯電話がつかない場所の把握をしておくことも非常に重要である。

保険への加入

不測の事態に備えて、必ず損害賠償責任保険への加入を行う。損害賠償責任保険とは、過失（ミス、不注意）に対して保険金が支払われるものである。この他、実施者が傷害保険を参加者に対してかけるということもできるが、ツアー参加者には、危険があることを十分説明し、傷害保険への加入をすすめることが重要である。

第5章 資源の魅力を伝える（ガイダンス・プログラム）

（4）地域からの理解

エコツアーはビジネスを長く続けるためには、事業者として、地域住民の一人として地域の人たちから理解され続けることが重要である。そのためには、話し合える場を作り、連携の仕組みを作ることが重要である。消防、警察、地元行政、医療機関などとの連携や、同業者間のネットワークの構築が必要である。次のような活動によって理解の促進が図られる。

- ・地域の農林漁業関係者や、住民などとトラブルや苦情が発生しないように常に配慮を行う
- ・トラブルや苦情が発生したら、会合を設けて対応する
- ・使用フィールドの清掃活動に参加する
- ・地域の人々を一般の参加者より割引でツアーに参加してもらう
- ・地域内の学校や、障害者団体などの教育の場面で協力する。

また、エコツアーの実施では、環境への配慮が極めて重要である。環境対策として、ツアー参加者にルールとマナーを伝えとともに、自然環境への影響を最小限にとどめるような行動を常に心掛けるようにする。

第 6 章 資源を見守る（モニタリング・評価）	181
6-1 モニタリング・評価	181
6-1-1 モニタリング・評価の考え方	181
6-1-2 モニタリング	183
6-1-3 評価と反映	186

第6章 資源を見守る（モニタリング・評価）

6-1 モニタリング・評価

6-1-1 モニタリング・評価の考え方



～ポイント～

- 対象の選定と目標設定（Plan）、エコツアーの実施と資源の状態の監視（Do）、評価（Check）、反映（Action）のマネジメントサイクルを意識する。
- 一定の前提に基づいて事前にルールなどを策定し、それに基づいてプログラムを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという「順応的管理」の視点が重要。
- 豊かな自然を有する地域では国や大学などの調査を活用したり、里地里山を有する地域ではガイドや地域住民が主体となって実施するなど、地域の資源特性に応じて仕組みを構築する必要がある。

(1) モニタリングの実施に当たっての基本事項

エコツーリズムが導入されたことによる自然環境や地域社会への影響や、効果の把握と評価のためにモニタリングを行う。

エコツーリズムが地域づくりの一環として持続的に行われ、かつ資源の保全管理に結びつくためには、自然資源や地域社会、旅行者の印象などの観点から、常に影響の程度を把握し、問題点や著しいマイナス影響が発見された場合は解決を図ることが必要である。このように、状況を監視（モニター）する調査をモニタリング調査という。

動植物の生態調査等や、公害防止対策等では一般的に行われている手法であり、把握したいものを定めて調査スキーム（目的、地点、対象、方法、頻度や間隔、分析や評価方法など）を決め、継続的に調査を行う。

モニタリング調査は、ある時間において同じ調査を繰り返すことで状況の変化を把握するタイプの調査なので、初期段階のデータをとっておくことと、調査手法を途中で大きく変更しないことが望ましい。

(2) 順応的管理の視点

自然環境や生態系といった対象は複雑かつ予測が困難な性格を持つ。そのため、近年では「順応的管理（Adaptive Management）」の視点が重要視されている。

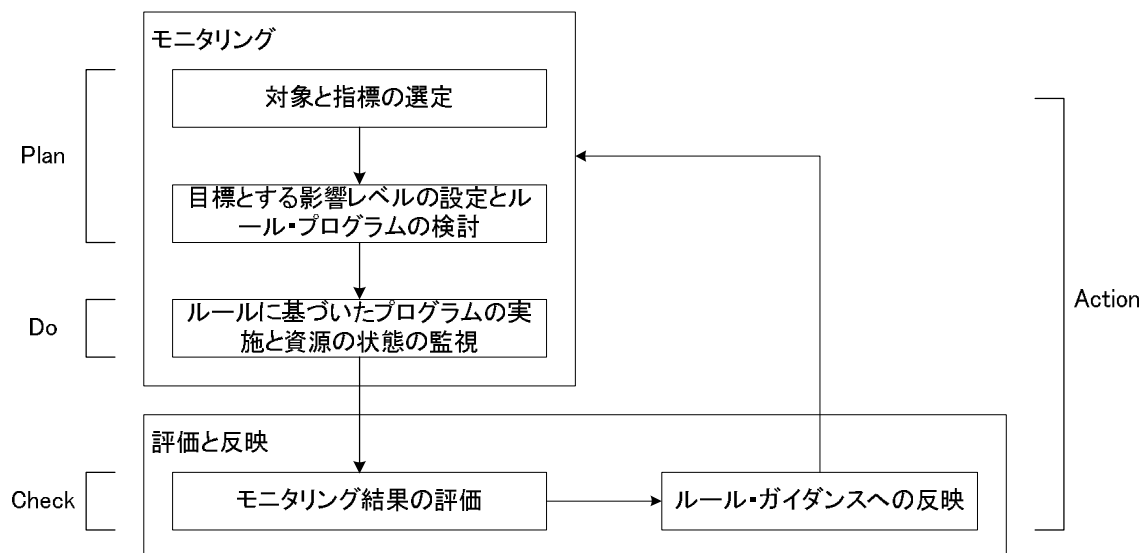
これは、一定の前提に基づいて事前にルールなどを策定し、それに基づいてエコツアーを実施し、自然観光資源の状態を継続的にモニタリングするとともに、その結果を科

第6章 資源を見守る（モニタリング・評価）

学的に評価し、これをルールや活動に反映させるという一連の作業を指し、Plan－Do－Check－Action というマネジメントサイクルとも対応するものである。

順応的管理はこのサイクルそのものが、ある意味で実験的な性格を持っているため、エコツアーの実施に伴って生じる影響を、あらかじめ立てておいた前提と比較することのできるような仕組みを構築することが求められる。

モニタリング・評価の流れ



(3) 地域の資源特性に応じたモニタリングの考え方

原生的な自然が比較的多く残り、かつ自然の脆弱性が高い地域では、よりきめ細かなモニタリングが必要となることから、国や大学などの研究機関が実施する調査などとも連携しつつ、専門家や研究者の積極的な関わりを得ながら実施していく必要がある。

一方、里地里山など人の生活と自然環境が密接に関連する地域では、ガイドや地域住民が主体となって状況把握に努め、専門家や研究者に適宜チェックを受けられるような仕組みを構築して実施することが望まれる。さらに、観光旅行者と協働の下に実施する方法も考えられる。

6-1-2 モニタリング



～ポイント～

- 数量的・定量的な指標と非数量的・定性的な指標の両方を必要に応じて設定する。
- 調査や分析については専門家の参画が必要だが、ある程度経験と知識を積んで調査を住民やガイドなどが実施することも可能。
- 研究者に研究フィールドとして地域に入ってもらうことも有効。

(1) 対象と指標の選定

①対象と指標の選定の考え方

全体構想に記述した「推進に当たっての現状と課題」「理念や目標」に基づき、プログラムの実施による影響をモニタリングによって把握する項目を選定する。

その上で、各項目において、モニタリングしたい価値（つまり守りたい価値）がもっとも的確に把握できるような指標を設定する。

②数量的な指標と非数量的な指標

モニタリングで把握する指標としては、数量的・定量的な指標と非数量的・定性的な指標がある。

このうち、数量的・定量的な指標は客観性が高く、評価も一定の基準に従って行うことが可能となることから、可能であれば数量的・定量的な指標を設定することが望ましい。

ただし、例えば里地里山の環境を有する地域などにおいては、住民の生活と密接に関連する自然観光資源がプログラムの対象となりうる。そのような地域ではモニタリングの対象として、自然観光資源に関連する人の生活や習慣などを設定する場合も想定される。一般的にそのような場合には数量的・定量的な扱いになじまないが、重要であることも少なくない。このため、数量的・定量的な指標と非数量的・定性的な指標の両者を必要に応じて対象とすることが必要となる。

第6章 資源を見守る（モニタリング・評価）

対象と指標の考え方の例

モニタリングの対象とする項目	指標の例	手法の例
自然観光資源の状態	・動植物資源の生息・生育状態の変化 ・エコツアーのフィールドやトレッキングルート周辺の植生変化 ・トレッキングルートの土壌や線形の変化（地形変化など） ・生活文化に係る観光資源の状態変化と関係する住民の生活への影響	・国や研究機関による調査の活用 ・地域の関係者が主体となって、研究者と適宜連携して行う調査
参加者体験の質	・参加者の体験に対する満足度 ・地域に対するイメージ	・アンケート調査 ・聞き取り調査
地域社会への影響	・入込み人数の変化（乗降客数、宿泊者数など） ・観光収益の変化 ・エコツーリズム関連事業者数の変化	・統計資料分析
地域活性化の影響	・人口変化とUターン、Iターン率 ・雇用創出効果 ・新聞・マスコミなどでの掲載状況の変化	・統計資料分析
住民意識	・地域の自然や文化などの資源に対する意識の変化 ・生活についての意識の変化 ・観光・エコツーリズムに対する意識の変化 ・環境保全に対する意識の変化	・アンケート調査 ・聞き取り調査 ・ワークショップ形式の意見聴取

（2）目標とする影響レベルの設定とルール・プログラムの検討

対象の選定と併せて、プログラムの実施などの利用によって生じる影響のレベルをどこまで許容するか、という目標を設定し、それに応じたルールの内容を検討する。

影響のレベルについても、設定した指標に応じて、数量的に変動を許容する幅を設定する場合と、非数量的（定性的）に影響を評価する場合の両方が想定される。

この段階で、どの程度の影響が出た段階で利用しないこととするのか、もしくは利用調整を図るのかなど、利用のあり方に反映させるかは当初の段階で決めておく必要がある。

（3）ルールに基づいたプログラムの実施と資源の状態の監視

①資源の状態の監視の考え方

ルールに基づいてプログラムを実施し、併せて資源の状態を監視する。

資源の監視はできるだけきめ細かく、かつ定期的の実施することが必要である。そのためには、プログラムの実施と併せてガイドが案内を行いながら記録する方法が理想的だが、エコツーリズムにおけるプログラムでは参加者の興味などによってその都度ルートや所要時間が異なることが多い。このため、定期的に（少なくとも年1回）一斉にデータ記録を行うなどの方法が考えられる。

また、前述の「数量的な指標」については、例えば、動植物を対象とするのであれば、同じルート、同じ距離、同じ時間で記録するなど、同じ単位努力量に基づき記録することが求められる。

②研究者・専門家の関与の考え方

モニタリングの実施に当たっては一定の知識と経験を有する住民やガイドなどが実施することが可能である。ただし、モニタリングには「科学的根拠に基づいた記録の方法」と「科学的な作法に基づいたデータ収集」が必要となる。これらの習得については、短い期間の研修や実習だけでは、基本的な原理・原則・方法は教えることができて、自分自身でデータ収集のための調査を行うことは難しく、一人前に植生調査ができるようになるにはやはり一定の経験が求められる。

このため、モニタリングの開始当初はデータ収集に当たってデータ収集を担う地元のガイドなどに「何を指標とすべきか」、「観察に当たって留意すべき点はどこか」について、研究者が適宜アドバイスや指導等を行うことが考えられる。

モニタリングを地域のエコツーリズム推進組織の事業のひとつに位置付け、住民やガイドが参加することによって継続することができれば、そのことによって、住民がエコツーリズムの成長を見守るスタイルを作ることができ、資源の保全と活用に対する地域の責任意識が芽生えることが期待できよう。

そのほか、科学的な作法に基づいてデータ収集を簡便かつ低廉にしかも効果的に実施する方法としては、専門分野の研究者に研究フィールドとして提供し、地域に入ってもらい、そのかわりに、研究成果等の情報を地元に還元する機会を設けるといった方法が考えられる。この方法は比較的安上がりにモニタリング等ができ、実際に取り組み地域では、大学の研究室とのつながりを持ちながら毎年何らかの形で学生が地域に入って継続的にフィールドとして活用している例もある。この場合、旅費のみ準備しているなどの例が多く、そのような一定の費用負担の問題さえクリアできれば研究室との連携は有効な手段である。

6-1-3 評価と反映



～ポイント～

○評価に当たっては専門家の関与が不可欠

○評価結果を的確に反映させるために、モニタリングを専門に扱う組織（モニタリング専門部会など）を設置することが望ましい。

（1）モニタリング結果の評価

前述のように、モニタリングのためのデータ収集は地域で関係する主体が専門家のアドバイスを受けながら自ら行うことも可能であったが、評価に当たっては、全面的な専門家の関与が不可欠である。

例えば、動植物を対象として指標の変動に着目する場合、それが「自然の変動の範囲内」なのか、「人為的な要因による影響」なのかを見極める必要があるが、その変動が「全国的な自然の変化」かどうかは、傾向の変化を把握している専門家の意見による判断が必要である。また、「人為的な要因による影響」についても、それがエコツーリズムの利用によるものなのか、その他の周辺環境の変化（道路の開通、あらたな開発行為など）によるものなのかを判断する必要があり、その際にも専門家の意見を聞くことが望ましい。

専門家の意見を聞く場合には基本的には現地を見ての判断が必要となる。遠隔地にいながらの評価も可能であるが、その場合にも、少なくとも1年に一度は現地を訪れ、地域の実情を確認してもらった上で評価を受けることが必要である。

（2）ルール・プログラムへの反映

ルール・プログラムへの反映のための組織のあり方としては、全体意思決定を行う協議会の内部検討組織として、もしくは外部専門家を加えた第三者委員会としてモニタリングを専門に扱う組織（モニタリング専門部会など）を設置することが考えられる。この専門部会はあくまで科学的な視点から客観的な評価を行い、全体協議会に答申するというスタンスが望ましい。

その上で、どのように利用のあり方を変更するかについては地域の実状に応じて全体の協議の場で地域の総意によって決定していく。

また、調査結果は年次報告などにまとめて、誰にでも見られるようにすることが望ましい。結果を踏まえて協議を行い、課題や改善すべき点を抽出し、著しい問題が発生している場合はすみやかに対策を講じるが必要となる。フィールドの復元のために一定期間ツアーの実施を停止したり、ルートの変更やガイドラインの見直しを行うなど、持続可能な資源の利活用のための方策を積極的に検討することが望ましい。

事例 研究者との連携によるモニタリング（乗鞍山麓五色ヶ原・岐阜県高山市）



ガイドをする中で把握した踏みつけの状況や登山道の広がりなど、自然資源の変化や安全管理上の留意点を日誌に記録している。同時に、事務所の黒板に記入することによりガイド同士でも情報共有する。

年1回シーズン後（今年度は来年1月予定）に「保護審議会」を開催し、協力関係にある研究者に報告、助言を受ける。審議会は、市長（副市長）、自然保護委員、研究者、ガイド組織代表、行政などで構成される。

報告事項としては、経営の状況、ツアーの状況（入り込み、客層）、植生の状況など。ただし、植生についてはよほどの変化があった時以外はそれほど詳しくは報告しない。

事例 地域のガイド団体と研究者の協働によるモニタリング（田尻地区・宮城県大崎市）



蕪栗沼遊水地懇談会（治水の視点からの協議組織）が平成9年に設置された。現在は、蕪栗沼管理会がその協議を引き継いでいる。年1回活動方針を決定し、自然保護活動を行う「蕪栗ぬまっこくらぶ」へモニタリング業務が委託されている。

モニタリングの対象は、鳥（数、週1回カウント）、植物（有無）、昆虫、魚。環境省から委託を受けているものや、独自に実施しているものもある。

モニタリングの結果はマガンの里づくり研究会やエコツーリズム推進協議会で評価する。また、モニタリングの結果、ヨシ刈りのツアーやヤナギを切ってキノコを育てるツアーなどにつながっている。またゴミ投棄の防止のためにあるルートを通行止めにするなどの対応も行っている。

モニタリングの結果は、マガン観察のポイント設定にも影響する。ガンの飛び立つ方向は季節によっても変わる。もっとも観察のポイントはその日ごとに変えている。

エコツーリズム推進協議会へはつながりのある学識者を招聘している。自分の研究成果にもしてもらうことで双方にとってメリットが生まれる。また学生の研究テーマとしてももらうことも有効である。大崎市でも研究フィールドとする学生に対して助成金を設けている。

事例 矢作川森の健康診断（矢作川流域・愛知県）



矢作川流域の5万ヘクタールの森（2006年第2回調査地は長野県根羽村、岐阜県恵那市、愛知県豊田市）では、一般市民により植生（人工林）を把握する調査「矢作川森の健康診断」が行われている。

これは、森林ボランティアの呼びかけに研究者グループや行政が支援し、一般市民が参加費（500円）を支払って実測調査に参加するもので、一般市民が実施する調査であるため、比較的簡易な調査方法が採用されている。

調査手順(2006年5月)

手順	内容
①調査地の設定と準備	・調査地点を、地図上に描いた約2kmのグリッドの交点とする ・調査地は、調査地点付近の同じ様子の林が少なくとも20m×20mの面積に広がり、林縁や違うタイプの林から少なくとも20～30m離れた場所に設定 ・調査対象はスギ、ヒノキ、カラマツのいずれかの人工林
②人工林の種類を判別し、写真をとる	・調査地全体の様子がわかるように、地図名とポイント番号（あらかじめ設定）を記した札と一緒に写真撮影
③植生調査の調査枠を設定する	・林の中に中心木（林内で2～3番目の太さで、まっすぐに傷や病気の無い木）を設置 ・中心木を中心として5m×5mの正方形を設置
④斜面の方位と傾斜角を調べる	・方位は方位磁石で確認、傾斜角は角度計で確認
⑤落葉樹と腐植層がどれだけ地面を覆っているか調べる	・落葉層がどれだけ覆っているかを、「ない」「まだら状（被覆率は0～50%）」、「ある（被覆率は50%～）」の3段階で判断（*）
⑥草と低木がどれだけ地面を覆っているか調べる	草と低木がどれだけ覆っているかを、「0～20%」、「20～40%」、「40～60%」、「80～100%」の5段階で判断（*）
⑦草の種類数を数える	すべての種類の草の葉をとり、種類数を数えて写真撮影
⑧低木の種類数を数える	植栽木以外の全ての種類の低木の葉を枝ごととり、種類数を数えて写真撮影
⑨胸高直径を測る	高さ1.3m以上の植栽木以外の全ての木の胸高直径（地面から1.3mの高さの幹直径）を斜面の上側から測定
⑩樹木の種類数を数える	植栽木以外のすべての種類の木の葉を枝ごととり、種類数を数えて写真撮影
⑪人工林の混み具合調査（植栽木の調査）の調査枠を設置する	中心木を中心として、半径5.65mの円を設置（円内面積は約100㎡）
⑫中心木から半径10m程の範囲を観察する	植栽木の枯損木とタケの侵入の有無の確認
⑬植栽木の胸高直径を測る	高さ1.3m以上の植栽木の胸高直径を測定。植栽木の本数（A）を記入し、平均胸高直径と断面積合計（*）も計算
⑭中心木と平均直径木の樹高	平均直径木（計算した平均胸高直径に近い値の木）と中心木の樹高を、釣り竿による測定または距離・角度から求める
⑮林分形状比の計算	平均樹高を平均直径で割り、林分形状比（*）を求める
⑯1ヘクタールあたりの本数を求める	合計本数Aを100倍
⑰平均樹間距離を求める	$(10,000 \div 1\text{ha 当たり本数})$ の平方根または換算表から求める
⑱混み具合を求める	$(\text{平均樹間距離} \div \text{中心木の樹高}) \times 100$ （*）を計算するか、換算表から求める

* 評価の基準が設けられている値。間伐を要するかどうか、などの評価を行っている。

資料：『矢作川森の健康診断 2005』『同 2006』（矢作川森の健康診断実行委員会他）をもとに作成

第 7 章 資源を維持する（維持と形成）	189
7-1 資源の維持と形成.....	189
7-1-1 資源の維持と形成の考え方	189
7-1-2 自然生態系の保全	192
7-1-3 資源としての景観の維持と形成.....	195
7-1-4 地域イベントの維持と演出	199
7-1-5 特徴的な料理の維持と形成	200
7-1-6 特産品や土産物の開発	201
7-1-7 資源管理のための財源と担い手の確保	202
7-2 環境負荷軽減の実施	205
7-2-1 し尿の処理	205
7-2-2 大気、水質の保全、浄化.....	207
7-2-3 省エネ、新エネの促進	212
7-2-4 リサイクル	214

第7章 資源を維持する（維持と形成）

7-1 資源の維持と形成

7-1-1 資源の維持と形成の考え方

（1）資源の維持・形成とエコツーリズム



～ポイント～

- 資源の把握と維持・形成
- 財源の確保と地域・域外の人材の巻き込み
- モニタリング
- 環境負荷低減の実施

エコツーリズムにおける「資源」とは、見る対象や観光施設などのいわゆる「傑出した観光対象」だけにはとどまらない。観光志向が大きく変化しており、ツアー参加者は単に非日常的な景観や活動の体験を表面的に求めるだけでなく、地域の生態系や景観、祭り等のイベント、食事等を通して、その背景にある自然の営みや地域の暮らし、文化に触れることを楽しむようになってきた。したがって「資源」も、より幅広くなり、その地域を構成する自然生態系や景観、祭り、人などのほぼ全ての要素が資源化する可能性を有している。そしてこうした地域の諸要素は、地域の風土や生活文化の固有性や特徴との関係がより明確になることで、資源としての魅力も増大するといえる。

したがって地域における「資源の維持・形成」に際しては、上記のような地域における諸要素の有する資源性を評価し、資源を認識することから始め、その資源性を維持しあるいは向上させるつまり地域の個性や特徴をより明確に表現し、象徴させるために、何を行っていく必要があるかを「計画」し、実施する必要がある。そこで本マニュアルでは、エコツーリズムにおける地域資源認識の着眼点や、資源の維持・形成とエコツアーといかに結びつけるかに力点を置いて記述し、事例紹介を行っている。

こうした一連の行為を通して、地域の人々が地域固有の生活文化を再認識し、地域に対する誇りや帰属意識を強め、豊かで活力のある地域づくりに貢献していくことが、わが国におけるエコツーリズムの最終的な目標といえる。

①資源の把握と維持・形成

わが国におけるエコツーリズムは、いわゆる大自然と呼びうる自然地ばかりではなく、人里近くや人里そのものの二次的自然地もしくは都市に該当する場所にも及ぶ広範な環境で行われる。対象となる資源も原生的自然から二次的自然、文化や習慣等の無形のものも含み、幅が広い。資源の維持・形成や活用を図るためには、地域の再認識を通して

第7章 資源を維持する（維持と形成）

資源を把握することが必要となる。

生態系の保全は、生物多様性の保全のあり方や土地に合った野生生物管理等を踏まえた上で、人が訪れる場所での管理方策を計画することになる。一方、観光地では、地域という「場」がもつ風景や景観、音といった雰囲気や、祭などのように動態として存在する資源も大きな魅力源であり、地域らしさの表出するものである。これらもまた保全や創出の対象である。

②財源の確保と地域・域外の人材の巻き込み

保全・管理計画を実行に移すためには、財源と担い手の確保が必要である。資金調達の方法として、受益者（利用者）負担、事業者負担、補助金の活用等がある。また、エコツーリズムの対象資源は共有の財産と考えれば、地域住民だけでなく、旅行者等の域外住民を巻き込んだ維持・形成の体制づくりも検討可能である。

③モニタリング

エコツーリズムは環境に低負荷であることを目標として展開されるが、それでも人が自然環境に入り込むことによる影響は少しずつにしても累積していくことになる。資源の維持・形成にとっては、こうした人為の影響等による資源の変容の程度やインパクトの状況等を逐次モニタリングし、調整を図りつつ進めていく必要がある。

④環境負荷低減の実施

資源の維持・形成は、単に現状維持だけでなく、今後発生するおそれのある環境負荷の発生防止や負荷軽減も射程に入れて考える必要がある。ロー・インパクトからゼロ・ウェイストへ。ゴミ削減やし尿、大気や水、エネルギーなどの使用・処理における環境配慮、リサイクルへの積極的な取り組みなど、エコツーリズムの実践地域こそ率先して取り組み、循環型社会づくりの見本となることを目指すべきであろう。

(2) 生物多様性の確保

わが国は、生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略を策定しており、この中でエコツーリズムの推進についても位置づけがなされている。

地球上の多様な生物は、誕生から約 40 億年の歴史を経て環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきたものであり、森林、河川、湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響しあい、バランスを維持し、長い年月をかけて地球環境の形成に寄与してきた。豊かな生物多様性とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が生態系、種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態を意味するものであり、飲料水や食料の供給、気候の安定など、さまざまな恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、すべての生物の生存基盤となっている。

このような豊かな生物多様性に根ざした地域固有の自然環境や生活文化は、それ自体がエコツーリズムの題材として大きな観光的価値を持っている。その利用に当たっては、順応的管理を基本とし、本来の価値を損なわないよう十分に配慮するとともに、積極的

に保護・育成の方策を講ずることなどによって、さらにその価値を高めるような取り組みも必要となる。特に、湿原、高山植生など脆弱性の高い自然の地域においては、必要に応じて入込数の制限を行うなど利用調整を行うとともに、地域の宝探しなどを通じて、新たな自然観光資源を発見・創出することによって、特定の地域に利用が集中しないような配慮も必要となる。

また、人間活動の活発化に伴って、野生生物の本来の移動能力を超えて、意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入される外来種によって、地域固有の生物相や生態系に悪影響を与えないよう配慮することも重要である。

外来種による影響は、生態系や種レベルに留まらず、観光資源のため他の地域のメダカやホテルを放つことなどによって生じる遺伝子レベルでの攪乱にも留意する必要がある。

一方、人との関わりの中で維持されてきた里地里山など自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによって生物多様性が劣化している地域においては、維持管理の活動をプログラムに組み込むなどエコツーリズムの活用によって生物多様性の回復も期待される。

観光旅行者は、プログラムでの体験を通じて地域の自然に対する理解が深まるとともに、環境保全に対する意識が啓発され、日常の生活の場においても、環境保全に配慮した行動をとるようになり、さらに地球環境に意識が及ぶようになることが期待される。

また、地域においては、観光旅行者との交流などを通じて、地域の人々がその自然の価値に気づき、保全活動などに積極的に参加する効果が期待される。

このような地域が主体となって資源を持続的に利用し管理する取り組みを通じて、地域のブランド力が高められ、さらに集客力の向上につながるといった相乗効果が期待される。

7-1-2 自然生態系の保全

（1）生態系の保全



～ポイント～

○エコツーリズムを含む自然資源の利用は、生態系への影響を常に考慮して行う必要がある。

生態系とは、「ある場所の生物とそれらの環境をかたちづくっている物理的要因の複合全体からなる複雑なシステム」と定義されている。その場所の気候や地形、地質などの環境から、そこに生きる植物や動物すべてと、それら全体が複雑に結びついたネットワークのようなシステム全体のことである。

それぞれの地域では、気候や地質、生育する植物の種類や量は異なっており、そこで生活する動物の種類や数も異なっている。また、それぞれの場所の自然の歴史も異なっている。さらに、生態系の一部である人間の活動や自然とのかかわりの歴史も異なっている。従って、その地域でのこれらの生態系の構成要素の間の関係も異なっている。これらのことから、生態系はそれぞれの地域に固有の特性をもっており、地球上に同じ生態系は存在しない。

また、地域の生態系は常に変化している。一見変化のないように見える植物群落でも、実は微妙に変化が起こっており、それと関係して昆虫相が変化していることがある。このような変化は相互に関係しあっている様々な生物に伝搬し、生態系のシステムそのものの変化を生じていることもある。

生態系の保全は、それを構成する生物の多様性を保証するものであり、生物多様性条約を基礎とした「生物多様性国家戦略」の重要な構成要素となっている。

人間はこのような生態系の一部であり、すでに人間は生態系にとって非常に大きな影響を与える存在となっている。そのような下では、エコツーリズムを含む自然資源の利用は、生態系への影響を常に考慮して行わなければならない。オーバーユースや人間活動による生態系の変化は、極めて深刻な生態系の破壊につながることもあるので、常に人間活動と生態系のモニタリングが必要である。

(2) 植生の管理



～ポイント～

○植生の種類に応じた管理の方法を採る。

- ・ 森林生態系
- ・ 草原生態系
- ・ 二次林など里地里山的環境
- ・ 水田 など

生育している植物の種類と状態は生態系を特徴づける上で重要である。国内では、森林生態系、草原生態系、湿原生態系、それぞれが異なった危機に直面しており、生物多様性の低下が問題となっている。

森林生態系は、自然林や人間の手の加わった二次林、植林地が含まれる。自然度の高い植生は限られた地域にしか残されておらず、分断化が進んでいる。二次林や植林地は、適切な管理が必要であるが、それが行われなくなっている。

草原生態系は、自然草原と人為的な干渉によって維持された二次草原に分類される。二次草原は、十分な管理が行われなくなり、遷移が進み草原が維持されなくなってきた。自然草原は、面積が少なく（国土の1%）、固有種などが多く絶滅が危惧される植物も多い。湿原生態系も自然草原と同じく、一度破壊されると修復が容易でなく、保全が求められている。

植生に対する人為の度合いによって、それぞれの問題点も異なっている。原生的自然については、人間の手の加え方を充分検討し、保全を第一に考えなくてはならない。原生的な自然環境や希少な野生動植物はエコツアーの対象となりやすく、ニーズも高い。しかし、その利用は、常に保全と持続可能性を意識しなくてはならない。

二次林など里地里山的環境においては、人間の働きかけが減少していることが、これらの環境とそこに生息する動植物の多様性の低下をもたらしていると考えられている。このような環境は各地に存在するので、自然と関わりをもつエコツアー・プログラムの対象となりやすい。また、その地域で歴史的に行われてきた自然環境を維持する働きかけそのものも、文化としてエコツアーなどに利用しながら継承していくことが求められている。

水田は生物多様性に大きな役割を果たしてきたが、農薬や化学肥料の不適切な利用や水路形態の改変などから生物多様性は低下してきた。しかし、環境保全型の生産手法や生産基盤整備によって、生物多様性の再生は可能である。農業生産活動に対する参加や、そこでの生物との触れ合いは環境教育としても重要であり、またエコツアーの資源ともなり得る。

（3）生物種の保護



～ポイント～

- 生物種を保護するだけでなく、それらの生息地と生息環境を保全することが必要
- 移入種（外来種）に注意する。
- 里地里山では、自然との関わりは生物多様性の復元に貢献する。

日本の動植物は9万種以上といわれており、狭い国土の割には多様性に富んでいる。しかし、1,002種の動物（絶滅危惧Ⅰ類510種及び、絶滅危惧Ⅱ類492種）、2,153種の植物（絶滅危惧Ⅰ類1,301種及び、絶滅危惧Ⅱ類852種）が絶滅危惧種となっている（平成19年8月現在）。動物では哺乳類の約1/4、汽水・淡水魚類、両生類、は虫類の約1/3が絶滅危惧種に指定され、植物でも7,000種の維管束植物の内、約1/4が絶滅危惧種に指定されている。

これらの生物種の中には、水辺や里地里山など従来は身近な存在であったものも多く含まれている。

絶滅に瀕する生物種を保護するだけでなく、それらの生息地と生息環境を保全することが必要である。また、希少種が多く人間活動の影響を受けやすい干潟や湿原などは、生態系の維持が新たな絶滅を防ぐことになる。

里地里山に生息する動植物は、従来「どこにでもいる普通種」であったが、近年絶滅危惧種が5割となってしまった。ここでの生物多様性の維持のためには、生物相を意識した形で里山管理を復活することである。

シカ・イノシシ・サルなどの哺乳類や、カラス・カワウなど鳥類による農林漁業被害が深刻である。適切な被害防除策と同時にこれらの動物種に対する適切な管理が必要となる。個体数の増加に対しては、一定数の駆除と同時に、科学的なモニタリングを行い、絶滅も防がなくてはならない。また、これらの動物の生息地の管理も必要である。

移入種（外来種）による生態系への脅威も増加している。マングース、アライグマ、ブラックバスなどは、在来種の捕食や在来種との競争によって、在来種を駆逐しつつあり、生態系にとって大きな脅威となっている。特に大きな影響が想定される移入動植物に対しては、侵入初期に生態系からの排除を試み、新たな侵入を予防しなくてはならない。小笠原など固有種の多い島嶼に対する他地域からの種子の持ち込みなども、予防する必要がある。

エコツーリズムの展開は、盗掘や動物の行動に対する妨害、移入種の持ち込みや疾病の伝播など、希少種の減少や絶滅につながる可能性がある。貴重な動植物を対象とする場合、特に留意する必要がある。

農耕地を含む里地里山では、エコツーリズムによる積極的な自然との関わりは生物多様性の復元に貢献する可能性がある。また、このような活動を通して、身近な生物種が減少し絶滅の危機にあることを認識することは、環境保全と環境意識の高揚にとって重要である。

7-1-3 資源としての景観の維持と形成

(1) 特徴的な自然の景観管理



～ポイント～

- 地域には様々なタイプの自然景観資源がある。
- 二次的自然の景観は地域文化を伝える資源である。

①地域には様々なタイプの自然景観資源がある

地域には山や森、川などの豊かな「自然」の景観がある。そしてこれらの自然景観には、地域の気候風土など純粋に自然の条件や営みによって創り出された原生自然の景観だけでなく、地域に暮らす人々の様々な営みと深く関係しながら、時間をかけて形成されてきた二次的な自然の景観もある。また、こうした人為の介入程度だけでなく、空間スケールの大きさや、田・畑、樹林・樹木、草地、川などの諸要素の組み合わせのあり方等にもバリエーションがあり、各地域には他地域とは異なる固有の「自然」の景観が存在する。

こうした固有の「自然」の景観が有する様々な地域の情報をツアー参加者に伝え、「自然」環境を認識し理解する新たなまなざしを提供することがエコツーリズムの基本といえる。

②二次的自然の景観は地域文化を伝える資源である

そして特に、地域の二次的な自然環境の景観は、地域で暮らす人々が地域の自然的、社会的条件に応じて自然と関わりながら創出した個性的なものといえる。

棚田や石垣は地域の地形とつきあいながら形成されてきた景観であるし、屋敷林やため池は地域の気象条件を雄弁に語っている。そして、里山や草地の景観にも地域の生業に関する情報が様々に詰め込まれている。このように二次的な自然の景観には、地域の暮らし、そして地域の人々が自然とつき合いながら形成してきた生活文化が内包されている。しかしながら、この景観は地域の人々にとっては身近で当たり前の景観であったし、域外からの来訪者にとっては地域の文化や生活様式を伝えられてはじめて理解し得るものであることから、従来、あまり注目されてこなかった景観である。

エコツーリズム推進の過程で、地域の人々が地域を再認識し、来訪者に伝える作業を通して、地域の豊かで個性的な自然景観の特徴が明確にされることから景観管理は始まる。そして景観を支えていた人為（管理作業、管理技術）を継続する仕組みを景観管理計画として検討する必要がある。

（2）伝統的なまち並み景観の管理



～ポイント～

- 住民主体による「保全」中心の景観管理を目指す。
- 地域を伝えることも重要な景観管理である。

①住民主体による「保全」中心の景観管理

歴史的な街並みに関しては、保存・保護指定を受けているところが多く、その景観管理についても、新たに創造していくことよりも、現状を維持し守っていくことを目標として設定し、景観管理を進めるケースが多い。

守っていくための制度としては法律や条例が用意されており、これらの制度を活用して保存・保護していくことが中心となるが、これらの制度では、街並み景観を構成する要素の保存・保護が中心であり、景観をトータルに保全し、その特徴を担保していくうえでは十分ではない。

地域住民が主体となって、公的機関と協力しつつ、ガイドラインの作成や景観コードの設定など、住民が協議し、調整しあいながら進めていくことが最も重要である。

そして、こうした地域でのルールや振る舞いに関しては、ツアーで訪れる域外の人々にも理解を求め、協力して進めていくことが重要である。

②地域を伝えることも重要な景観管理である

地域の伝統的な街並み景観を保全していくうえで、その特徴や地域の歴史・暮らしとの関わりについて、ツアー参加者に伝えるという姿勢を重視することによって、保全が促進されるという側面も重要である。

伝えるという作業が地域の人々のモチベーションを高めるとともに、地域を再認識するうえでも効果は大きい。京都・美山町北村で見られるように、地域住民が来訪者に直接語りかけ建物や暮らしについて説明するような試みを促進する必要がある。

また、伝統的な街並みの場合には、多くの研究者が入り研究を進めている場合が少ない。そうした研究者とのネットワークを活用し、ステーションを設けその研究成果をツアーによる来訪者に分かりやすく提供したり、研究者による解説を行うなど、積極的に協力しあいながら、まちづくりや魅力的なエコツアーを実現していくことが重要である。

(3) まちの景観形成



～ポイント～

○エコツアーの背景としてのまちの景観。

○技術・仕組みは保全型の管理と同様である。

①エコツアーの背景としてのまちの景観

魅力的なエコツアーを実現するためには、資源としての特徴的な景観を管理するだけでなく、ツアーの背景となる、まち全体の景観形成にも配慮し、まちの豊かな暮らしや自然との関わりについて示すことが重要である。また、ツアー参加者の滞在・滞留拠点となる場所の景観形成には特に留意が必要である。

資源としての自然の景観や街並み景観の管理に関しては、保全が中心となることが自然であるが、まち全体の景観管理に関しては、保全のみならず、現在の生活様式と自然との豊かな関わりがあり方が創出する魅力的な景観形成を念頭に置く必要があり、引いてはそのまちの景観が新たなツアー資源となっていくことも十分に考えられる。

熊本・黒川温泉の事例にも見られるとおり、明確な方針を共有し、住民が協力しあいながら景観形成を戦略的に進めていくことが重要である。

②技術・仕組みは保全型の管理と同様

景観形成の技術的な側面や仕組みづくりの側面に関しては、下記のとおり資源としての景観管理と同様で、地域住民が主体となって公的機関や地域の産業と協力して、協議しながら豊かな景観形成を進めていくことが重要である。山形・金山町のように、まちの様々な営みと連携しあったり、群馬・新治村のように、多様な推進策を総合的に展開していく必要がある。

- ・景観形成計画の策定
- ・景観条例、憲章、協定の制定
- ・ガイドライン、景観コードの検討、設定
- ・拠点建物や場所のモデルデザイン化
- ・懸賞制度、景観コンクールの設置
- ・誘導方策

（4）美化・整序運動の展開



～ポイント～

- マイナス要因の除去と修景要素の付加が重要。
- ツアー来訪者を巻き込んだ運動的展開を目指す。

① マイナス要因の除去と修景要素の付加

景観形成において、特徴的な景観を洗練させつつ、地域の営みや特徴が見える景観づくりを進めることが基本であるが、一方で景観を美しく整えるという観点も重要である。そうした観点からは以下の2点が典型的である。

ア) 景観のマイナス要因の除去

景観を煩雑なものにするマイナス要因を除去することも重要である。電柱・電線や広告看板、案内や交通の標識など、景観を煩雑にしているものは多い。そして、散乱するゴミの問題や、川や池などの水質問題も、地域の清潔な印象にとって重要なポイントである。

イ) 修景要素の付加

一方、草花を植栽したり、樹木を植栽するなど、まちの景観に彩りや季節感を付与し、アクセントや華やかさを演出することも大切である。しかしながら、植物を付加するような場合には、地域性の問題、地域の生態系への影響に関して十分な配慮が必要である。

② ツアー来訪者を巻き込んだ運動的展開

こうした景観の美化や整序に関しては、地域住民が主体となって実施することが重要であるが、ツアーで訪れた域外者を巻き込んだ展開も検討する必要がある。エコツアーの参加者には環境への負荷軽減や良好な関係形成に対しての理解を期待することができる。ツアー参加者に十分な説明を行い、ゴミのポイ捨ての防止や持ち帰りとともに、清掃活動や植栽活動への参加を呼びかけていくことが重要である。

ガイドによる説明、パンフレットや、ポスター、看板の設置などを総合的に実施し、ツアー参加者に働きかける必要がある。

7-1-4 地域イベントの維持と演出



～ポイント～

○祭り等への参加を長期プログラム化。

①祭り等への参加を長期プログラム化

祭りなど地域イベントは、ハレの場として、日常生活のくびきから解放し憂さを晴らす装置として位置づけられるが、同時に、地域のコミュニティの結束を強め、住民の帰属意識を高めていく場としても重要な存在であった。したがって、従来は祭りの運営や、場合によると参加に関しても地域コミュニティの一員に限られているところも少なかった。しかしながら、近年では長野・南信濃村の事例にも見られるように、祭りの担い手が不足し、祭りの運営が難しくなっているところも少なくない。そして、その解決策として門外不出であった祭りの運営等に域外者の参加を認めるところも始めている。

エコツーリズムは広義にとらえれば、域外者をも取り込んだ新たな地域運営の仕組みに他ならない。地縁コミュニティによる地域運営ではなく、域外者に地域の魅力を伝えることを通してファンを増やし、様々な支援を受けながら協働して地域運営を行っていく仕組みととらえることができる。したがって、祭りなどの地域イベントに域外者が参加することも、緩やかなコミュニティの構成員による運営にとらえれば、あながち不自然なことではない。祭りの運営に域外者を参画させ、その練習などを長期プログラム化して、魅力的に演出し、その過程で地域の文化や生活様式を伝えていくといったことも試みられるべきであろう。

一方、熊本・清和村のように、祭り等を地域文化紹介のための一種のショーとしてとらえ、プログラムの中の一つのアクティビティとして位置づけていく方策も考えられる。

いずれの方策をとるにしても、最終的には地域の選択であり、地域の人々の間で方針が共有できれば、後は魅力的な演出をデザインし、祭りを通して伝えられる地域の文化が継承され、地域の人々の精神的な支えとなるよう実施していくことが重要である。

7-1-5 特徴的な料理の維持と形成



～ポイント～

- 料理には地域個性が残されている。
- 地産地消の長期プログラム化を目指す。

①料理には地域個性が残されている

人やモノが広域に流動、流通し、景観や技術が均質化していく中で、意外に料理には地域性が色濃く残っている。特に祝祭日の料理には、その傾向が顕著である。素材や調味料をはじめ、料理法、そして食にまつわる作法の中にも、各地域を感じさせるものは多い。こうした地域個性を伝える料理や食事に関しては、当然のことながらエコツアーのプログラムの中には積極的に取り込むべきであろう。

また、様々な地域で料理や酒類の創作開発が進められている。これらには「地域」を意識した動きも少なくないことから、こうした動きとは積極的に連携し、プログラム化していくことが重要である。

また、阿蘇の事例に見られるように、食材の生産が地域の特徴的な自然景観や資源の保管理に結びついているケースもある。単に料理の問題だけに限定するのではなく、地域の産業や文化等との関係を含めて域外者に伝える努力もしていくべきである。

②地産地消の長期プログラム化

食材を生産することから、料理し、食するまでの一連のプロセスを長期プログラム化し、比較的近隣の域外者に提供していくことなども試みられるべきであろう。食の安全性といった問題を契機に、食材に対する認識も徐々に変化しつつある。「食」の過程が見えることに対する要求は強くなっており、「食」を資源としたエコツーリズムの展開も十分に考えられよう。「食」に関わる景観を地域の資源として洗練させ、活用するとともに、市民農園、有機栽培、消費者組合による共同購入、郷土料理の創作・復活等々、断片的に展開されている関連した動きをとりまとめ、長期プログラムとしてデザインすることも検討されるべきである。食卓に並ぶ料理と、食材の生産や加工の景観とを結びつけていくことが求められるようになってきた。

7-1-6 特産品や土産物の開発



～ポイント～

○エコツアーを「かたち」として残す土産物を開発する。

①エコツアーを「かたち」として残す土産物

エコツアーにおいては、魅力的なプログラムを開発し、参加者に自然や地域を伝えることを通して、新たなまなざしを与えることが主眼である。楽しかった思い出や、新鮮なまなざしが参加者に残れば大成功であるが、そうした経験を「かたち」として残すことも一つの演出として考えられてよい。

以前、J R 東日本が福島県とタイアップし、福島県内の各町村に滞在して農作業や生活を体験する家族向けのパッケージツアーが実施されていたが、その滞在中のプログラムに手工芸品制作作業が組み込まれ、その作品が土産物として位置づけられていた。多くの地域には、伝統的な手工芸品が存在する。こうした手工芸品を、アレンジし、洗練させて、その制作作業などもプログラムに組み込み、土産物とする演出は、もっと活用されるべきであろう。

また、土産物に関しても料理と同様、単に土産物だけに止めるのではなく、地域の産業や生活、特徴的景観などとの関係を、総合的に地域文化として伝えることが念頭に置かれるべきである。

7-1-7 資源管理のための財源と担い手の確保

（1）受益者負担の仕組みづくり



～ポイント～

- 環境の管理にはコストが必要。
- 受益者に負担協力を呼びかける

①環境の管理にはコストが必要

自然環境への負荷を最小限にすることを目標とするエコツアーにおいても、人が自然環境の中に入り込みそのアメニティを享受する限り、必ず自然環境に負荷を与えることになる。ゴミやし尿の処理、植生に対する踏圧、水質の富栄養化など、一人一人が十分に注意するにしても負荷を「0」にすることはできず、少しずつであったとしても累積していく。この点を大前提としてエコツーリズムを進めていく必要がある。

また、ツアーの資源となる生物や生態系、景観の中には、二次的な自然環境も多く、こうした二次的な自然環境の資源性を維持していくには、常に自然環境に対する人の働きかけが必要になる。

エコツーリズムを進めていくうえでは、常に自然環境のモニタリングを実施し負荷による影響が確認されれば回復に向けて必要な処置を講じたり、ツアー資源としての二次的な自然環境が維持されるように人の自然環境への働きかけが維持継続されるような仕組みづくりが求められる。そのためには環境管理技術を有した担い手と、コストが必要である。

②受益者に負担協力を呼びかけ

エコツアー参加者は、自然環境のアメニティを享受しており、受益者と位置づけられる。そして、その自然環境の維持にコストがかかるとすれば、享受したアメニティに対する対価を支払うことは受益者負担の原則から言って当然のことである。

しかしながら実際には、わが国において自然環境に入り込むことに対して費用を支払うことにはまだまだ抵抗があることが予想される。したがって、まずはツアー参加者に、原生であれ二次的であれ自然環境の維持管理には費用と担い手が必要であることを十分に説明し、協力を呼びかけることが重要である。こうした自然環境の維持コストに対する認識は徐々に高まってきており、十分な説明があれば、受け入れが可能になってきていると考えられる。

（2）事業者負担の仕組みづくり



～ポイント～

- 環境の保全管理を組み込んだ経済活動を実現する。
- 環境の保全管理への技術面での参加を促す。

①環境の保全管理を組み込んだ経済活動

環境に対する負荷軽減のための排出削減や循環利用のためのコストを見込んだ経済活動は徐々に一般化しつつある。エコツーリズムを促進するうえでも、関連事業者は資源である（自然）環境の保全管理にも配慮した経済活動を行う必要がある。前項のように、直接受益者に働きかけ、協力を求めることも意識を喚起するうえで重要であり、基本的には受益コストをツアーをはじめとする諸活動のための費用に組み込むことが自然である。しかし実際には、費用が高くなってしまいうことから、現時点では必ずしも容易ではない。

そうした一方で、事例に示すように、地域あるいは全国レベルでの事業者の集まりである協会組織や組合などが、環境の保全管理のための費用を捻出する動きが見られるようになってきた。社会での環境保全管理への参加意識も高まってきていることも事実であり、受益者の理解を得る努力が重要である。広報、説明作業をも活発に行い、エコツアーへの参加が、環境の保全管理への協力にも結びついていることを上手く伝えることで、理解を得ることが可能になると考えられる。

②環境の保全管理への技術面での参加

また、自然環境の保全管理に対する負担はコスト面での負担だけに止まるわけではない。環境を保全管理していくためには、モニタリングや環境修復、二次的自然環境の維持作業などへの技術面での担い手として参加することも重要である。モニタリングをはじめ自然環境の保全管理には知見と技術が必要であり、環境保全管理のための人材の確保・養成も、地域にとっては重要な課題である。

日々のガイド活動などを通して、地域の自然環境をモニタリングしたり、軽微な修復を行うことは自然環境への影響を小さく止めるうえで大変重要である。ガイド事業者は、ガイド技術を高めるとともに、環境保全技術の向上をも図り、技術者として環境保全を担うことも促進していく必要がある。

（3）公的機関による補助



～ポイント～

○二次的な自然環境の保全管理に対する補助の仕組みを創出する。

①二次的な自然環境の保全管理に対する補助

エコツアーの資源となる自然環境には、原生自然と二次的自然とがあり、この両者では現状の保全管理のあり方が大きく異なっている。前者については、人為による影響をできる限り小さく抑える方向で管理していくが、後者の場合には、田畑や里山、草地に対する現状の人為を継続させることが大切である。

特に後者の二次的自然環境の多様さは、わが国の自然環境の特徴の一つともいえるものであるが、実際には、第一次産業の経済面、人材面での維持の難しさを反映して、人為の継続が難しくなって荒廃が進んでいるものも少なくない。二次的自然環境が支える地域の景観や生物、生態系はエコツアーの重要な資源であり、地域のエコツーリズムの根幹をなすものである。また、地域住民自身も二次的自然環境のアメニティを享受する受益者といえる。

したがって、二次的な自然環境としてのエコツーリズム資源の保全管理に対しても、地域の公的機関による補助が検討されてもよいと考えられる。

②補助のあり方

二次的自然環境が有する資源性やアメニティの保全管理に対する公的機関による補助に関しては、西欧諸国でいくつもの事例がある。国民あるいは地域住民の理解が得られるようであれば、オーストリアの山岳地域の農業維持への補助に見られ、またわが国でも事例が見られるようになってきたように、条件不利地に対して農地の維持・保全を条件として補助することも考えられる。また、英国の農村風景の維持復元助成制度に見られるように、資源保全のための具体的な作業群を設定し、実施作業に応じてポイントを加算していくといった方式も考えられる。前掲した湯布院の藁こづみの風景維持などは、こうした具体的な作業設定の事例として位置づけられよう。

7-2 環境負荷軽減の実施

7-2-1 し尿の処理

（1）し尿の処理



～ポイント～

○利用者に相応の負担を求めることに対する理解は比較的得やすい。

自然志向、健康志向が高まりとともに、特定の山域や有名山岳へ登山者が過度に集中する「オーバークース」の問題は、植生への影響やゴミ問題などとともに、深刻なし尿の処理問題を引き起こしている。

山岳地域での環境負荷の少ないトイレには、生物的処理（土壌処理、浄化循環、バイオ剤投入）、物理的処理（電気や燃料で燃焼、乾燥処理）、化学的処理（化学薬品等で処理）などの処理方法があり、近年の急速な技術進歩の中、わが国でも積極的に導入されつつある。これらのトイレは適切な管理体制が不可欠なため、そのコストをいかに確保するかが大きな課題となる。（財）自然公園財団は駐車料金収入を国立公園内のトイレの管理経費にあてているが、そうした方策がとりにくい山小屋などの場合には、利用者に清潔に使用してもらうように誘導することが大切である。そのためには利用者への情報提供が欠かせない。トイレに異物を混入しないことや徹底した紙の分別がいかに重要なのかを理解していない利用者を減らすことで管理負担は軽減する。実際に快適に使用できる状態を維持したトイレであれば、料金制にしる、チップ制にしる、利用者に相応の負担を求めることに対する理解は得やすい時代である。

それ以外のし尿への対処方法としては①入山規制・入山料の徴収、②持ち帰り、③し尿の搬出などがある。①は山小屋営業者等、直接生計にかかわる業者をはじめとした合意形成が前提となるが、とくにトイレの設置が難しく自然環境への影響が深刻な地域においては真剣に検討しなければならない時期にきている。②は携帯トイレの使用場所の確保や麓での受け入れ・処理体制の整備、長期登山時の対応などが必要とされる。③は地形や気象条件によってヘリコプター、パイプライン、バキュームカーなど適切な搬送方法が選択されることになり、②同様、搬出後の麓での受け入れ体制の整備が前提となる。

事例 携帯トイレの普及啓発（利尻山・北海道利尻町・利尻富士町）



し尿や紙の散乱や悪臭が問題化している北海道・利尻山では、バイオトイレの設置が難しかったため、2000年より携帯トイレを配布し、回収して処理する対策を始めた。

当初、携帯トイレは無料で配布され、山中には携帯トイレを使用するためのブースが5基設置された。下山時の携帯トイレの回収ボックスは、市民団体・山のトイレを考える会の協力により提供されている。2004年度からは登山口等に募金箱を設置し、無料で携帯トイレを配付し、協力金の徴収を始めたが、定着させる期間は終了したという判断から、2006年度からは携帯トイレを有料化することとなり、宿泊施設、物産店、コンビニエンスストア、キャンプ場、観光案内所等において1セット400円で販売している。

利尻町および利尻富士町では、携帯トイレ使用と購入を呼びかけるパンフレットを作成し、登山者に配布するだけでなく、ツアー催行団体や市民団体、登山者のネットワークを通じて、理解と協力を呼びかけている。

参考：山のトイレを考える会ウェブサイト

(<http://www.yamatoilet.jp/>)

7-2-2 大気、水質の保全、浄化

(1) 宿泊施設における取り組み



～ポイント～

○運営面のほか、施設構造・設備・建材の導入における対応がある。

1980年代後半以降、生活のさまざまなレベルにおいて環境志向が急速に進展しつつある。この傾向は宿泊業（宿泊施設）でも例外ではない。宿泊施設における環境への対応は、2つの視点から整理することができる。

第一は、運営面における対応である。省エネルギー対策や新エネルギーの導入、廃棄物の削減や排水処理の徹底などによって効率的な運営をめざし、さらには、アメニティグッズへのリサイクル商品の積極的活用や再処理水の利用、生ごみの有効活用など、より積極的な環境対策の導入へと向かってきた。こうした運営面での「グリーン化」は現在ではわが国の宿泊施設でも一般的な傾向となっており、またエネルギー効率を考慮した施設構造・設備・建材の導入に関しても、急速に関心が高まっている。

第二の視点として挙げられるのは、自然環境との共生を商品価値として訴求する宿泊施設の登場である。この種の施設は、米国やオーストラリア、中米のコスタリカやベリーズなどの、エコツーリズム先進地域で急速に増加している。こうした業態は「エコリゾート」と呼ばれることが多い。エコリゾートは、施設の整備やサービス提供が、「自然環境に対する態度」という抽象的な理念に沿ってなされた宿泊施設である。そこでは、動植物相や景観への影響の最小化に配慮した開発とアクティビティが展開され、動植物観察やトレッキングなどのアクティビティには、多くの場合、解説を伴うガイドが同行する。したがって、豊かな自然環境の中でスポーツを楽しむような、従来型の自然志向型リゾートとは、施設構成などにおいて類似点はあるものの、リゾートとしての性格は似て非なるものであるといえる。

（2）交通コントロール



～ポイント～

○パーク・アンド・ライド

○自動車乗り入れ規制

などの手法がある。

エコツーリズムを推進しようとしている地域の環境保全を考えるに当たって、交通面における環境負荷の軽減への配慮は欠かせない。その主なものが、地域への流入交通量を抑制する「交通量のコントロール」と、環境負荷の少ない交通手段を利用する「低公害型移動手段の導入」（次項）である。

自家用車を周辺地域の駐車場に誘導し、公共交通手段に乗り換えて目的地に向かう「パーク・アンド・ライド」は、アクセス手段に対して実施する交通量のコントロール手法の代表的なものである。この手法は山間の観光地や古い城下町など、周辺地域に駐車場の確保が容易な地域で有効であり、駐車料金や公共交通料金の割引や混雑時間帯以外の料金を割引くなどのインセンティブ施策をあわせて講じることにより、一層の効果が期待できる。

また、シーズン性のある自然観光地への過剰な自動車の流入は、交通渋滞、排気ガスによる植生への影響、駐車場の容量不足と路上駐車、渋滞車両からのゴミの投げ捨てなどの主たる要因となる。こうした地域においては、ゾーニングによるコントロールを図る「自動車乗り入れ規制」が多く採用されている。国立公園地域において一般車両による入込を制限する「マイカー規制」は、一般車両の通行を制限し、シャトルバスやタクシーなどの代替交通手段を運行する方法をとるのが一般的で、規制期間は入込の集中する特定期間、オンシーズンである夏期、通年とさまざまである。移動パターンにより、「行き止まり型（上高地、立山等）」と「通過型（乗鞍、大山等）」とに大別される。また、国立公園の中で自然環境の保全の緊急性の高い地域では、1991年より、自然公園法にもとづいて、規制すべきレクリエーション車両の種類（スノーモービル、オフロード車・バイク、モーターボート等）と規制すべき地域が指定されている。

(3) 環境負荷の少ない交通手段の導入



～ポイント～

○低公害型移動機関は、滞在者にとっては地区内の「動く魅力要素」としての意味もある。

ガソリン車の排気ガスにはNO_x（窒素酸化物）などの有害物質が含まれている。大気汚染や健康被害の原因となるこれらの有害物質をいかに減らすかを目的に開発が進められているのが「低公害車」であり、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがこれにあてはまる。中でも、ガソリンエンジンとモーターを併用して走行するハイブリッド車は、燃費効率の高さとガソリン車と同等以上の加速性能を向上させたことで、官公庁など法人の購入から個人客による本格普及の段階に移行している。今後、エコツーリズムの目的地においても、積極的な導入が期待される。

なお、スイスやフランスなどの観光地やリゾートでは、特定地域・地区への自家用車の乗り入れを制限し、電気自動車や馬車・馬ソリ、徒歩などでの移動に限定することによって良好な自然環境を維持することに成功しているところが少なくない。ゴンドラで有名なベニスも同様である。特に馬車やゴンドラなどは、目的地へ向かう利用者にとっては印象的なアプローチを演出する手段となり、滞在者にとっては地区内の「動く魅力要素」としての意味をもつ。また乗る楽しみをもつために回遊性を高める手段としての役割も果たす。

建設コストが廉価な低公害型交通機関には、他にロープウェイ、リフトなどがある。コスタリカでは、トラムに乗って熱帯雨林の中を縫うように移動しながら生物の多様性を観察できる観覧施設がある。エコツーリズムの目的地の環境をいかにして保全するか、そのためにふさわしい移動手段を導入し、その利用へと誘導する工夫が望まれる。

（4）水質浄化システムの導入



～ポイント～

○汚染水の流入を抑制

○流入した水を浄化するための方策（直接浄化法）
などの手法がある。

河川や湖沼の汚染には①工場排水や畜産排水、家庭排水などの「発生源が特定できるもの」と、②自然、農村、都市地域などから流入する「発生源が特定できないもの」とに大別される。大気中の汚染物質も雨とともに地上に降り注ぐわけであるから、たとえ自然環境に恵まれた地域で展開されるエコツーリズムの目的地といえども、河川や湖沼の水質汚染の問題と無縁ではない。

①の削減には下水道や浄化槽の整備、家畜の糞尿の堆肥化等、汚染水の流入を抑制するための方策が有効である。それに対して②の場合は、すでに流入した水を浄化するための方策（直接浄化法）をとる必要がある。

河川や湖沼などの水域には、本来、自然浄化作用があり、直接浄化法はこの自浄作用を人為的に回復、促進させることが基本となっている。1983年、多摩川に流れ込む野川に採用された本格的な浄化施設では、浄化用のろ材（礫、木炭等）を充填した槽に水を通して粒子性物質を沈殿・吸着させるとともに、槽内に付着または固定化した微生物によって有機物を酸化分解する方法（礫間接触酸化法）が採用された。これが日本での直接浄化法の先駆けであり、現在は物理的、化学的（吸着、凝集、酸化・還元等）、生物的（生物による有機物の吸収、酸化、分解等）の作用を組み合わせた直接浄化法が採用されている。

（5）地域全体で環境負荷低減に取り組む体制の構築



～ポイント～

○地域で環境負荷低減に取り組む姿勢が必要である。

○エコツアー参加者に対しても、適切に情報を提供することにより、環境負荷低減の観点から、宿泊施設やプログラムを選択できるようにすることが望ましい。

環境負荷の低減に取り組むためには、宿泊施設やエコツアー事業者の個別の取り組みだけでなく、できるだけ幅広い関係主体の間で合意形成を図り一体となって取り組むことが必要になる。

このような取り組みが情報発信することによって「地域全体で環境負荷低減に取り組む地域」という好イメージが生まれ、環境に対する意識の高い一般市民にも訴求することができる。

また、地域を訪れてエコツアーに参加しようとする者に対しては、現地に到着するまでの交通機関や、現地での移動手段、宿泊施設といった項目に関して、環境負荷低減にどれだけ寄与するかといった情報提供を行うことによって、参加者が能動的にその組み合わせを選択できるようにすることが望ましい。

近年では、一部の旅行会社などが、環境負荷低減の観点を組み込んだ旅行商品も企画、販売されており、今後は地域で環境負荷低減に配慮した宿泊施設やプログラムを組み合わせた独自のエコツアー商品を開発するといったことも考えられる。

7-2-3 省エネ、新エネの促進

（1）省エネルギー



～ポイント～

○交通機関の利用に伴うエネルギー消費

○宿泊施設等の建物における給湯・冷暖房・照明等のエネルギー消費が大きい。

日本ではオイルショック以降に産業活動における省エネルギーが大きく進展した。しかし、地球温暖化防止の観点から進められている、二酸化炭素排出抑制のための省エネルギーの取り組みは、運輸部門や民生家庭部門、民生業務部門では効果的に進まず、年々エネルギー消費と二酸化炭素排出量が増加している。

観光活動においては、交通機関の利用に伴うエネルギー消費と宿泊施設等の建物における給湯・冷暖房・照明等のエネルギー消費が大きい。それぞれ、エネルギー統計上は運輸部門、民生業務部門に位置づけられるが、ここでは、後者を中心に紹介する。

建物における省エネルギーは、その構造・設備・建材と密接に関連している。新設時には、気候風土に適合した、太陽熱や自然の空気循環をうまく取り込むような設計（パッシブソーラーハウス等）によって、そもそも電気やガス等のエネルギー供給に依存した冷暖房の必要性が少ない建築を行う手法がある。自然環境の中に立地する小規模な宿泊施設等の場合に適しているが、自然エネルギーの利用は、日射、風量・風向等の立地条件による制約が大きいため、事前の調査が欠かせない。これに対して、太陽光発電、風力発電といった新エネルギーの利用を取り込んだ「アクティブ」な設計も可能である。

一方、既設建物については、省エネ改修や省エネ型の設備機器の購入・使用により対応することとなる。宿泊施設の場合、建物・設備の老朽化・機能低下やデザインの陳腐化によって商品としての魅力が低下していくのを避けるため、営業戦略上、リニューアルを行うことによって顧客のニーズに対応していく必要が生じる。省エネ改修は、こうした場合と異なり、コストだけがかかる環境対策と思われがちであるが、省エネルギーが着実に行われることによって、電気・ガス等の料金（ランニングコスト）を削減し、利益をもたらすことも可能である。

近年、この点に着目して省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う ESCO（Energy Service Company）事業という事業形態が注目されており、それに基づいて省エネ改修を行う例が増えてきている。今後は、宿泊施設などにおいてもこのようなサービスを活用して省エネルギー化を図るのも一つの方策である。

（2）新エネルギー



～ポイント～

- 交通機関の利用に伴うエネルギー消費
- 宿泊施設等の建物における給湯・冷暖房・照明等のエネルギー消費が大きい。

「新エネルギー法」（正式名称：新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法）では、「すでに技術的に実用段階にあるが経済性の面で普及が十分でないエネルギー」を、新エネルギーとしている。具体的には、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄物熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、未利用エネルギー利用（排熱等）、コージェネレーション、燃料電池等である。一般的には、すでに実用段階にある水力発電、地熱利用（再生可能エネルギー）に関しても新エネルギーに位置づけられる。

総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会では、これら新エネルギーについて、2010年度の導入目標を設定し、1999年度を基準として、概ね数倍～数十倍の利用を図ろうとしている。とくに電力に関しては、電力会社に一定割合以上の新エネルギー電気（風力、太陽光、廃棄物、バイオマス、中小水力等）の調達を義務づける、電気事業者による新エネルギー利用制度が法制化されている。

新エネルギーの導入事例については、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）「新エネルギーガイドブック＜入門編＞＜導入編＞」等を参照されたい。

7-2-4 リサイクル

（1）3Rへの対応



～ポイント～

○ごみの持ち帰り運動

○調理残渣・食べ残しのリサイクル
など

現在、国全体としては、2000年の循環型社会形成推進基本法制定と一連のリサイクル関連法の整備により、3R政策（リデュース・リユース・リサイクル＝発生抑制・再利用・再生利用）の方向で、廃棄物・リサイクル問題への対応が進められている。エコツアーリズムの現場で行われている3Rに対応した活動事例をいくつか紹介する。

自然環境の保全と活用の両立という観点から、エコツアーリズム実施地域におけるごみの散乱防止は重要な課題である。国内各地でごみの持ち帰り運動が行われているほか、（財）自然公園協会が行う駐車場事業収入等を財源とした美化・清掃活動も行われている。

利用ルール・マナーのもっとも徹底した例としては、ガラパゴス諸島における観光規制が挙げられる。ガラパゴス諸島では脆弱かつユニークな生態系を保全するために、観光客に対し、島に上陸する際、ごみの投げ捨てを一切行わないことはもちろん、食べ物を一切携行しないことを義務づけている。また、万が一散乱ごみを発見した場合は、それを拾って持ち帰ることを推奨している（ただし、種子一粒たりともガラパゴスの自然に属するものは持ち出してはならない）。

また、食品廃棄物は、エコツアー参加者の飲食・宿泊に伴って必ず発生する。食品廃棄物のうち、調理残渣は、事業者側における組織的な取り組みにより発生抑制や分別もある程度可能だが、食べ残しについては、エコツアー参加者の協力なしには有効な対策を立てにくい。

食べ残しの削減で大きな成果を収めている事例として、星野リゾートが挙げられる。星野リゾートは、結婚式披露宴におけるメニューの種類と量を、参加者が選べるようにできる仕組みを導入することにより、食べ残しの大幅な削減と顧客満足の両立を実現している。

発生した調理残渣・食べ残しのリサイクルについては、主として堆肥化、飼料化が考えられるが、悪臭を防止し良質の堆肥や飼料を得るためには、発生～保管～再生処理を短時間の間に衛生的に行い、投入物を適切にコントロールすること（量、頻度、水分、異物除去等）が欠かせず、立ち上げから安定的な運用に至るまでの試行錯誤が欠かせない。このため、設備導入でただちに食品廃棄物対策が完了すると考えていると、運用に入って思わぬ苦労が続くこととなる。なお、食品関連全般にわたる取り組み内容としては、グリーン購入ネットワーク「ホテル・旅館」エコチャレンジガイドラインが参考になる。

このほか、経済的手法を活用した取り組みとして、日本では実施例が少ないが（八丈島等）、飲食物等の購入時に一定の預託金を販売者に支払い、容器類の返却時に返金してもらうデポジット制度も有効である。

（2）地域循環システムの形成



～ポイント～

○地産地消の循環ネットワークを形成

食品廃棄物のリサイクルを、個別の施設だけでなく、周辺の農家・畜産農家と連携して行くと、地産地消の循環ネットワークを形成することができる。さらに広範な地域循環システムを構築しようとしている試みとして、菜の花プロジェクト、アサザプロジェクトなどが挙げられる。

第 8 章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて	217
8-1 取り組みの質の確保・向上	217
8-1-1 事後評価によりの確に状況を把握する	217
8-1-2 継続的に取り組み改善を図る	217
8-2 推進主体の組織としての持続性の向上	219
8-2-1 長期的・段階的に組織発展を進める	219
8-2-2 自律的な経営のための財源を確保する	223
8-3 情報発信・公開	225
8-3-1 重点的・戦略的に活動を公表・報告する	225
8-3-2 観光旅行者、地域住民に対して効果的に情報発信を行う	225
8-4 地域の経済システムとしての確立	227
8-4-1 エコツーリズム推進の取り組みの深化	227
8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化	227

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

8-1 取り組みの質の確保・向上



～ポイント～

- 的確な事後評価の実施
- 継続的な取り組み改善

8-1-1 事後評価により的確に状況を把握する

エコツーリズムの推進組織やエコツアー事業者等は、事後的に参加者に対するアンケートなどを実施し、エコツアー参加に当たっての満足度や問題点を的確に把握する必要がある。

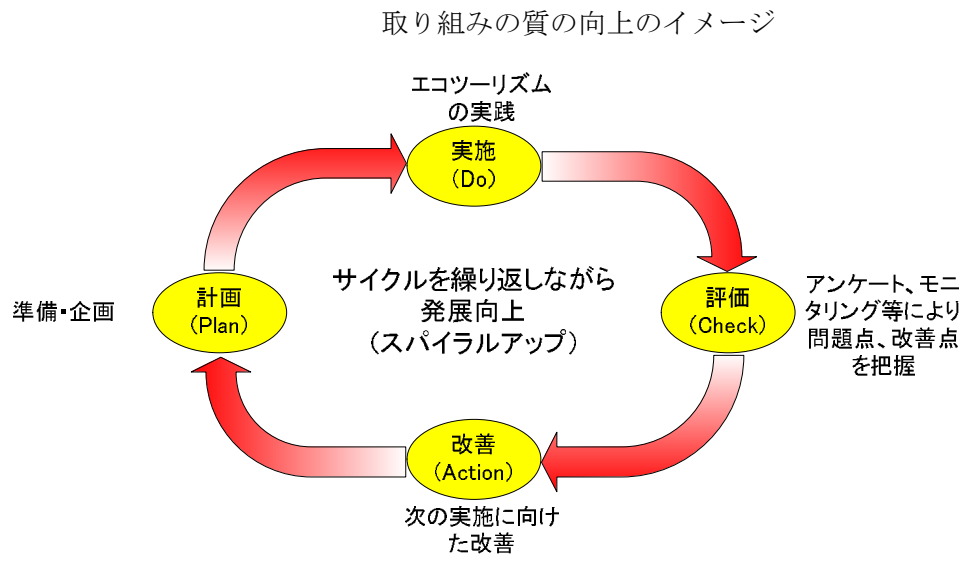
それによって寄せられたクレーム等に対しては、小さなものに対しても真摯な態度で対応することにより、地域イメージを損なう事の無いように注意すべきである。

8-1-2 継続的に取り組み改善を図る

前述のアンケート等で把握された問題点に対しては、エコツーリズムの推進組織やエコツーリズム事象者等は実現可能な範囲で直ちに改善策を講じることが必要である。次の取り組みに向けて常に計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルを回し、正のスパイラルにのって取り組みの品質の向上を図ることが求められる。

また、特にエコツーリズム推進の取り組みの初期段階において主導的な役割を担う市町村は、行政運営の向上の手法も、是非取り入れていきたい。例えば、観光まちづくりにおいては、施策の重要性と優先度や費用対効果を検証し、その後の施策に反映する「政策評価」を導入して、行政運営の効率化を図る動きも広まりつつある。また、施策の目的・結果を公表して透明性を高め、住民が政策を監視できるようにする「オンブズマン」の制度を持つところもある。

なお、地域の実情は取り組みに応じて変化するものであることから、特に全体構想の内容は定期的に点検及び見直しを行う必要がある。基本的には、年度末にはその年の活動を振り返ることが望ましいが、少なくともエコツーリズム推進のための基本方針が見直される5年程度を目安に、あわせて見直すことが望ましい。



8-2 推進主体の組織としての持続性の向上



～ポイント～

- 長期的かつ段階的な発展
- 自律的な経営基盤の確立

8-2-1 長期的・段階的に組織発展を進める

(1) 役割分担と協議会の定期的開催

地域によりエコツーリズムの推進体制も行政主導のケース、地域のエコツーリズム推進協議会主導のケース、エコツアー事業者主導のケース等、様々ではあるが、それぞれの事業を、地域の関係者の誰が中心となって進めるのかを明確にしておきたい。エコツーリズム推進に関わる担い手は、それぞれの特性や立場を応じて役割分担をした上で、相互に協力して積極的に推進組織の運営並びに全体構想の推進に努めることが肝要である。

また、特に全体構想を策定した地域にあっては計画倒れとならないよう、そのチェックや必要に応じた見直しを行うためにも、エコツーリズム推進協議会は定期的に会合を開催することが望まれる（その際には、観光振興やまちづくりに関わる団体等と協議・調整の上、共同で開催するなど、地域の実情に合わせて、構成員にも配慮した運営を心掛けたい）。

なお、全体構想の見直しに当たり、対象とするエリアについては、当初は一つの地域で取り組みを開始し、その後、近隣地域との連携や、複数の自治体間での連携に発展させるといった段階的な考え方が必要である。

(2) エコツーリズム推進組織の法人化、高度化

エコツーリズムの推進組織の有り様については、取り組みの当初から理想型を求めるのではなく、段階的な発展を目指すことが望ましい。地域の関係者で議論をしながら見直すことで、地域の推進体制の構築に向けた様々なアクションが見えてくる。

具体的なアクションとして、エコツーリズム推進協議会の法人化をはじめとする民間手法の導入や、観光協会やまちづくり組織の統合といった組織の高度化についても検討が必要である。

例えば、観光協会が存在する地域においては、観光協会が母体となり、その発展型を検討していけばよい。宿泊事業者、交通運輸事業者、飲食事業者等から構成される従来型の観光協会は、エコツーリズムやグリーンツーリズム、まち歩き・まちなか探訪、産業観光等への志向が高まる中で、今や曲がり角に来ている。そうした中で、株式会社化する例（ニセコリゾート観光協会、南信州観光公社）があれば、NPO法人化（阿寒観光協会まちづくり推進機構）、さらに有限中間責任法人化（白馬村観光局）するケースも見られるようになってきた。

なお、事務局の人材については、始めは他の組織との兼務でスタートし、一定の受け

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

入れ実績が重ねられ、事業性も十分に確保された段階で、専従の職員を雇用するといった考え方がある。

推進組織に求められる具体的な役割

<プロモーション関連事業>

- ・市場研究（マーケティング）、地域プロモーション計画の策定
- ・地域の旅行商品計画（エコツアー商品、その他体験プログラムの開発等）
- ・エコツーリズム関連情報の集約、プロモーション活動

<旅行関連事業>

- ・現地情報の提供
- ・エコツアー商品（オプションルツアー等）の催行、斡旋 等
- ・宿泊・域内交通等の運行・予約受付

事例 行政から民間組織への推進機能の移転（佐世保地区・長崎県佐世保市）



①モデル事業 3 年間の推進体制（エコツーリズム推進協議会）について

< 構成 >

佐世保地区のエコツーリズム推進協議会は、当初 35 団体で構成されており、設立目的は基本計画の策定であった（その前段階として有識者と観光事業者、行政からなる検討会を設置）。部会は基本方針に掲げられた 3 つの基本目標に対応して設置され、自由参加が原則となっている。

各部会の検討内容は本会議ですりあわされた上で取りまとめられる。実際には 3 部会の会長による役員会に事務局案を諮り、その段階でかなり調整がされた。

< 課題 >

各団体によって温度差があり、いまひとつまとまりが薄いのが課題であった。町内連合会や PTA にも参画してもらっているが、自分の問題としての意識が薄いことが要因と思われる。

3 部会の中では、市民活動部会の議論がもっとも難しかった。必ずしも自分のこととして捉えられない主体もいた。当初は住民によるツアーの企画や実施も期待されたが、実際には、道を聞かれたときに案内をするといった程度の内容が議論されたに過ぎない。

対して、史跡保存会や九十九島の会といった団体は、比較的熱心に取り組んでいる。また、地元紙を発行するライフ企画社の社長も積極的に意見を出してくれた。

人選については、佐世保市で関係団体をピックアップして声を掛け、委員を推薦してもらう形をとった。つまり、個人ではなく役職で参画してきている。

反省点として、団体名ではなく個人で呼んだ方が議論が進んだのではないかと、まちづくりに取り組む団体を加えるべきであったことが挙げられる。また公募委員についても検討の余地があった。

②今後の推進体制（佐世保観光コンベンション協会への推進機能移管）について

< 課題を踏まえた今後の体制の考え方 >

今後、エコツーリズム推進協議会は構成員を入れ替えて再編を予定している。団体数は現在の 35 から 10 団体程度まで絞り込む予定である。構成員は主に各地域で既にエコツアーを実践している主体を想定している。新作業部会も今年度中に立ち上げを見込んでいる。

事務局は佐世保市観光コンベンション協会に移管する。同時に同協会にランドオペレーター機能を持たせ、各地区でツアーを実施するサテライトとの間の連絡調整を行うことを期待する。各地区のサテライトは、部会への参画、ツアーの企画や販売、ルールの方針策定といった機能を持たせる。ガイドだけでなくコーディネーターも担う必要があり、それだけ求める水準も高くなる。現在でも、海上自衛隊の見学ツアーは、観光コンベンション協会を通じて受け付けている。

地区毎の個別の取り組みとなるため、情報を中央に集約することは難しいが、必要なことである。ただ、既に独自の活動をしているサテライトもあるため、あえて事務局で想定している枠組みに入ってもらった方がよいのか、そのことによって動きづらくなれないかとの議論もある。

観光コンベンション協会にランドオペレーターとしての機能を持たせるとすると、人員体制など組織的に対応する必要があるが、そのことについては検討を始めている。旅行業の登録については、事務局長が旅行会社出身のため旅行業務取扱者の資格を所有している。

佐世保市から観光コンベンション協会に業務を委託している。現在は PR 機能のみだが、ランドオペレーターとしての新しい機能を付加することになる。

当初（株）させばパールシーにランドオペレーターとしての機能を持たせるという意見もあったが、観光コンベンション協会との間で適切な役割分担をすることで対応することとなった。

人員体制は現在の PR 業務で手一杯であるため、ランドオペレーター機能を期待して 10 月から新規に人員を雇用している（エコツーリズム推進協議会の構成員でもある「ふるさと自然の会」の理事の男性を雇用）。推進協議会はまだパールシーに事務局があるが、引き継ぎを目指して会議には出席してもらっている。

平成 20 年度以降、協議会の再編が行われた際には事務局機能を完全に移行したいとの意向を持っている。

事例 エコツーリズム推進を担う民間組織の設立（田尻地区・宮城県大崎市）



3 年間のエコツーリズム推進モデル事業期間の後、エコツーリズム推進協議会の受け皿となることを見据えてマガンの里づくり研究会が設立されている。同団体は、蕪栗沼の保全活用計画の策定やワイズユースのための調整を目的としている。合意形成に当たっては、大崎市の第三セクターである「たじり穂波公社」が窓口となって NPO や農業者、グリーンツーリズムに取り組む主体の集まりであるグリーンツーリズム委員会でワーキンググループをつくり、実践を進めていく。特に問い合わせに対して対応する役割が重要になるが、今後も公社で担うことを期待している。

また、田尻地区においては、主要なフィールドである蕪栗沼の自然保護を担う団体である「蕪栗ぬまっこくらぶ」が、エコツーリズム推進モデル事業の期間中に取り組みの主要な役割を担ってきた。同団体は、その目的として蕪栗沼の環境保全に主眼を置いていることから、エコツーリズムを推進していく際には整合が取れないといった課題が生じた。

そのため、エコツーリズムとグリーンツーリズムの実践を通じて、社会教育やまちづくりを推進し、地域の経済活動の活性化に寄与することを目的として、2007 年 5 月（法人化は 10 月）に「NPO 法人えがす大崎」が設立された。同団体は、長期的にはランドオペレーターとして機能する組織を目指し、旅行業登録も視野に入れて活動していくこととしている。

8-2-2 自律的な経営のための財源を確保する

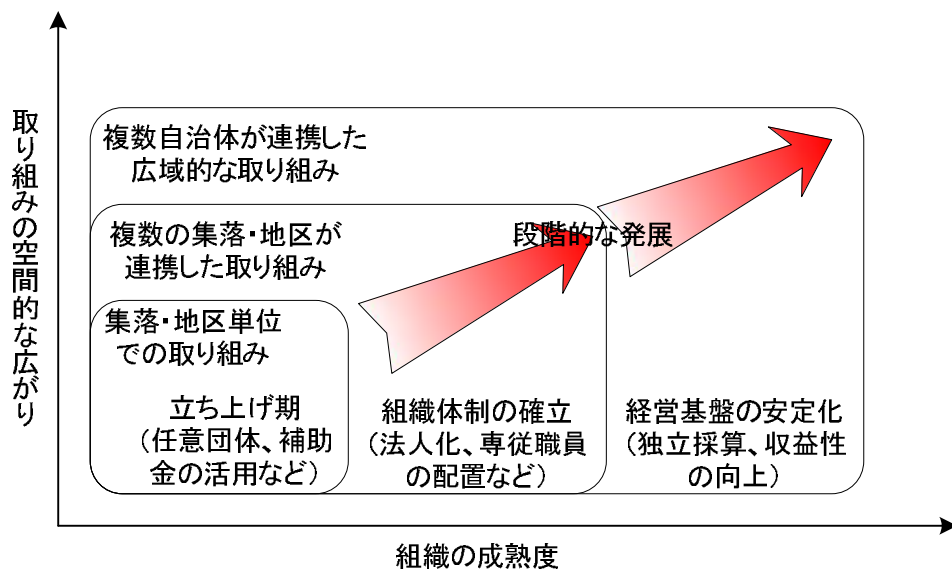
エコツーリズムの推進組織が事業を展開するに当たっては、ガイド育成費用やプログラム開発費用、プロモーション費用をはじめとする資金の裏付けが必要となる。全体構想の達成に向けた継続的な取り組みを維持するために、3～5ヶ年程度の予算計画は必須といえる。

取り組みの当初は行政からの補助金などを活用するといったことも必要だが、長期的には独立採算で事業が継続していけるような安定した経営基盤の確立を目指していくことが望ましい。

そのためには、推進組織自体が旅行者にエコツアー等のサービスを提供している場合には、常に提供されるサービスの質の向上につとめ、リピーターとしての固定客を獲得することによって、単価アップと収入の安定化を図ることが先決である。

また、その推進組織の公益性が高いと認められる場合には、環境税や観光税など環境保全や観光振興と関連性が高い法定外税を市町村が導入して、その一部を推進組織の運営費に充てるといった方法も検討に値する。

組織の段階的な発展のイメージ



事例 指定管理者制度を活用した組織運営（安心院・大分県宇佐市）



大分県宇佐市の安心院地区（旧安心院町）では、「NPO 法人安心院グリーンツーリズム研究会」が中心となって修学旅行を中心とした農山村体験を受け入れている。

同研究会では、専従職員（事務局長）1 名を雇用して組織運営に当たっている。人件費含めて組織の運営にかかる費用は NPO 法人の会費と協力金でまかなわれているが、事務局を安定継続させるため、株式会社（安心院長期休暇研究連合会）を設立し、宇佐市の施設である「家族旅行村」の指定管理者となって管理運営を受託することにより、NPO 法人の職員の人件費を捻出している。

このように、指定管理者制度を利用して公共施設の管理運営を行い、職員の人件費を確保した上で、本来の活動に取り組むといった例は全国でみられるようになってきている。

8-3 情報発信・公開

8-3-1 重点的・戦略的に活動を公表・報告する

エコツーリズムの推進組織の活動に当たっては、会合などは原則公開とするなど、運営に関わる透明性、参加の公平性を確保することが望ましい。

また、より適切な推進組織の運営や取り組みの推進をするためにも、地域内の専門家だけでなく、必要に応じて、外部の専門家や研究者などからの意見聴取を行うことも必要である。

なお、推進組織は、会合などでの協議事項や決定事項などを、関係者間での共有化に努めるとともに、対外的にもインターネットによる電子メール、ホームページ等を有効に活用してタイムリーに、かつ重点的・戦略的に情報発信していきたい。エコツーリズムの認知度を高め、エコツーリズムのイメージをアップさせるためには、必要不可欠な試みである。

8-3-2 観光旅行者、地域住民に対して効果的に情報発信を行う

市町村やエコツーリズムの推進組織、エコツアー事業者等は、旅行者に対しては、エコツアーへの参加を促進するため、各地で実施されているガイドンス・プログラムに関する情報やエコツアーの楽しさ、参加することの効用などについて、電子メールやホームページ等の各種媒体を活用して情報提供を行うことが大切である。

一方で、地域住民に対しても、市町村や推進組織等が、「エコツーリズムが地域の生物多様性保全、観光振興、地域振興、環境教育の推進などに寄与する」ことを、積極的かつ効果的に周知していくことが望ましい。

なお、旅行者、地域住民向けのどちらの場合も、媒体（及び場所）については、できるだけ閲覧率の高くなる媒体や場所を用いることが望ましい。電子メール、ホームページは情報提供先を選ばず有効な媒体であるが、これ以外にも、旅行者向けであれば、テレビや新聞等のマス媒体を利用した情報発信、観光施設等でのチラシ、ポスター、看板等の直接媒体を用いた広報活動も検討したい。また、地域住民向けであれば、広報誌の配布や説明会の開催が有効である。

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

各媒体の特長

媒 体		メリット	デメリット
電波・有線情報	テレビ	●視覚情報として伝えることができるため、イメージの伝達に優れている。 ●情報に動きがあるため、視覚にとらえやすい。 ●一度に多数の人に向けて伝えることができるため、放映後の反応(問い合わせ)が早い。	●事実と異なる情報が流れると、修正に手間や時間を要する。 ●伝達情報は放映時間枠内に限られるため、全てを伝えることは難しい。 ●情報伝達が一過性のため、受信者に情報として残りにくい。 ●広告制作費にまつた費用を必要とする。 ●問い合わせに十分対応できる態勢づくりが課題。 ●受入側で希望する特定マーケットを獲得する場合には向いていない。
	CATV	●テレビと同様のメリットを持つ。 ●テレビに比べると広告料が安い。 ●特定地域を対象として情報発信するには効果的である。 ●文字情報として反復して流すこともできるため、受信者が記録を取りやすい。	●テレビに比べると、受信者数はまだ限られている。 ●テレビと同様、問い合わせに十分対応できる態勢づくりが課題。
	ラジオ	●テレビに比べると広告料が安い。 ●聴覚情報として反復して流すこともできるため、受信者が記憶しやすい。	●テレビに比べると受信者(マーケット)が限られている。 ●受信者の印象に残りやすい言葉による広告の制作が課題。
紙情報	新聞	●購読者数が多く、目に触れる率も高い。 ●情報が記録されているため、正確性が高い。 ●広告の面積や掲載回数などの選択肢が幅広い。	●毎日購読するため、一過性が高く、広告の効果も短命。 ●広告の面積により伝達できる情報量も限られる。 ●受信者の印象に残りやすい言葉や写真などによる広告の制作が課題。
	雑誌	●購読者層が細分化されているため、特定マーケットへ向けた情報発信には向いている。 ●月刊誌などのようにまとまった期間販売されているため広告の効果に一定の持続性がある。 ●情報が記録されているため、正確性が高い。	●その雑誌のコンセプトに合致した情報内容(魅力)でないと広告掲載は難しい。 ●雑誌社へ提供できる優れた写真情報のストックが不可欠。 ●取材の受け入れ体制がしっかりしていることが重要。
	屋外広告	●広告の場所、面積、期間は幅広く、広く屋外の人々の目に触れる。 ●情報が記録されているため、正確性が高い。	●慢性化すると、広告の効果は低下する。 ●他の広告とも競合するため、情報発信には、写真、デザイン、言葉などに高度なセンスが求められる。
	車内報告	●乗客の目に触れる率が高い。 ●特定の路線利用者へ向けた情報発信に向いている。 ●一定期間にわたり情報発信できるため、広告の効果に一定の持続性がある。 ●情報が記録されているため、正確性が高い。	●広告の大きさが限られることや、他の広告とも車内で競合するため、情報発信には、写真、デザイン、言葉などに高度なセンスが求められる。
	パンフレットの設置	●情報が記録されているため、正確性をはじめ、保存性も高い。 ●特定の団体や組織、個人へ向けて提供することができる。	●全国各地のパンフレットとも競合するため、内容には十分な工夫が必要。 ●各設置場所でのパンフレットの補充など継続的な維持管理が必要。
	DM	●特定のマーケットへ向けて、情報を発信することができるため、希望する客層を選択することが可能である。	●宿泊施設等の顧客情報を利用する他には、民間企業から顧客情報を購入する必要がある。 ●特定マーケットの選定と情報発信内容のマッチングに判断力を要する。 ●高い反応率は必ずしも期待できない。
電子情報	インターネット	●動画、音声なども流すことができ、紙情報よりも自由度が高い。 ●情報の変更や旬情報の提供に対して迅速に対応できる。 ●電子メールで双方向のやり取りが可能である。	●一般市場をはじめ特定の客層がどの程度閲覧するかまでには力が及ばない。 ●全国各地のホームページとも競合するため、質、量ともに高度なセンスが求められる。 ●通信速度の高いホームページの作成が不可欠。 ●情報発信や情報内容、問い合わせへの対応などを専門に対応できる人の確保が不可欠。

8-4 地域の経済システムとしての確立

地球規模で環境破壊が広がり、環境問題への関心が高まる中であって、観光面においても、これまでの大量の人々による観光利用に伴って発生してきた自然環境や文化財の破壊、地域の生活社会環境へのマイナスといった問題への反省から、観光利用の基盤である自然環境・文化財・地域社会と共生し、将来にわたっていつまでも楽しむことができるスタイルの旅行として、エコツーリズムが注目を集めている。

エコツーリズムに関わる各主体（市町村、エコツアー事業者、地元住民、旅行者等）ばかりではなく、広く国民がエコツーリズムに対する正しい認識と知識を持ち、エコツーリズム推進に関する情報を共有化することで、その取り組みはさらに深化・進化していくことであろう。

8-4-1 エコツーリズム推進の取り組みの深化

エコツーリズムは地域振興、観光振興を考える際に、従来にない可能性を秘めている。すなわち、何よりも地域における新たな観光魅力づくりにつながり、新たな観光顧客の獲得を期待できる。また「人とのふれあい」を含めて、じっくり地域の魅力を味わってもらうことで、滞留・滞在利用を促進し、ひいては観光消費の増大が期待できる。さらに地域の様々な産業資源に立脚した見せ方や、体験プログラム等の工夫次第で農林漁業、商工業の活性化をも促進する。

例えば、エコツーリズムに対する住民の理解が高まり、その協力を得ることができれば、エコツアー商品の開発は、以前にも増して、自然・歴史・生活文化といった多様な地域資源を多彩に活用し、人とのふれあいや交流を組み込んだ、地域密着型の商品として、深化していくことになる。こうしたエコツアー商品の提供により、旅行者の満足度や地域ブランド力は高まり、地域への経済効果の向上も期待できよう。

8-4-2 エコツーリズム推進の取り組みの進化

エコツーリズムとは、還元すれば、旅行を地域の自然や文化・社会を維持する仕組みにつなげることを目的とした社会活動であるとも言える。よって、エコツーリズムの推進にあたっては、従来の「優れた環境地域に人を立ち入らせないことによってその自然を保護する」といった考え方から、「優れた自然環境地域の観光利用を推進し、旅行者が消費したお金を活用して自然を保護していこう」という考え方への転換が大切である。

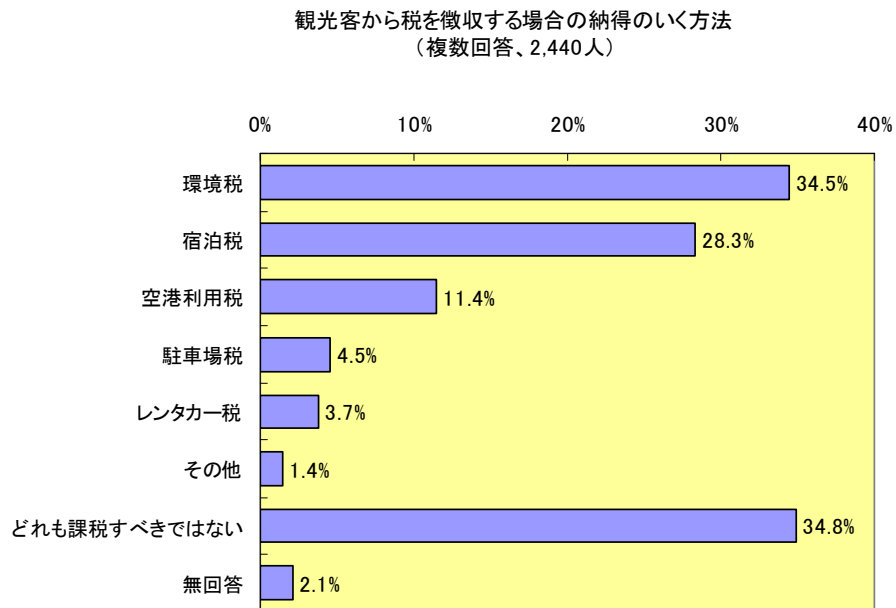
例えば、こうしたことについても、旅行者の理解が得られ、新たに「旅行を地域の自然の多様性と社会にプラスになるよう活かしていく仕組み」が構築され、旅行者が自然と出会うことに対して支払うお金の一部が上手く地域に還元されれば、生計と自然の維持に役立ち、持続的な地域社会を作っていくことも可能となろう。

なお、現状、自然環境の保全のための財源確保の方法としては、沖縄県石垣島のような「募金」によるケース、岐阜県高山市乗鞍山麓五色ヶ原の「条例」による入山料を徴収しているケース、山梨県富士河口湖町のように「法定外税（遊漁税）」を導入したケースなど、地域事情によって様々ではある。「一定程度の強制力が有り比較的安定的な財源

第8章 エコツーリズムの持続的な推進に向けて

を確保できる」といった点からは、「課税方式」が有効であると言える。

法定外税（環境税等）を導入するということは、旅行者に対して「高品質なエコツーリズムを推進していく」というメッセージを発することでもある。消費者へのアンケート調査でも、最も納得性の高い徴収方法として「環境税」が34.5%の人が選択している。法定外税の導入による財源確保、自然環境の保全の仕組みづくりについて、各地で前向きに検討がなされてもよい時期に来ている。



事例 募金による自然・環境の保護と美化活動のための財源確保（石垣島・沖縄県）



平成16年3月30日、石垣島の自然・環境の保護と美化活動のための財源確保とともに、市民及び来島者への自然・環境などの保護の啓発活動を促進し、また事業推進を通して地域全体として自然・環境の保護と美化活動に対する市民の意識の高揚を図ることを目的として、「美ら海・美ら島募金推進協議会」（会長：宮平康弘氏（（社）石垣市観光協会筆頭副会長）が設立された。

具体的な事業内容は、

- ①川平湾や河川の保護及び浄化対策
- ②米原海浜や周辺海域のサンゴ礁の保護対策
- ③観光地、海浜、主要道路の美化活動
- ④その他自然保護及び環境美化に関すること

であり、同会の目的に賛同する施設及び企業に募金箱を設置して、石垣市を中心とした企業・団体・個人及び来島者に広く募金等と呼びかけている。

事例 条例で得た入山料による散策ルート of 保全等（乗鞍山麓五色ヶ原・岐阜県高山市）



岐阜県高山市丹生川町（旧丹生川村、2005年3月に市町村合併によって高山市となる）の五色ヶ原の散策では、「乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例」（2004制定）により入域コントロールがなされ、入山料の支払いとガイドの同行が義務づけられている。

条例では、五色ヶ原を散策するには地元行政が委嘱する森の案内人の同行を義務づけ、一人のガイドが案内する参加者は10人まで、さらに遊歩道が整備された2つのルートの日あたりの入域者数はそれぞれ150人を上限とした。案内人が同行するツアーは、朝8時にスタートし、一日かけて樹林帯を散策する滝巡りコースと、同じく一日かけて湿原エリアをまわる池巡りコースがあり、どちらも参加人数が6名以上の場合は参加者一人当たりの料金は8,800円で、参加人数に応じて料金が決められている。参加料金にはガイドの案内、ガイドブック、保険にかかる費用などが含まれており、これらはまとめて入山料として地元行政の会計に入金される。

このお金が、ガイドの人件費などにあてられるとともに、散策ルートの保全や整備費にも充てられている。

事例 法定外税の導入による環境保全のための財源確保

(山梨県富士河口湖町／岐阜県／東京都／沖縄県伊是名村)



平成12年4月の地方分権関連一括法の中で、地方独自の法定外目的税設置への途が開かれると、平成13年7月に河口湖町（現富士河口湖町）において第一号案件として「遊漁税」が施行されている。これは、観光に関わる法定外目的税の最初の事例でもある。その後、観光税としては、東京都の「宿泊税」（平成14年10月）や、岐阜県の「乗鞍環境保全税」（平成15年5月）など幾つかが導入に至っている。

法定外税の例

「観光予算」の使途範囲	事例
観光振興全般	東京都「宿泊税」(法定外目的税)
環境保全 (観光資源、自然環境、歴史文化、生活環境の保全等)	河口湖「遊漁税」(法定外目的税) 岐阜県「乗鞍環境保全税」(法定外目的税) 太宰府市「歴史と文化の環境税」(法定外普通税) 伊是名村「環境協力税」(法定外目的税)
インフラ整備への負担	熱海市「別荘等所有税」(法定外普通税)

※新聞記事、ホームページ等より作成

先進事例の概要

名称(税種) 自治体・導入年	導入の背景	課税対象	徴収方法及び 特別徴収義務者	課税額 (1回あたりなど)	税の使途
遊漁税 (法定外目的税) 富士河口湖町 2001年7月	釣り人口の増加とともに、湖周辺の環境への悪影響が深刻な問題となる。町では、公共駐車場、公共トイレの増設、周辺道路の整備等の対策を行ってきたが、更に河口湖の環境整備(環境保全、環境美化、施設整備)を継続的に進めるため導入。	河口湖における釣り客×中学生以下の者、70歳以上の者及び障害者を除く	河口湖漁業協同組合等の遊漁券を交付(販売)している者	1回200円 (遊漁料別途1,000円)	03年度治水組合の遊漁税事業の歳出は36,474千円。主な内訳は、 ・委託料17,998千円：湖面清掃、トイレ管理、ごみ収集委託 ・工事請負費8,306千円：パイオトイレ設置工事 ・報償費5,190千円：湖畔清掃ボランティア報償 ・使用料賃借料2,520千円：駐車場借地権、仮設トイレ使用料 ・負担金2,250千円：遊漁税事務執行職員給与負担金、河口湖つり大会補助金
宿泊税 (法定外目的税) 東京都 2002年10月	観光を従来の「レクリエーション活動」から「観光産業」として捉え、政策を強化。特別地方消費税との違いを明確にし、都の観光振興を目的とするために導入。	宿泊客×1泊1万円未満の宿泊客を除く	ホテル又は旅館を特別徴収義務者としている。登録施設数353施設	1人1泊10,000円以上15,000円未満：税額100円 1人1泊15,000円以上：税額200円	1. 観光案内所の運営 2. シティセールスの展開 3. 観光まちづくりの推進 4. 宿泊施設バリアフリー化の推進 5. 旅行者等わかりやすい標識等の整備 6. ウェルカムカードの作成・配布
乗鞍環境保全税 (法定外目的税) 岐阜県 2003年5月	乗鞍岳周辺は希少生物の生息や貴重な高山植物の自生が見られるため、特別保護地域に指定されている。岐阜県は、乗鞍スカイライン無料化に伴う自動車流入量の増加に備え、乗鞍地域の環境保全施策を実施。そのための財源の一部として導入。	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為について。納税義務者は運転する者(ただし、運転者以外の者が行う事業に従事して運転している場合、事業を行っている者)×緊急車両を除く。	特別徴収義務者：駐車場料金徴収者(旧丹生川村)。ただし、一般乗合用バス等については月ごとの申告納付の方法により徴収。	乗員定員30人以上 観光バス 3,000円 乗合用バス 2,000円 11人以上29人以下 1,500円 10人以下 300円 ※駐車場からの代替バス料金は往復1,800円、片道1,050円(小人は半額)	乗鞍地域の環境保全施策 ・環境影響評価調査 ・植生回復等技術支援 ・環境パトロール員の設置 ・乗鞍自然環境指導員の設置
環境協力税 (法定外目的税) 伊是名村 2005年4月	農業基盤整備事業、漁業基盤整備事業、生活環境基盤整備事業、若者定住促進事業、観光施設の整備事業を推進してきたが、事業実施に伴う起債残高が大きく財政が硬直化。03年5月に観光施設の維持管理や環境美化のための財源の一助として導入。	船や飛行機によって島に入域する人(村民も課税対象)×心身障害者、高校生以下は免除(障害者手帳、その他証明できるものを提示する)	伊是名運送(村営)、北部港運(本部町)、エアードルフィン(沖縄ツウリストの定期チャーター航空便)、前田渡船(伊平屋村間)	入村1回につき100円	公園費(土木費)。村一円の公園や観光施設、名所旧跡(約20カ所、グラウンドも含む)の環境整備に活用され、清掃管理の賃金が中心である(雇用者数は1名)。

○課税以外の方法と比較した妥当性

税以外にも、協力金、負担金、料金徴収方式といった負担方法がある。これらに対して税導入の特長としては、①受益者が広範にわたり、受益の程度を個別に評価できない、②強制力が有り比較的安定的な財源である、といった点が挙げられる。

○使途範囲と税種の妥当性

新税を導入する際、税の種類を法定外目的税とするか、法定外普通税とするかという点についての検討が必要となる。通常は使途の限定性が高い法定外目的税であっても、東京都「宿泊税」のように観光宣伝事業から案内標識整備、バリアフリー対策まで観光振興施策全般に使途を展開している事例もある。これは、観光政策の範囲が広範にわたるという特性も反映したものともいえる。

○観光税導入による効果

観光税（環境税や観光インフラの税を含む）を導入することで得られる効果は正負様々であるが、主に次のような点に集約できる。

【正の効果】

- ・観光税を活用した観光振興施策の実施とその効果
- ・観光資源の保全や観光客への啓発の効果
- ・安定的・自律的な観光予算の確保

【負の効果】

- ・行政や特別徴収義務者のコスト
- ・観光需要の減少と経済効果の減退の可能性

特に環境税の導入による観光資源の保全効果について言うと、①税の使途が観光資源の保全に用いられることによる効果と、②徴収時の観光客への啓発効果の2つの面がある。

なお、旅行者への啓発効果を高めるには、パンフレットや看板、インターネット等により、課税目的とその使途についての公示・広報体制を充実していくことが先ず必要である。合わせて、観光振興施策や環境保全施策の効果をわかりやすい形で旅行者に示すことが重要となる。例えば、トイレ、駐車場、散策道等の利便施設の効果的な配置や、観光サービス導入（ガイド制度や地域通貨導入など）や条例制定（景観条例や環境条例など）と連動させることなどにより、旅行者の納得性を高め、共感を得ていくことが大切である。

参考：観光税の導入に関する研究（（財）日本交通公社 自主研究）

事例 市民ファンド設立による地域づくりの推進（東京都世田谷区）



財団法人世田谷トラストまちづくりは東京都世田谷区長を代表とするまちづくりに関する組織である。主な事業としては、世田谷区内における緑地等のトラスト運動の推進、区民等のまちづくり事業の支援、人材育成、公益信託の運營業務、住まいに関する支援業務、駐車場等の管理等となっている。

公益信託の運營業務である「世田谷まちづくりファンド」は、区民の創意と工夫にあふれたまちづくりを促進し、だれもが安心して暮らせる人間性豊かで魅力的なまちを創造することを目的として、1992年に設立された。

全国に先駆けて始まったまちづくりファンドの仕組みは、公益信託制度を活用したものである。公益信託制度とは、公益的な目的で一定の財産を受託者（信託銀行など）に委託し、受託者はこれを管理・運営しながら公益活動を行っていくものである。1992年に設置されて以降、財産の運用益を活用したり、場合によっては一部を取り崩したりしながら165もの団体に対して助成をおこなってきた。

この仕組みは、住民・行政・企業三者で支えられているものであり、広く寄付を呼びかけながら活動を行っている。

事例 ガイドツアー参加費の地域への還元（滋賀県高島市）



湖西地区（滋賀県高島市）では、“かばた”をめぐる「命めぐる水辺ツアー」（主催：針江生水の郷委員会）を開催している。“かばた”とは、家の中や敷地内に水が湧き、その噴出口に水場を作りその水を家事等に利用するもので、ほとんどが私有地にある。そのため、旅行者等の行為が“かばた”の所有者や周辺の住民の生活に悪影響を及ぼさないよう、地域内の散策については、「必ずボランティアガイドの案内のもとで行う」というルールを策定している。

このガイドツアーの参加費は地域の環境整備に使われるほか、ガイドへの報償費にも充てられる。この際、地域通貨として支給されることにより、地域経済への波及効果を生み出すことにもつながっている。